CZ-4-3
1200404246265

禁電

第九回国会制定法

参議院法制局

第九回国会制定法

第九回国会制定法

参議院法制局

国立国会
20.3.10
図書館
K 886

註　題名の下に（衆法）、（参法）とあるのは、衆議院提出又は参議院提出のものであることを示し、その他はすべて内閣提出のものである。

国立国会図書館
26.3.10
K 866

~~320.91Sa594k~~
Cz
43

目次

○法律第二百五十二号　酒税法の一部を改正する法律（昭二五・一一・三〇公布）……一
○法律第二百五十三号　漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律（昭二五・一二・九公布）（衆法）……三
○法律第二百五十四号　全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一一公布）（衆法）……四
○法律第二百五十五号　運輸省設置法等の一部を改正する法律（昭二五・一二・一二公布）……四
○法律第二百五十六号　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五・一二・一二公布）……六
○法律第二百五十七号　塩田等災害復旧事業費補助法（昭二五・一二・一二公布）……一一
○法律第二百五十八号　国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一二公布）……一四
○法律第二百五十九号　競馬法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一二公布）（衆法）……一四
○法律第二百六十号　裁判所職員の定員に関する法等の一部を改正する法律（昭二五・一二・一三公布）……一四
○法律第二百六十一号　地方公務員法（昭二五・一二・一三公布）……一五
○法律第二百六十二号　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一四公布）……二八
○法律第二百六十三号　日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一四公布）……二八
○法律第二百六十四号　中小企業信用保険法（昭二五・一二・一四公布）……二九
○法律第二百六十五号　中小企業信用保険特別会計法（昭二五・一二・一四公布）……三〇
○法律第二百六十六号　国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭二五・一二・一五公布）……三二
○法律第二百六十七号　刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一五公布）……三二
○法律第二百六十八号　日本輸出銀行法（昭二五・一二・一五公布）……三三
○法律第二百六十九号　国立学校設置法等の一部を改正する法律（昭二五・一二・一六公布）（衆法）……三八
○法律第二百七十号　特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一六公布）……三九
○法律第二百七十一号　特別鉱害復旧特別会計法（昭二五・一二・一六公布）……四一

○法律第二百七十二号　米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一八公布）……四三
○法律第二百七十三号　食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一八公布）……四四
○法律第二百七十四号　食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・一二・一八公布）……四四
○法律第二百七十五号　農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・一二・一八公布）……四四
○法律第二百七十六号　郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二五・一二・一八公布）……四五
○法律第二百七十七号　水産業協同組合法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一八公布）〔参法〕……四五
○法律第二百七十八号　国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・一二・一八公布）〔衆法〕……四八
○法律第二百八十号　船員保険法等の一部を改正する法律（昭二五・一二・一九公布）……四九
○法律第二百八十一号　判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・一二・一九公布）……五〇
○法律第二百八十二号　訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭二五・一二・二〇公布）……五〇
○法律第二百八十三号　所得税法臨時特例法（昭二五・一二・二〇公布）……五四
○法律第二百八十四号　食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律（昭二五・一二・二〇公布）……五四
○法律第二百八十五号　砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭二五・一二・二〇公布）……五五
○法律第二百八十六号　揮発油税法の一部を改正する法律（昭二五・一二・二〇公布）……五五
○法律第二百八十七号　物品税法の一部を改正する法律（昭二五・一二・二〇公布）……五六
○法律第二百八十八号　裁判所法の一部を改正する法律（昭二五・一二・二〇公布）……六〇
○法律第二百八十九号　民事訴訟法等の一部を改正する法律（昭二五・一二・二〇公布）……六〇
○法律第二百九十号　鉱業法（昭二五・一二・二〇公布）……六一
○法律第二百九十一号　鉱業法施行法（昭二五・一二・二〇公布）……九〇
○法律第二百九十二号　採石法（昭二五・一二・二〇公布）……九七
○法律第二百九十四号　土地調整委員会設置法（昭二五・一二・二〇公布）〔衆法〕……一〇三
○法律第二百九十五号　競馬法の一部を改正する法律（昭二五・一二・二一公布）……一〇三
○法律第二百九十五号　薬事法の一部を改正する法律（昭二五・一二・二二公布）……一〇三
○法律第三百号　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・一二・二七公布）……一〇四
○法律第三百一号　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・一二・二七公布）……一〇四
○法律第三百二号　未復員者給与法の一部を改正する法律（昭二五・一二・二七公布）〔参法〕……一〇五
○法律第三百三号　毒物及び劇物取締法（昭二五・一二・二八公布）……一〇五
昭和二十六年
○法律第一号　協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・一・六公布）〔衆法〕……一一一
○法律第　号　松江国際文化観光都市建設法（昭二六・　・　公布）〔衆法〕……一一一
○法律第　号　芦屋国際文化住宅都市建設法（昭二六・　・　公布）〔衆法〕……一一一
○法律第　号　松山国際観光温泉文化都市建設法（昭二六・　・　公布）〔衆法〕……一一三

○第八回国会法律集補遺表……六

○公共組合設立認可基準……三
○公共組合定款変更認可基準……三
○公共組合解散認可基準……三
○公共組合の合併認可基準……三
○公共組合の組合員の脱退及び除名の認可基準……三
○公共組合の賦課金の賦課徴収の認可基準……三
○公共組合の賦課金の賦課徴収の認可基準……三
○公共組合の賦課金の賦課徴収の認可基準……三
○公共組合の賦課金の賦課徴収の認可基準……三
○公共組合の賦課金の賦課徴収の認可基準……三

件名索引（五十音順）

（註）○印は、第九回国会を通過した法律を示す。
△印は、右法律によつて改廃された法令を示す。例えば、△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭二五―法二七〇）とあるのは、昭和二五年法律二七〇号（特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律）において、印紙税法（明三二―法五四）の一部が改正されていることを示す。

（あ）

○青屋国際文化住宅都市建設法（昭二五・法　）……二三

（い）

△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭二五―法二七〇）……四二

（う）

○運輸省設置法等の一部を改正する法律（昭二五・一二・一二・法二五五）……四

△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭二五―法二五九）……元

（え）

○塩田等災害復旧事業費補助法（昭二五・一二・一二・法二五七）……二

（お）

△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭二五―法二六八）……三

（か）

△火薬類取締法（昭二五―法一四九）の一部改正（昭二五―法二九〇）……六

△外国人の財産取得に関する政令（昭二四―政五一）の一部改正（昭二五―法二五一）……八

△貸金業等の取締に関する法律（昭二四―法一七〇）の一部改正（昭二五―法二六八）……三

（き）

○揮発油税法の一部を改正する法律（昭二五・一二・二〇・法二八五）……三

○旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五・一二・一二・法二五六）……四

○漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律（昭二五・一二・九・法二五三）……三

○協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律（昭二六・一・六・法一）……一二

○行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一四・法二六二）……六

△行政機関職員定員法（昭二四―法一一六）の一部改正（昭二五―法二五五）……六

△行政機関職員定員法（昭二四―法一一六）の一部改正（昭二五―法二六〇）……四

△行政機関職員定員法（昭二四―法一一六）の一部改正（昭二五―法二六四）……三

△行政機関職員定員法（昭二四―法一一六）の一部改正（昭二五―法二六九）……六

△貴金属管理法（昭二五―法二九〇）……六

（け）

○刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一五・法二六七）……三

○競馬法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一二・法二五九）……四

○競馬法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一二・法二九四）……一〇三

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・一二・一七・法三〇一）……一〇四

△経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭一九―法四）の一部改正（昭二五―法二七〇）……四二
（こ）
○鉱業法（昭二五・一二・二〇・法二八九）……六〇
△鉱業法（明三八―法四五）廃止（昭二五―法二八九）……六〇
○鉱業法施行法（昭二五・一二・二〇・法二九〇）……八一
○国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭二五・一二・一五・法二六六）……三
○国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・一二・一九・法二七八）……四八
○国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭二五・一二・二二・法二五八）……一四
○国立学校設置法等の一部を改正する法律（昭二五・一二・一六・法二六九）……三
△厚生省設置法（昭二四―法二一〇）の一部改正（昭二五―法三〇三）……一〇九
△鉱業抵当法（明二八―法五五）の一部改正（昭二五―法二九〇）……八
△鉱山保安法（昭二四―法七〇）の一部改正（昭二五―法二九〇）……八六
△国家行政組織法（昭二三―法一二〇）の一部改正（昭二五―法二五四）……六
△国家行政組織法（昭二三―法一二〇）の一部改正（昭二五―法二七〇）……四二
（さ）
○砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭二五・一二・二〇・法二八四）……一〇
○採石法（昭二五・一二・二〇・法二八五）……一〇
○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・一二・二七・法三〇〇）……一〇四
○裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律（昭二五・一二・二三・法二六〇）……一四
○裁判所法の一部を改正する法律（昭二五・一二・二〇・法二八七）……一〇
△砂鉱法（明四二―法一三）廃止（昭二五―法二八九）……一〇
（し）
○酒税法の一部を改正する法律（昭二五・一一・三〇・法二五二）……一
○所得税法臨時特例法（昭二五・一二・二〇・法二八二）……五〇
○食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・一二・一八・法二七四）……四四
○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一八・法二七三）……四四
○食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律（昭二五・一二・二〇・法二八三）……五四
△商法（明三二―法四八）の一部改正（昭二五―法二九〇）……八八
（す）
○水産業協同組合法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一八・法二七七）……四二
（せ）
○船員保険法等の一部を改正する法律（昭二五・一二・一九・法二七九）……四八
△船員保険法の一部を改正する法律（昭二三―法一二八）の一部改正（昭二五―法二七九）……四九

○全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一一・法二五四）……四
△石油資源開発法（昭二三―法三一）の一部改正（昭二五―法二九〇）……四七
（そ）
○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一九・法二八一）……五〇
△相続税法（昭二五―法七三）の一部改正（昭二五―法二九〇）……八六
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭二五―法二九二）……一〇三
（ち）
○地方公務員法（昭二五・一二・一三・法二六一）……一五
○中小企業信用保険特別会計法（昭二五・一二・一四・法二六五）……三〇
○中小企業信用保険法（昭二五・一二・一四・法二六四）……元
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二五―法二七七）……四八
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭二五―法二九〇）……八
△中小企業庁設置法（昭二三―法八三）の一部改正（昭二五―法二六五）……三
△毒物劇物営業取締法（昭二二―法二〇六）廃止（昭二五―法三〇三）……一〇九
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭二五―法二七〇）……四三
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭二五―法二七七）……四三
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭二五―法二九〇）……八
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭二五―法二九一）……九
△帝国鉱業開発株式会社法（昭一四―法八二）の一部改正（昭二五―法二九〇）……八
△電気通信省設置法（昭二三―法二五五）の一部改正（昭二五―法二五五）……六
（と）
○土地調整委員会設置法（昭二五・一二・一二・法二九二）……九二
○特別鉱害復旧特別会計法（昭二五・一二・一六・法二七一）……四三
○特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一六・法二七〇）……元
△通商産業省設置法（昭二四―法一〇二）の一部改正（昭二五―法二七〇）……四三
△通商産業省設置法（昭二四―法一〇二）の一部改正（昭二五―法二九〇）……八六
（な）
△通商産業省設置法（昭二四―法一〇二）の一部改正（昭二五―法二六五）……三
△通商産業省設置法（昭二四―法一〇二）の一部改正（昭二五―法二七〇）……四三
△通商産業省設置法（昭二四―法一〇二）の一部改正（昭二五―法二九〇）……八六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭二五―法二九二）……一〇三
（に）
○日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一四・法二六三）……六
○日本輸出銀行法（昭二五・一二・一五・法二六八）……三三
（の）
○農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律（昭二五・一二・一八・法二七五）……四四
（は）

○判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・一九・法二八〇)……四九

(ふ)

○物品税法の一部を改正する法律(昭二五・一二・二〇・法二八六)……五六

△不動産登記法(明三二一法二四)の一部改正(昭二五一法二九一)……九七

△富裕税法(昭二五一法一七四)の一部改正(昭二五一法二九〇)……八九

(へ)

○米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律(昭二五・一二・一八・法二七二)……四三

(ほ)

△法人税法(昭二三一法二八)の一部改正(昭二五一法二七七)……四七

△貿易特別会計法(昭二四一法四一)の一部改正(昭二五一法二七二)……四四

(ま)

○松江国際文化観光都市建設法(昭二五・法　)……一二

○松山国際観光温泉文化都市建設法(昭二五・法　)……一三

(み)

○未復員者給與法の一部を改正する法律(昭二五・一二・二七・法三〇二)……一〇五

○民事訴訟法等の一部を改正する法律(昭二五・一二・二〇・法二八八)……六〇

△民事訴訟費用法(明二三一法六四)の一部改正(昭二五一法二八八)……六〇

△民事訴訟用印紙法(明二三一法六五)の一部改正(昭二五一法二八八)……六〇

(や)

○薬事法の一部を改正する法律(昭二五・一二・二二・法二九五)……一〇三

△薬事法(昭二三一法一九七)の一部改正(昭二五一法三〇三)……一〇九

(ゆ)

○郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭二五・一二・一八・法二七六)……四五

(よ)

△予算執行職員等の責任に関する法律(昭二五一法一七二)の一部改正(昭二五一法二六八)……三八

(ろ)

△労働基準法(昭二二一法四九)の一部改正(昭二五一法二九〇)……八九

△労働者災害補償保険法(昭二二一法五〇)の一部改正(昭二五一法二九〇)……八九

法律第二百五十二号（二五、一一、三〇）

酒税法の一部を改正する法律

酒税法（昭和十五年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項第二号中「味淋、味淋粕」の下に「、命令ヲ以テ定ムル物品」を加える。

第二十七條第一項を次のように改める。

酒税ノ税率左ノ如シ

一　清酒

特級	一石ニ付　三万五千円
第一級	一石ニ付　三万円
第二級	一石ニ付　二万二千三百円

二　合成清酒

第一級	一石ニ付　二万円
第二級	一石ニ付　一万六千八百円

三　濁酒　一石ニ付　一万二千円

四　白酒　一石ニ付　七万千五百円

五　味淋

甲類	一石ニ付　五万六千五百円
乙類	一石ニ付　二万二千五百円

六　燒酎

甲類	一石ニ付　一万五千四百円 アルコール分二十五度ヲ超ユルトキハアルコール分二十五度ヲ超ユルル一度毎ニ六百十六円ヲ加フ
乙類	一石ニ付　一万三千九百円 アルコール分二十五度ヲ超ユルトキハアルコール分二十五度ヲ超ユルル一度毎ニ五百五十六円ヲ加フ
第一級	一石ニ付　一万二千円 アルコール分二十五度ヲ超ユルトキハアルコール分二十五度ヲ超ユル一度毎ニ二千二百五十円ヲ加フ
第二級	一石ニ付　七千円 アルコール分二十五度ヲ超ユルトキハアルコール分二十五度ヲ超ユル一度毎ニ千三百五十円ヲ加フ
第三級	一石ニ付　四万五千円 アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一度毎ニ二千二百五十円ヲ加フ
第四級	一石ニ付　十七万円 アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一度毎ニ千三百五十円ヲ加フ

一　清酒

特級	一石ニ付　三万六千五百円
第一級	一石ニ付　二万四千円
第二級	一石ニ付　六千七百円

二　合成清酒

第一級	一石ニ付　一万四千円
第二級	一石ニ付　七千円

三　燒酎

甲類及乙類	一石ニ付　五千百円 アルコール分二十五度ヲ超ユルトキハアルコール分二十五度ヲ超ユル一度毎ニ二百四円ヲ加フ
四　麦酒	一石ニ付　一万二千五百円

第三十三條第二項中「酒類製造者ガ製造場ヨリ移出シタル酒類」を「酒類販売業者ガ販売シタル酒類」に改める。

第三十四條ノ二中「販売シタルモノ」を「製造場又ハ販売場ヨリ移出シタルモノ」に改め、同條第一号中「又ハ販売ニ依ラズシテ配給酒類以外ノ酒類トシテ製造場又ハ指定販売場ヨリ製造場及指定販売場以外ノ場所ニ移出セラレタルトキ」を削り、同條第二号中「購入」を「販売場ニ移入」に改め、「又ハ販売ニ依ラズシテ配給酒類以外ノ酒類トシテ当該販売場ヨリ製造場及指定販売場以外ノ場所ニ移出セラレタルトキ」を削る。

第三十五條第一項中「、種別」を削る。

第三十五條ノ二第一項中「販売シタルトキ」を「製造

場又ハ指定販売場ヨリ移出シタルトキ」に、「販売シタル酒類ノ種類、級別、類別」を「移出シタル酒類ノ種類、級別、類別に、「販売シ又ハ販売シタルモノ」を「移出シ又ハ移出シタルモノ」に改め、同條第二項中「販売シタルトキ」を「販売場ヨリ移出シタルトキ」に、「販売シ又ハ販売シタルモノ」を「移出シ又ハ移出シタルモノ」に改める。

第三十七條第一項中「製造場ヨリ移出シ」を「製造場若ハ指定販売場ヨリ移出シ」に改め、同條第二項中「製造場」を「製造場（指定販売場ヨリノ移出ニ在リテハ指定販売場）」に、「製造者」を「製造者（指定販売場ヨリノ移出ニ在リテハ指定販売業者）」に改め、同條第三項中「製造者」を「製造者若ク ハ指定販売業者」に改める。

第三十八條に第一項として次の一項を加える。

酒類ノ製造場又ハ指定販売場ヨリ移出シタル酒類ヲ当該酒類ヲ移出シタル酒類製造者又ハ指定販売業者ノ製造場又ハ指定販売場ニ戻入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ戻入シタル時以降ニ納付スベキ酒税額ヨリ当該酒類ノ移出ノ際課セラレタル酒税額ニ相当スル金額ヲ控除ス

同條第一項中「販売ノ為」を削り、「同一製造場若ハ指定販売場ニ戻入シ又ハ酒類ノ製造場若ハ指定販売場ニ移入シタル場合」を「当該酒類ヲ移出シタル酒類製造者又ハ指定販売業者以外ノ者ノ酒類ノ製造場又ハ指定販売場ニ移入シタル場合」に改め、同條第二項中「戻入又ハ」を削り、同條第三項中「第一項」を「第二項」に改め、「戻入又ハ」を削り、「販売シタル」を「移出シタル」に改め、同條に次の一項を加える。

第一項又ハ第二項ノ酒類ヲ戻入シ又ハ移入シタル製造者又ハ指定販売業者ニ付其ノ製造業又ハ販売業ノ免許ノ取消其ノ他ノ事由ニ因リ当該酒類ヲ戻入シタル時又ハ移出シタル月分以降ニ納付スベキ税額無キ場合其ノ他第一項又ハ前二項ノ規定ニ依ル控除ヲ受クルコト困難ナル事由アル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ戻入シ又ハ移入シタル酒類ニ課セラレタル酒税額ニ相当スル金額ヲ還付スルコトヲ得

第六十六條中「第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、」を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年十二月一日から施行する。

2　この法律施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

3　左の各号の一に該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する酒類について、改正後の酒税法第三十八條の規定を適用する。この場合において、第一号の規定に該当するときは、この法律施行の日において当該酒類をもどし入れし、又は移入したものとみなす。

一　この法律施行の際、酒類の製造者又は指定販売業者（酒税法第二十七條ノ二第一項に規定する指定販売業者をいう。以下同じ。）が、酒類の製造場又は指定販売場（同法第三十四條ノ二第一号に規定する指定販売場をいう。以下同じ。）においてこの法律施行前にもどし入れし、又は移入した酒類を所有するとき。

二　酒類の製造者又は指定販売業者が、この法律施行前に酒類の製造場又は指定販売場から移出した酒類をこの法律施行後酒類の製造場又は指定販売場にもどし入れし、又は移入したとき。

4　酒類の製造者又は販売業者が、この法律施行の際に酒類の製造場又は販売場に存する酒類で改正前の酒税法第二十七條の規定による酒税のみを課せられたもの（改正前の同法第二十七條ノ二の規定による酒税を課せられない酒類を除く。以下第五項において同じ。）を改正後の同法第二十七條ノ二に規定する酒類以外の酒類として酒類の製造場又は販売場から移出した場合において、当該酒類が、当該酒類につき改正後の同法第二十七條の規定により算出した税額が改正前の同法第二十七條の規定により算出した税額に満たないものであるときは、これらの税額の差額を当該酒類を移出した月分以後に納付すべき酒税額から控除する。

5　酒類の製造者又は販売業者が、この法律施行の際に酒類の製造場又は販売場に存する酒類で改正前の酒税法第二十七條の規定による酒税のみを課せられたものを改正後の同法第二十七條ノ二に規定する酒類として酒類の製造場又は販売場から移出した場合においては、当該酒類に係る酒税については、左の各号の定めるところによる。

一　当該酒類が、改正後の酒税法第二十七條ノ二の規定による酒税を課せられない酒類であり、且つ、当該酒類につき改正後の同法第二十七條の規定により算出した税額が改正前の同條の規定により算出した税額に満たないものである場合においては、これらの税額の差額を当該酒類を移出した月分以後に納付すべき酒税額から控除する。

二　当該酒類が、当該酒類につき改正後の酒税法第二十七條及び第二十七條ノ二の規定により算出した税額が改正前の同法第二十七條の規定により算出した税額をこえるものである場合においては、これらの税額の差額を改正後の同法第二十七條ノ二の規定による税額とみなして同條の規定を適用する。

三　当該酒類が、改正後の酒税法第二十七條ノ二の規定による酒税を課せられない酒類であり、且つ、当該酒類につき改正後の同法第二十七條の規定により算出した税額が改正前の同條の規定により算出した税額に満たないものである場合においては、これらの税額の差額を当該酒類を移出した月分以後に納付すべき酒税額から控除する。

四　当該酒類が、当該酒類につき改正後の酒税法第二十七條及び第二十七條の二の規定により算出した税額が改正前の同法第二十七條の規定により算出した税額に満たないものである場合においては、これらの税額の差額を当該酒類を移出した月

規定による酒税を課せられない酒類であり、且つ、当該酒類につき改正後の同法第二十七條の規定により算出した税額が改正前の同條の規定により算出した税額をこえるものである場合においては、当該酒類を改正後の同法第二十七條ノ二第一項各号に掲げる酒類とみなし、且つ、これらの税額の差額を同條の規定による税額とみなして同條の規定を適用する。

二　当該酒類が、当該酒類につき改正後の酒税法第二十七條及び第二十七條ノ二の規定により算出した税額が改正前の同法第二十七條の規定により算出した税額をこえるものである場合においては、これらの税額の差額を改正後の同法第二十七條ノ二の規定による税額とみなして同條の規定を適用する。

三　当該酒類が、改正後の酒税法第二十七條ノ二の規定による酒税を課せられない酒類であり、且つ、当該酒類につき改正後の同法第二十七條の規定により算出した税額が改正前の同條の規定により算出した税額に満たないものである場合においては、これらの税額の差額を当該酒類を移出した月分以後に納付すべき酒税額から控除する。

四　当該酒類が、当該酒類につき改正後の酒税法第二十七條及び第二十七條の二の規定により算出した税額が改正前の同法第二十七條の規定により算出した税額に満たないものである場合においては、これらの税額の差額を当該酒類を移出した月分以後に納付すべき酒税額から控除する。

5　酒類の製造者又は販売業者は、この法律施行の際

6　酒類の製造者又は販売業者は、この法律施行の際に酒類の製造場又は販売場において所有する酒類で改正前の酒税法第二十七條の規定による酒税のみを課せられたもの（改正前の同法第二十七條ノ二の規定による酒税を課せられない酒類を除く。）について、その種類、級別、類別及びアルコール分の異なるごとに、その数量及び貯蔵の場所を、この法律施行後一月以内に、所轄税務署に申告しなければならない。

7　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二百五十三号（二五、一二、九）

◉漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律（衆法）

（この法律の趣旨）

第一條　この法律は、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）第十一條第一項第七号及び第八号（漁業協同組合の事業）又は第八十七條第一項第七号及び第九号（漁業協同組合連合会の事業）の規定により電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）に規定する漁業用海岸局を開設し運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する法の適用の特例について定めるものとする。

（組合の組合員資格に関する特例）

第二條　前條に規定する漁業協同組合（以下「組合」という。）は、定款の定めるところにより、電波法に規定する船舶局を有する漁船を使用して漁業を営む法人であつて法第十八條第三項（准組合員の資格）に規定する者以外の者又は船舶局を有する漁船を使用して漁業を営む者をもつて主として構成される社団を同項の規定による組合員たる資格を有するものとみなすことができる。

2　前項の規定による組合員については、法第十九條第二項（出資口数）の規定にかかわらず、その出資口数は、一口をこえてはならない。

（経理の区分）

第三條　漁業用海岸局の開設運用及びこれに附帯する事業（以下「漁業用無線事業」という。）を行う組合は、漁業用無線事業とその他の事業（以下「一般事業」という。）とを区分して経理しなければならない。

（漁業用無線事業の経費の財源）

第四條　組合の行う漁業用無線事業のために必要な通常経費は、当該事業を利用する組合員から徴収する賦課金及び利用料、第七條の規定による繰越金並びに当該事業に関する寄附金又は国若しくは地方公共団体の補助金のみをもつてこれに充てるものとする。

（一般事業の利用に関する制限）

第五條　第二條第一項の規定による組合員は、当該組合及び他の漁業協同組合の行う一般事業の利用に関しては、法第十一條第三項（員外利用）の規定の適用については、組合員及び他の漁業協同組合の組合員以外の者とみなす。

（組合員名簿の記載事項）

第六條　漁業用無線事業を利用する組合員については、組合の組合員名簿にその旨を附記し、その組合員が第二條第一項の規定による組合員である場合には、その旨をも附記しなければならない。

（剰余金の繰越）

第七條　組合の行う漁業用無線事業から生じた剰余金は、当該事業の経費に充てるため、翌年度に繰り越さなければならない。

（連合会の会員資格に関する特例）

第八條　第一條に規定する漁業協同組合連合会（以下「連合会」という。）は、定款の定めるところにより、船舶局を有する漁船を使用して漁業を営む法人であつて法第八十八條（会員の資格）に規定する者以外の者又は船舶局を有する漁船を使用して漁業を営む者をもつて主として構成される社団を同條第三号（准会員の資格）の規定による会員たる資格を有するものとみなすことができる。

2　前項の規定による会員については、法第九十二條第二項（準用規定）において準用する法第十九條第二項の規定にかかわらず、その出資口数は、一口をこえてはならない。

（一般事業の利用の制限）

第九條　第二條第一項の規定による組合員及び前條第一項の規定による会員又は当該会員の所属する連合会及び他の漁業協同組合連合会の行う一般事業の利用に関しては、法第八十七條第三項（員外利用）の規定の適用については、所属員及び他の漁業協同組合連合会の所属員以外の者とみなす。

（準用規定）

第十條　第三條、第四條、第六條及び第七條の規定は、連合会について準用する。この場合において、第六條中「第二條第一項の規定による組合員」とあるのは「第八條第一項の規定による会員」と読み替えるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣・農林大臣署名）

法律第二百五十四号（二五、一二、一一）

◉全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律（衆法）

全国選挙管理委員会法（昭和二十二年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「九人」を「七人」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十五年十二月二十二日から施行する。但し、改正規定による委員及び予備委員の指名に関する手続は、この期日よりも前に、行うことができる。

（内閣総理大臣署名）

法律第二百五十五号（二五、一二、一二）

◉運輸省設置法等の一部を改正する法律

第一條　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　海難審判庁（第五十九條）」を「第三節　海難審判庁（第五十九條の二―第五十九條の五）」に改める。

第三條第十号の次に次の一号を加える。

十一　航空

第四條第一項第五十二号の次に次の三号を加える。

五十二の二　国内航空運送事業を免許し、及び国内航空運送事業の業務に関し、許可し、又は認可すること。

五十二の三　航空保安施設を建設し、保存し、運用し、及び管理すること。

五十二の四　所掌事務を遂行するために必要な特許権及び実用新案権並びにこれらの実施権を取得すること。

第六條第一項第十一号の三の次に次の一号を加える。

十一の四　国内航空運送事業令（昭和二十五年政令第三百二十七号）の規定に基く免許、認可その他の処分

第五十六條中「海難審判庁」を「海難審判庁　航空庁」に改める。

第五十九條の次に次の一節を加える。

第四節　航空庁

（航空庁の任務及び長）

第五十九條の二　航空庁は、航空運送事業及び航空の保安に関する事務を行うことを任務とする。

2　航空庁の長は、航空庁長官とする。

（特別な職）

第五十九條の三　航空庁に、次長一人を置く。

2　次長は、航空庁長官を助け、庁務を整理する。

（航空庁の事務）

第五十九條の四　航空庁においては、左の事務をつかさどる。

一　航空運送事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

二　航空運送事業の運賃及び料金に関すること。

三　航空運送事業に関する業務の監査に関すること。

四　前三号に掲げるものの外、航空運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

五　航空保安施設の建設、保存、運用及び管理に関すること。

六　航空保安施設の改善のための調査、研究、試験及び試作に関すること。

七　航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。

八　前三号に掲げるものの外、航空の保安に関すること。

九　前各号の事務を遂行するための左に掲げる事項

イ　機密に関すること。

ロ　長官の官印及び庁印を管守すること。

ハ　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

ニ　行政の考査を行うこと。

ホ　調査及び統計に関すること。

ヘ　法令案の審査その他法務に関すること。

ト　こう報に関すること。

チ　渉外事務に関すること。

リ　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに職員の教養及び訓練に関すること。

ヌ　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

ル　経費及び収入の予算、決算及び会計並びにこれらの監査に関すること。

ヲ　行政財産及び物品を管理すること。

（航空庁の機関）

第五十九條の五　運輸大臣は、所要の地に左の十欄に掲げる機関を置く。その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
航空保安事務所	航空保安施設を建設し、保存し、及び運用すること。
航空標識所	航空無線標識施設及び航空無線通信施設を保存し、及び運用すること。

2　航空保安事務所及び航空標識所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

3　運輸大臣は、第一項の機関の事務の一部を分掌させるため、所要の地に航空保安事務所及び航空標識所の出張所を置くことができる。その名称、

位置及び所掌事務の範囲は、運輸省令で定める。

第二條 電気通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　外局（第二十九條―第四十四條）」を「第三章　削除」に改める。

第二條中第十二号から第十五号までを削る。

第四條第一項を次のように改める。

電気通信省は、国の公共業務たる電気通信業務（地方的なものを含む。）を一体的に遂行する責任を負う唯一の行政機関とする。

第五條第二十号中「及び航空保安業務」を削る。

第十條第五号の二中「及び外局」を削る。

第十五條第八号但書及び第九号但書、第十六條第十六号但書並びに第二十四條第二十号但書中「航空保安庁」を「航空庁」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章　削除

第二十九條から第四十四條まで　削除

第三條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の運輸省の項中「海難審判庁」を「海難審判庁 航空庁」に改め、同表の電気通信省の項中「航空保安庁」を削る。

第四條 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表運輸省の項中「海難審判庁一八五人」を「海難審判庁 八五人 航空庁 一、〇九六人」に、「二六、七七一人」を「二七、八六七人」に改め、同表電気通信省の項中「航空保安庁 一、〇九六人 計 一四三、五三九人」を削り、同條第四項中「二千三百九十二人」を「二千四百七十六人」に改める。

第五條 国内航空運送事業令の一部を次のように改正する。

第十二條中第一項及び第二項を削り、同條第三項中「航空保安庁長官」を「航空庁長官」に改め、同項の項番号を削る。

附　則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に航空保安庁の職員である者は、航空庁の職員に同一の勤務條件をもつて任ぜられたものとする。但し、別に辞令を発せられたときは、この限りでない。

3 この法律施行の際、現に航空保安庁の職員であつて、その時において航空庁の職員になつた者は、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定の適用については、当分の間、電気通信省の職員とみなす。

4 前項の者及びその家族は、電気通信省設置法第四十七條の規定の適用については、当分の間、電気通信省の職員及びその家族とみなす。

（内閣総理・運輸・電気通信大臣署名）

法律第二百五十六号（二五、一二、一二）

◉旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法

目次

第一章　総則（第一條・第二條）

第二章　年金受給者のための特別措置（第三條―第七條）

第三章　連合会の業務（第八條―第十六條）

第四章　年金受給者等の権利の確認（第十七條―第二十一條）

第五章　雑則（第二十二條―第二十四條）

附則

第一章　総則

（目的）

第一條 この法律は、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。）の規定による共済組合連合会（以下「連合会」という。）をして旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合の権利義務を承継した財団法人共済協会（以下「共済協会」という。）及び外地関係共済組合からの年金受給者に対する年金支給の事務を統一的に処理させるとともに、現行の恩給及び共済組合法の規定による年金の額との権衡を考慮して、これらの年金受給者及び財団法人日本製鉄八幡共済組合（以下「日本製鉄八幡共済組合」という。）からの年金受給者のために、その年金額の改定その他特別の措置を講ずることを目的とする。

（外地関係共済組合の定義）

第二條 この法律において「外地関係共済組合」とは、もとの外地関係の政府職員の共済組合のうち年金給付を行つていたもので、左に掲げる命令の規定に基いて組織されたものをいう。

一　朝鮮総督府逓信官署共済組合令（昭和十六年勅令第三百五十七号）

二　朝鮮総督府交通局共済組合令（昭和十六年勅令第三百五十八号）

三　台湾総督府専売局共済組合令（大正十四年勅令第二百十四号）

四　台湾総督府営林共済組合令（昭和五年勅令第五十九号）

五　台湾総督府交通局逓信共済組合令（昭和十六年勅令第二百八十六号）

六　台湾総督府交通局鉄道共済組合令（昭和十六年勅令第二百八十七号）

第二章　年金受給者のための特別措置

（旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継）

第三條 連合会は、この法律施行の日において、旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務を承継する。

2 連合会は、この法律施行の日において、旧陸軍共済組合が旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基く命令の規定により負担した、又は負担すべきであつた年金支給の義務で陸軍共済組合令及び海軍共済組合令廃止の件（昭和二十年勅令第六百八十八号）附則第二項の規定に基く主務大臣の措置により消滅したものを消滅しなかつたものとみなして、承継する。但し、当該主務大臣の措置に基き支給した一時金があるときは、当該一時金の限度において、連合会が承継した年金支給の義務（昭和二十六年一月以後の期間に係る年金支給の義務については、第六條の規定による改定後の年金支給の義務）は、履行されたものとみなす。

3 旧陸軍共済組合が前項に規定する主務大臣の措置により消滅した年金支給の義務に代るものとして負担した一時金支給の義務でこの法律施行の日までに履行されていないものは、その日において消滅したものとみなす。

（外地関係共済組合に係る年金の支給）

第四條 連合会は、外地関係共済組合のうち大蔵大臣の指定したものからの年金受給者に対し、当該指定の日以後当該共済組合が支給すべき年金を支給する。

2 前項の年金及び年金受給者のうちには、第二條各号に掲げる命令に基く命令の規定又は第五條第二項の規定により当該年金の支給の義務が消滅した場合において支給すべき一時金及び当該一時金の受給者を含むものとする。

3 第一項の規定により年金を支給すべき者は、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定の適用を受ける者で、且つ、本邦（本州、四国、九州及び北海道並びに大蔵省令で定めるその附属の島をいう。以下同じ。）内に住所又は居所を有する者に限る。

4 大蔵大臣は、外地関係共済組合について、その年金受給者の状況を調査し、その概況の明らかになつたものから第一項の指定をするものとする。

（前二條の年金の支給に関する調整）

第五條 連合会が第三條の規定により承継した義務に基き、及び前條第一項の規定により支給すべき年金のうち、共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当するものの支給については、それぞれ同法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の支給の例による。

2 連合会は、前項に規定する年金の支給の義務が消滅した場合において、当該年金を共済組合法の規定によるこれに相当する年金とみなした場合に同法の規定により一時金を支給すべき場合に該当することとなるときは、当該一時金の支給の例により、これに相当する一時金を支給する。

（年金額の改定）

第六條 連合会は、第三條の規定により承継した義務に基き、及び第四條第一項の規定により支給すべき年金の額を、昭和二十六年一月分以後、共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当するものについては第一号に掲げる額に、公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とするもの

については第二号に掲げる額にそれぞれ改定する。

一　当該年金の算定の基準となつた俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、当該年金を共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金、廃疾年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算定した額

二　当該年金の算定の基準となつた俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、それぞれ旧陸軍共済組合、共済協会又は外地関係共済組合が支給した当該年金に相当する年金の算定の例及び第三項の規定により算定した額

2　前項第一号の場合において、同号の年金のうちにその支給の條件又は額の算定の基準について共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金と異なるものがあるときは、当該年金は、大蔵大臣の定めるところにより、共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該條件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

3　公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金については、その年金の額算定の際俸給月額に乗ずべき月数を労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）第二項の規定に基き大蔵大臣が定めた基準に従つて改定する。

（日本製鉄八幡共済組合に対する金額の交付）

第七條　国は、日本製鉄八幡共済組合が、当該共済組合からの年金受給者のうち、昭和九年一月三十一日以前に発生した給付事由に基き年金の支給を受ける者に対して支給する年金の額を前條の規定に準じて改定した場合には、当該共済組合に対し、その年金の額の改定に因り必要となる責任準備金の増額分に相当する金額を交付する。

2　前項に規定する年金の額の改定に因り必要となる責任準備金の増額分の計算については、大蔵大臣の定めるところによる。

3　第一項の金額は、日本製鉄八幡共済組合が同項に規定する年金の額の改定をした場合において、その請求に基き一時に交付するものとする。

第三章　連合会の業務

（業務）

第八條　連合会は、共済組合法の規定による業務の外、左に掲げる業務を行う。

一　第三條の規定により承継した義務に基き、年金及び一時金を支給し、その他その承継した債務の整理をすること。

二　第四條の規定による年金及び一時金を支給すること。

三　前二号の業務に附帯する業務

（定款の変更）

第九條　連合会は、この法律施行の後、遅滞なく、大蔵大臣の認可を受けて、前條の規定による業務を行うこととなつたのに伴い必要とされる定款の変更をしなければならない。

第十條　連合会は、第八條の規定による業務に関する会計については、共済組合法の規定による業務に関する会計と区分して、これを経理しなければならない。

第十一條　国は、予算の定めるところにより、連合会に対し、第八條第一号及び第二号に規定する年金及び一時金の支給その他その承継した債務の履行に要する費用並びに同條に規定する業務の執行に要する費用に充てるため必要な金額を交付する。

2　前項の金額は、毎年度分を四分して、各四半期の期間中に当該四半期分を交付するものとする。

第十二條　連合会は、毎年度第八條の規定による業務に関する収支計算書を作成して、これを翌年度五月末日までに大蔵大臣に提出しなければならない。

2　連合会は、毎年度第八條の規定による業務に関する決算において剰余金を生じたときは、これを翌年度五月末日までに国庫に納付しなければならない。

3　連合会の第八條の規定による業務に関する会計についての細目的事項については、前二條及び前二項に定めるものを除く外、大蔵大臣が定める。

（監督）

第十三條　連合会の第八條の規定による業務の執行は、大蔵大臣が監督する。

2　連合会は、大蔵大臣の定める手続により、毎月末日現在における第八條の規定による業務に関する詳細な報告を大蔵大臣に提出しなければならない。

3　大蔵大臣は、毎年少くとも一回部下の職員をして

連合会の第八條の規定による業務及び当該業務に関する会計について監査させるものとする。

（特定財産の国への帰属）

第十四條　連合会が第三條第一項の規定により承継した財産のうち連合会が第八條の規定による業務を執行するために必要でないと認めて大蔵大臣が指定したものは、その指定の日において、国に帰属するものとする。

（無料証明）

第十五條　連合会及び連合会から第八條第一号又は第二号に規定する年金又は一時金の支給を受けるべき者は、これらの年金又は一時金の支給に関し必要な範囲内において、国又は地方公共団体の権限のある機関に対し、無料で証明を求めることができる。

（非課税）

第十六條　連合会が支給する第八條第一号及び第二号に規定する年金及び一時金については、共済組合法の規定による退職年金及び退職一時金に相当する年金及び一時金を除く外、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

2　連合会が支給する第八條第一号及び第二号に規定する年金及び一時金に関する証書及び帳簿には、印紙税を課さない。

3　連合会が第三條第一項の規定により承継した不動産の取得の登記については、登録税を課さない。

第四章　年金受給者等の権利の確認

（公告）

第十七條　連合会は、第三條の規定により旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務を承継した後、並びに第四條の規定により外地関係共済組合に係る年金及び一時金を支給すべきこととなつた後、遅滞なく、連合会から年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者に対し、一定の期間内に証拠書類を添えて連合会に対し当該権利の確認を求めるための申出をすべき旨の公告をしなければならない。但し、その期間は、三月（連合会がその権利義務を承継し、又は第四條の規定により年金及び一時金を支給すべきこととなつた日現在において本邦にいない者については、本邦に帰還した日から三月）を下ることができない。

2　前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げて少くとも三回以上しなければならない。但し、旧陸軍共済組合又は共済協会に係る年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者が同項の期間内に申出をしないときは、第十八條第一項の規定による公告には、同項の年金又は一時金の支給を受ける権利の確認を求めた者以外の者で同項の期間内に申出をしなかつたことについてやむを得ない事由があると認められるものについては、その者の申出に基き、前項の規定に準じてその者の権利を確認することができる。

（年金証書の交付）

第十九條　連合会は、前條の規定により引き続き年金の支給を受ける権利の確認をした者に対しては、当該年金に関する証書を作成して交付しなければならない。

2　連合会は、前條の規定による権利の確認を受けた者が旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合、共済協会又は外地関係共済組合の発給に係る年金に関する証書を有するときは、これを返納させなければならない。

（年金又は一時金の受給権利者）

第二十條　連合会は、第十八條の規定による権利の確認を受けた者以外の者に対しては、第三條及び第四條の規定にかかわらず、年金又は一時金の支給の義務を負わない。

（細目）

第二十一條　第十八條の規定により権利の確認及び第十九條第一項の規定による年金に関する証書の作成、交付、書換、再交付等に関する細目的事項については、大蔵大臣が定める。

第五章　雑則

（事務の委任）

第二十二條　大蔵大臣は、第四條第四項の規定による外地関係共済組合に関する調査の事務を連合会に行わせることができる。

2　連合会は、前項の規定により委任された調査を行うため、第十七條の規定に準じて外地関係共済組合に係る年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者に対し、当該権利の申出をすべき旨の公告をすることができる。この場合においては、当該公告には、当該公告が第三項の規定により第十七條第一項の規定による公告とみなされ、同條第三項に規定するところと同様の結果となることがあるべき旨を附記しなければならない。

3　連合会が前項の公告をした場合において、当該公告の結果に基いて大蔵大臣が第四條第一項の指定をしたときは、連合会は、当該公告を第十七條第一項の規定による公告とみなして当該公告に応じて権利の申出をした者に対し第十八條第一項の規定による権利の確認をすることができる。

（時効の特例）

第二十三條　左に掲げる権利については、その時効は、他の法令の規定にかかわらず、昭和二十年八月十五日から第十七條第一項の規定による公告（前條第三項の規定により権利の確認をする場合には、同條第二項の規定による公告）に応じて権利の申出をすべき期間終了の日までは、進行しないものとする。

一　旧陸軍共済組合から年金又は一時金の支給を受ける権利。但し、一時金の支給を受ける権利については、昭和二十年八月十五日現在において本邦以外の地域にいた者の有する権利に限る。

二　昭和二十年八月十五日現在において本邦以外の地域にいた者が共済協会から年金又は一時金の支給を受ける権利

三　外地関係共済組合から年金の支給を受ける権利

2　前項各号に規定する年金のうちには、旧陸軍共済組合令、旧海軍共済組合令若しくは第二條各号に掲げる命令に基く命令の規定又は第五條第二項の規定により当該年金の支給の義務が消滅した場合において支給すべき一時金を含むものとする。

（退職年金とみなす場合）

第二十四條　連合会から共済組合法の規定による退職年金に相当する年金の支給を受ける者が、同法の規定による共済組合の組合員となつた場合には、同法第四十條の規定の適用については、その者の受ける年金は、同法の規定による退職年金とみなす。その者が日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）その他の法律において準用する共済組合法の規定による共済組合の組合員となつた場合にも、また同様とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　将来外地関係共済組合に帰属することが確定的となつた資産のうち、連合会が第四條の規定により支給すべき年金及び一時金に係る責任準備金の金額に相当するものについては、別に法律で定めるところにより、連合会に帰属させるものとする。

3　連合会は、第三條第一項の規定により共済協会から承継した施設のうちに第八條の規定による業務以外の業務の用に供されるものがあるときは、当分の間、同條の規定による業務の外、引き続き当該施設を利用して当該業務を行うことができる。

4　第九條、第十條、第十二條第一項及び第三項並びに第十三條の規定は、連合会が前項の規定による業務を行う場合に準用する。この場合において、これらの規定中「前條の規定による業務」又は「第八條の規定による業務」とあるのは「附則第三項の規定による業務」と、第十二條第一項中「收支計算書」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び損益計算書」と読み替えるものとする。

5　連合会が附則第三項の規定による業務を行う間は、第十四條中「第八條の規定による業務」とあるのは、「第八條及び附則第三項の規定による業務」と読み替えるものとする。

6　共済協会は、この法律施行の日に解散する。この場合においては、法人の解散及び清算に関する民法

（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定は適用しない。

7　大蔵大臣は、共済協会が解散したときは、直ちに共済協会の事務所の所在地の登記所に、その解散の登記を嘱託しなければならない。

8　登記所は、前項の登記の嘱託を受けたときは、共済協会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

9　昭和二十六年一月一日において現に共済組合法の規定による共済組合の組合員である者に対し第二十四條の規定を適用する場合においては、同法第四十條第一項の規定にかかわらず、同月から当該年金の支給を停止するものとする。昭和二十六年一月一日において第二十四條後段に規定する共済組合の組合員である者についても、また同様とする。

別表

年金の算定の基準となつた俸給	仮定俸給
五〇円	三、八五〇円
五五	四、一五〇
六〇	四、四五〇
六五	四、七五〇
七〇	五、〇五〇
七七	五、三五〇
八三	五、七〇〇
九〇	六、一〇〇
九七	六、五〇〇
一〇三	六、九〇〇
一一〇	七、三〇〇
一一七	七、五〇〇
一二五	八、一〇〇
一三三	八、七〇〇
一四二	九、三〇〇
一五〇	九、九〇〇
一五八	一〇、五〇〇
一六七	一一、一〇〇
一七五	一一、七〇〇
一八三	一二、五〇〇
一九二	一三、三〇〇
二〇〇	一四、二〇〇
二一七	一五、二〇〇
二三三	一六、二〇〇
二五〇	一七、二〇〇
二六七	一八、三〇〇
二八三	二〇、一〇〇
三〇〇	二一、五〇〇
三一七	二二、九〇〇
三三三	二五、〇〇〇

備考

一　年金の算定の基準となつた俸給が五〇円未満のときは、その俸給の七七倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とし、俸給が三三三円をこえるときは、その俸給の七五・〇七倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とする。

二　年金の算定の基準となつた俸給が五〇円以上三三三円未満のときにその俸給相当額がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に対応する仮定俸給による。

（外務・大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百五十七号（二五、一二、一二）

◉塩田等災害復旧事業費補助法

（目的）

第一條　この法律は、塩田、濃縮施設又は塩田防災施設（以下「塩田等」という。）の災害復旧事業を施行する者に対し、その災害復旧事業に要する費用につき、日本專売公社（以下「公社」という。）に補助を行わせ、もつて国内における塩の生産を確保し、公社の行う塩に関する国の專売事業の健全な運営に寄與することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「塩田」とは塩又はかん水（塩專売法（昭和二十四年法律第百二十二号）第一條第一項又は第三項に規定する塩又はかん水をいう。以下同じ。）採取の目的に供される土地をいい、この目的に供される当該土地の附属施設で濃縮施設及び塩田防災施設以外のものを含むものとする。

2　この法律において「濃縮施設」とは、通常枝じゅう架又は濃縮台と称されるものその他自然力（地熱を除く。）を利用して、塩若しくはかん水を採取し、又はかん水の濃度を高める目的に供される施設をいう。

3　この法律において「塩田防災施設」とは、塩田又は濃縮施設の附属の堤防でこれらのものの災害を防止するために必要なものをいい、当該堤防の附属施設を含むものとする。

4　この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生じた災害をいう。

5　この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかつた塩田等を原形に復旧することを目的とするもののうち、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものをいう。

6　災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかつた塩田等を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするもののうち、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

7　前二項の場合において、塩田等の災害にかかつた箇所が五十メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事及び塩田等の災害にかかつた箇所が五十メートルをこえる間隔で連続しているものに係る工事で当該工事を分離して施行することが当該塩田等の効用上困難又は不適当であるものは、一箇所の工事とみなす。但し、当該工事に係る事業を施行する者が二以上あるものについては、この限りでない。

（補助金の交付）

第三條　公社は、災害復旧事業を施行する者に対し、予算の範囲内で、当該事業の事業費（前條第六項に規定する事業については、当該事業の事業費が災害にかかつた塩田等を原形に復旧するものとした場合に要する金額をこえる場合には、当該塩田等を原形に復旧するものとした場合に要する金額に相当する金額。以下同じ。）の一部に相当する金額を補助金として交付することができる。

2　前項の規定による補助金の金額は、左の各号の区分により当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。

一　塩田及び濃縮施設に係るもの　当該災害復旧事業の事業費の十分の五

二　塩田防災施設に係るもの　当該災害復旧事業の事業費の十分の六・五

3　第一項の規定による補助金を交付する災害復旧事業の事業費は、当該事業に係る工事のため直接必要な材料費、労務費、敷地の買收費及びその他の諸役務費の合計額に雑費を加えたものとする。

4　第一項の規定による補助金は、日本專売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第四十三條の十三第一項の規定による專売納付金の計算上当該補助金を支出した事業年度の損失に算入する。

（補助の申請）

第四條　前條第一項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、災害が発生した日から二月以内に、補助金交付申請書に補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書を添えて、これを公社に提出しなければならない。

（補助の決定）

第五條　公社は、前條の規定による補助金交付申請書の提出があつた場合においては、その補助金の交付を受けようとする事業の内容を審査し、当該事業が災害復旧事業に該当し、且つ、第一條に規定する目的に照らし必要なものであると認めた上で、災害復旧事業に係る工事に関する技術的事項及び当該事業に要する標準的費用についてあらかじめ公社が定めた基準に従い、第三條の規定により交付することができる補助金の範囲内で、その交付すべき補助金の金額を決定しなければならない。

2　公社は、前項の規定により決定した金額の補助金を交付する場合においては、その補助金を交付する事業が同項に規定する公社が定めた基準に適合したものとなるように、前條の規定により提出された事業計画書の内容に必要な変更を加えるべき旨の條件その他必要な條件を附することができる。

（変更の承認）

第六條　第三條第一項の規定による補助金の交付を受けた者は、災害復旧事業に係る事業計画書の内容（前條第二項の規定により附された條件に従つてその内容を変更した場合には、その変更された内容）に変更を加えようとするときは、あらかじめ公社の承認を受けなければならない。

2　公社は、前項の規定による承認の申請があつた場合においては、その変更を加えようとする内容を審査し、前條第一項に規定する公社が定めた基準に従い、その申請に係る変更を承認するかどうかを決定しなければならない。

3　公社は、前項の規定による変更の承認をした場合において、その変更に応じて補助金の金額を変更する必要があるときは、第三條の規定により交付することができる補助金の範囲内で、その変更をしなければならない。

（公社の調査等）

第七條　公社は、第三條第一項の規定による補助金の交付を受けた者に対し、当該補助の目的である災害復旧事業を適正に実施させるため、必要な調査を行い、報告を求め、又は当該事業の施行に関し必要な指示をすることができる。

（補助金の返還）

第八條　第三條第一項の規定による補助金の交付を受けた者は、左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する金額を遅滞なく公社に返還しなければならない。

一　当該補助の目的である災害復旧事業が終了した場合において、当該事業に要した事業費の金額が当該補助金の金額の決定の基礎となつた事業費の金額に満たなかつたときは、その満たなかつた部分の金額に当該補助金の金額の当該見積額に対する比率を乗じて得た金額

二　第六條第三項の規定による補助金の変更を受けた場合において、当該変更に因り既に交付を受けた補助金の金額が変更後の補助金の金額をこえることとなつたときは、そのこえることとなつた金額

2　公社は、第三條第一項の規定による補助金の交付を受けた者が、当該補助金を、当該補助金の交付の基礎となつた事業計画書の内容又は当該補助金の交付について公社の附した條件に従つて使用していないと認められるときは、その者に対し、その使用していないと認められる部分の補助金に相当する金額を返還することを命ずることができる。

3　公社は、前項の規定により補助金の返還を命じようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明の機会を與えるため、公社の指定する職員をして聽聞をさせなければならない。

4　第二項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、遅滞なくその返還を命ぜられた金額を公社に返還しなければならない。

（適用除外）

第九條　この法律は、左に掲げる災害復旧事業については適用しない。

一　経済効果の小さいもの

二　維持工事とみるべきもの

三　明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの

四　甚しく維持管理を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの

（実施規定）

第十條　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日以後発生した災害に因つて必要を生じた災害復旧事業から適用する。

2　この法律施行の日前一月までに発生した災害に因つて必要を生じた災害復旧事業について、第三條第一項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、第四條の規定にかかわらず、この法律施行の日から一月以内に、同條の規定による補助金交付申請書に補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書を添えて、これを公社に提出しなければならない。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二百五十八号（二五、一二、一二）
◉国民金融公庫法の一部を改正する法律

国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「三十億円」を「四十億円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二百五十九号（二五、一二、一二）
◉競馬法の一部を改正する法律（衆法）

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」に改め、同項及び同條第二項中「及び入場税附加税」を削る。

第九條中「その金額の百分の二十五」を「その金額に百分の十五から百分の二十までの範囲内で農林大臣が定める率を乗じて得た金額」に改める。

第二十二條中『第九條中「百分の二十五」とあるのは「百分の二十九」と、』を削る。

附録第二に定める第一号算式中「Rは国営競馬にあつては百分の二十九とする。」を「Rは第九條（第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により農林大臣が定める率とする。」に改める。

附録第二に定める第二号算式中「rは国営競馬にあつては百分の十とする。」を「rは百分の十とする。」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2　競馬法第二十二條において準用する同法第九條及び附録第二の改正規定の地方競馬に対する適用については、昭和二十六年十二月三十一日までは、都道府県又は指定市町村は、條例の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

（内閣総理・農林大臣署名）

法律第二百六十号（二五、一二、一三）
◉裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律

第一條　裁判所職員の定員に関する法律（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四條中「專任　七百五十五人　二級」を「專任　八百三人　二級」に改める。

第五條中「專任　四十二人　三級」を「專任　四十三人　三級」に改める。

第二條　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表法務府の項中「四二、一三五人」を「四二、二〇二人」に「四三、三〇八人」を「四三、三七五人」に、「二一、二八三人」を「二一、三三五人」に、同表合計の項中「八七五、六七一人」を「八七五、七三八人」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務総裁・内閣総理大臣署名）

法律第二百六十一号（二五、一二、一三）
◉地方公務員法

目次

第一章　総則（第一條―第五條）
第二章　人事機関（第六條―第十二條）
第三章　職員に適用される基準
第一節　通則（第十三條・第十四條）
第二節　任用（第十五條―第二十二條）
第三節　職階制（第二十三條）
第四節　給與、勤務時間その他の勤務條件（第二十四條―第二十六條）
第五節　分限及び懲戒（第二十七條―第二十九條）
第六節　服務（第三十條―第三十八條）
第七節　研修及び勤務成績の評定（第三十九條・第四十條）
第八節　福祉及び利益の保護（第四十一條―第五十一條）
第四章　補則（第五十七條―第五十九條）
第五章　罰則（第六十條―第六十二條）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給與、勤務時間その他の勤務條件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

（この法律の効力）

第二條　地方公務員（地方公共団体のすべての公務員をいう。以下同じ。）に関する従前の法令又は條例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程の規定に法律がこのでい触する場合には、この法律の規定が、優先する。

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三條　地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2　一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3　特別職は、左に掲げる職とする。

一　就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

二　法令又は條例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

三　臨時又は非常勤の顧問、参與及びこれらの者に準ずる者の職

四　地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で條例で指定するもの

五　非常勤の消防団員及び水防団員の職

六　失業対策事業及び公共事業のため公共職業安定所から失業者として紹介を受けて地方公共団体が雇用した者で、技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外のものの職

（この法律の適用を受ける地方公務員）

第四條　この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員（以下「職員」という。）に適用する。

2　この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。

（人事委員会及び公平委員会並びに職員に関する條例の制定）

第五條　地方公共団体は、法律に特別の定がある場合を除く外、この法律に定める根本基準に従い、條例で、人事委員会又は公平委員会の設置、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について必要な規定を定めるものとする。但し、その條例は、この法律の精神に反するものであつてはならない。

2　第七條第一項又は第二項の規定により人事委員会を置く地方公共団体においては、前項の條例を制定し、又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において、人事委員会の意見を聞かなければならない。

第二章　人事機関

（任命権者）

第六條　地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、監査委員、公安委員会（特別区公安委員会を含む。）、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに市町村の警察長及び消防長（特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。）その他法令又は條例に基く任命権者は、法律に特別の定がある場合を除く外、この法律並びにこれに基く條例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、それぞれ職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする。

2　前項の任命権者は、同項に規定する権限の一部をその補助機関たる上級の地方公務員に委任することができる。

（人事委員会又は公平委員会の設置）

第七條　都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五條第二項の市及び特別市は、條例で人事委員会を置くものとする。

2　地方自治法第百五十五條第二項の市以外の市は、條例で人事委員会を置き、又は議会の議決を経て定める規約により地方自治法第百五十五條第二項の市以外の他の市と共同して人事委員会を置くことができる。

3　第一項又は前項の規定により人事委員会を置く地方公共団体（以下「人事委員会」と総称する。）以外の地方公共団体（以下「人事委員会を置かない地方公共団体」という。）は、條例で公平委員会を置くものとする。但し、人事委員会を置かない地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により共同して公平委員会を置くことを妨げない。

（人事委員会又は公平委員会の権限）

第八條　人事委員会は、左に掲げる事務を処理する。

一　人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。

二　給與、勤務時間その他の勤務條件、厚生福利制度、公務災害補償その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。

三　人事機関及び職員に関する條例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。

四　人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。

五　職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。

六　職階制に関する計画を立案し、及び実施すること。

七　職員の給與がこの法律及びこれに基く條例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給與の支拂を監理すること。

八　職員の研修及び勤務成績の評定に関する総合的企画を行うこと。

九　職員の給與、勤務時間その他の勤務條件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

十　職員に対する不利益な処分を審査し、及び必要な措置を執ること。

十一　前各号に掲げるものを除く外、法律又は條例に基きその権限に属せしめられた事務。

2　公平委員会は、左に掲げる事務を処理する。

一　職員の給與、勤務時間その他の勤務條件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

二　職員に対する不利益な処分を審査し、及び必要な措置を執ること。

3　人事委員会は、第一項第九号及び第十号並びに第四項に掲げるものを除き、この法律に基くその権限で人事委員会規則で定めるものを当該地方公共団体の他の機関又は人事委員会の事務局長に委任することができる。

4　人事委員会又は公平委員会は、法律又は條例に基きその権限に属せしめられた事項に関し、人事委員会規則又は公平委員会規則を制定することができる。

5　人事委員会又は公平委員会は、法律又は條例に基くその権限の行使に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は書類若しくはその写の提出を求めることができる。

6　人事委員会又は公平委員会は、人事行政に関する技術的及び専門的な知識、資料その他の便宜の授受のため、国又は他の地方公共団体の機関との間に協定を結ぶことができる。

7　第一項第九号及び第十号又は第二項各号の規定により人事委員会又は公平委員会に属せしめられた権限に基く人事委員会又は公平委員会の決定（判定を含む。）及び処分は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める手続により、人事委員会又は公平委員会によつてのみ審査される。

8　前項の規定は、法律問題につき裁判所に出訴する権利に影響を及ぼすものではない。

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第九條　人事委員会又は公平委員会は、三人の委員をもつて組織する。

2　委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3　第十六條各号（第四号を除く。）の一に該当する者又は第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者は、委員となることができない。

4　委員の選任については、そのうちの二人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

5　委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなつた場合においては、これらの者のうち一人を除く他の者は、地方公共団体の長が議会の同意を得て罷免するものとする。但し、政党所属関係についてはこの限りでない。

6　地方公共団体の長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

7　委員は、前二項の規定による場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。

8　委員は、第十六條各号（第三号を除く。）の一に該当するに至つたときは、その職を失う。

9　委員は、他の地方公務員の職を兼ねることができない。

10　第三章第六節の規定は、委員の服務に準用する。

11　委員の任期は、四年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

12　人事委員会の委員は、常勤又は非常勤とし、公平委員会の委員は、非常勤とする。

13　地方自治法第二百四條から第二百六條までの規定は、常勤の人事委員会の委員に、同法第二百三條及び第二百六條の規定は、非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員に準用する。

（人事委員会又は公平委員会の委員長）

第十條　人事委員会又は公平委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。

2　委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員が、その職務を代理する。

（人事委員会又は公平委員会の議事）

第十一條　人事委員会又は公平委員会は、委員全員が出席しなければ会議を開くことができない。

2　人事委員会又は公平委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

3　人事委員会又は公平委員会の議事は、議事録として記録して置かなければならない。

4　前三項に定めるものを除く外、人事委員会又は公平委員会の議事に関し必要な事項は、人事委員会又は公平委員会が定める。

（人事委員会の事務局及び事務職員並びに公平委員会の事務職員）

第十二條　人事委員会に事務局を置き、事務局に事務局長その他の事務職員を置く。

2　人事委員会は、第九條第九項の規定にかかわらず、委員長に事務局長の職を兼ねさせることができる。

3　事務局長は、人事委員会の指揮監督を受け、事務局の局務を掌理する。

4　公平委員会に、事務職員を置く。

5　第一項又は前項の事務職員は、人事委員会又は公平委員会がそれぞれ任免する。

6　第一項の事務局の組織は、人事委員会が定める。

7　第一項及び第四項の事務職員の定数は、條例で定める。

8　地方自治法第二百四條から第二百六條までの規定は、第一項及び第四項の事務職員に準用する。

第三章　職員に適用される基準

第一節　通則

（平等取扱の原則）

第十三條　すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならず、人種、信條、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第十六條第五号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

（情勢適応の原則）

第十四條　地方公共団体は、この法律に基いて定められた給與、勤務時間その他の勤務條件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

第二節　任用

（任用の根本基準）

第十五條　職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて行わなければならない。

（欠格條項）

第十六條　左の各号の一に該当する者は、條例で定める場合を除く外、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　禁治産者及び準禁治産者

二　禁こ以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者又はその執行を受けることがなくなつた後二年を経過しない者

三　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

五　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（任命の方法）

第十七條　職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。

2　人事委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会は、前項の任命の方法のうちのいずれによるべきかについての一般的基準を定めることができる。

3　人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は、競争試験によるものとする。但し、人事委員会の定める職について人事委員会の承認があつた場合は、選考によることを妨げない。

4　人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は、競争試験又は選考によるものとする。

5　人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者とする。以下第十八條、第十九條及び第二十二條第一項において同じ。）は、正式任用になつてある職についていた職員が、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少に基く廃職又は過員によりその職を離れた後において、再びその職に復する場合における資格要件、任用手続及び任用の際における身分に関し必要な事項を定めることができる。

（競争試験及び選考）

第十八條　競争試験又は選考は、人事委員会が行うものとする。但し、人事委員会は、他の地方公共団体の機関との協定によりこれと共同して、又は国若しくは他の地方公共団体の機関との協定によりこれらの機関に委託して、競争試験又は選考を行うことができる。

2　人事委員会は、その定める職員の職について第二十一條第一項に規定する任用候補者名簿がなく、且つ、人事行政の運営上必要であると認める場合においては、その職の競争試験又は選考に相当する国又は他の地方公共団体の競争試験又は選考に合格した者を、その職の選考に合格した者とみなすことができる。

（受験資格）

第十九條　競争試験は、人事委員会の定める受験の資格を有するすべての国民に対して平等の條件で公開されなければならない。試験機関に属する者その他職員は、受験を阻害し、又は受験に不当な影響を與える目的をもつて特別若しくは秘密の情報を提供してはならない。

2　人事委員会は、受験者に必要な資格として職務の遂行上必要な最少且つ適当の限度の客観的且つ画一的要件を定めるものとする。

3　昇任試験を受けることができる者の範囲は、人事委員会の指定する職に正式に任用された職員に制限されるものとする。

（競争試験の目的及び方法）

第二十條　競争試験は、職務遂行の能力を有するかどうかを正確に判定することをもつてその目的とする。競争試験は、筆記試験により、若しくは口頭試問及び身体検査並びに人物性行、教育程度、経歴、適性、知能、技能、一般的知識、専門的知識及び適応性の判定の方法により、又はこれらの方法をあわせ用いることにより行うものとする。

（任用候補者名簿の作成及びこれによる任用の方法）

第二十一條　人事委員会は、競争試験による職員の任用については、人事委員会を置く地方公共団体における職員は、試験ごとに任用候補者名簿（採用候補者名簿又は昇任候補者名簿）を作成するものとする。

2　採用候補者名簿又は昇任候補者名簿には、採用試験又は昇任試験において合格点以上を得た者の氏名及び得点をその得点順に記載するものとする。

3　採用候補者名簿又は昇任候補者名簿による職員の採用又は昇任は、当該名簿に記載された者について、採用し、又は昇任すべき者一人につき人事委員会の提示する採用試験又は昇任試験における高点順の志望者五人のうちから行うものとする。

4　採用候補者名簿又は昇任候補者名簿に記載された者の数が人事委員会の提示すべき志望者の数よりも少いときは、人事委員会は、他の最も適当な採用候補者名簿又は昇任候補者名簿に記載された者を加えて提示することを妨げない。

5　前四項に定めるものを除く外、任用候補者名簿の作成及びこれによる任用の方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めなければならない。

（條件附任用及び臨時的任用）

第二十二條　臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用又は昇任は、すべて條件附のものとし、その職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式任用になるものとする。この場合において、人事委員会は、條件附任用の期間を一年に至るまで延長することができる。

2　人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て、六月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、六月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

3　前項の場合において、人事委員会は、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めることができる。

4　人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。

5　人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、六月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を六月をこえない期間で更新することが

きるが、再度更新することはできない。

6　臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも與えるものではない。

7　前五項に定めるものの外、臨時的に任用された者に対しては、この法律を適用する。

第三節　職階制

（職階制の根本基準）

第二十三條　人事委員会を置く地方公共団体は、職階制を採用するものとする。

2　職階制に関する計画は、條例で定める。

3　職階制に関する計画の実施に関し必要な事項は、前項の條例に基き人事委員会規則で定める。

4　人事委員会は、職員の職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて分類整理しなければならない。

5　職階制においては、同一の内容の雇用條件を有する同一の職級に属する職については、同一の資格要件を必要とするとともに、当該職についている者に対しては、同一の幅の給料が支給されるように、職員の職の分類整理がなされなければならない。

6　職階制に関する計画を実施するに当つては、人事委員会は、職員のすべての職をいずれかの職級に格付しなければならない。

7　人事委員会は、随時、職員の職の格付を審査し、必要と認めるときは、これを改訂しなければならない。

8　職階制を採用する地方公共団体においては、職員の職について、職階制によらない分類をすることができない。但し、この分類は、行政組織の運営その他公の便宜のために、組織上の名称又はその他公の名称を用いることを妨げるものではない。

9　職階制に関する計画を定め、及び実施するに当つては、国及び他の地方公共団体の職階制に照応するように適当な考慮が拂われなければならない。

第四節　給與、勤務時間その他の勤務條件の根本基準）

第二十四條　職員の給與は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2　前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。

3　職員の給與は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給與その他の事情を考慮して定められなければならない。

4　職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給與を受けてはならない。

5　職員の勤務時間その他の職員の給與以外の勤務條件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が拂われなければならない。

6　職員の給與、勤務時間その他の勤務條件は、條例で定める。

（給與に関する條例及び給料額の決定）

第二十五條　職員の給與は、前條第六項の規定による給與に関する條例に基いて支給されなければならず、又、これに基かずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

2　給與に関する條例には、左の事項を規定するものとする。

一　給料表

二　昇給の基準に関する事項

三　時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給與に関する事項

四　特別地域勤務、危險作業その他特殊な勤務に対する手当及び扶養親族を有する職員に対する手当を支給する場合においては、これらに関する事項

五　非常勤職員の職及び生活に必要な施設の全部又は一部を公給する職員の職その他勤務條件の特別な職があるときは、これらについて行う給與の調整に関する事項

六　職階制を採用する地方公共団体においては、その職に職階制が始めて適用される場合の給與に関する事項

七　前各号に規定するものを除く外、給與の支給方法及び支給條件に関する事項

3　人事委員会は、必要な調査研究を行い、職階制に適合する給料表に関する計画を立案し、これを地方公共団体の議会及び長に同時に提出しなければならない。

4　職階制を採用する地方公共団体においては、給料表には、職階制において定められた職級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。

5　職階制を採用する地方公共団体においては、職員

には、その職につき職階制において定められた職級について給料表に定める給料額が支給されなければならない。

（給料表に関する報告及び勧告）

第二十六條　人事委員会は、毎年少くとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給與を決定する諸條件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

第五節　分限及び懲戒

（分限及び懲戒の基準）

第二十七條　すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2　職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は條例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、條例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3　職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

（分限）

第二十八條　職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一　勤務実績が良くない場合

二　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三　前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四　職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2　職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

一　心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二　刑事事件に関し起訴された場合

3　職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、條例で定めなければならない。

4　前條第二項及び第一項から前項までの規定は、左に掲げる職員には適用しない。

一　條件附採用期間中の職員

二　臨時的に任用された職員

5　前項各号に掲げる職員の分限については、條例で必要な事項を定めることができる。

6　職員は、第十六條各号（第三号を除く。）の一に該当するに至つたときは、條例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

（懲戒）

第二十九條　職員が左の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一　この法律又はこれに基く條例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二　職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三　全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2　職員の懲戒の手続及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、條例で定めなければならない。

第六節　服務

（服務の根本基準）

第三十條　すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに專念しなければならない。

（服務の宣誓）

第三十一條　職員は、條例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第三十二條　職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、條例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第三十三條　職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第三十四條　職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とす

る。

2　法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

3　前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

（職務に専念する義務）

第三十五条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

（政治的行為の制限）

第三十六条　職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2　職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、左に掲げる政治的行為をしてはならない。但し、公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する公立学校をいう。以下同じ。）に勤務する職員以外の職員は、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第百五十五条第二項の市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の所管区域）外において、公立学校に勤務する職員は、その学校の設置者たる地方公共団体の区域（当該学校が学校教育法に規定する小学校、中学校又は幼稚園であつて、その設置者が地方自治法第百五十五条第三項の市であるときは、その学校の所在する区の区域）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

一　公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

二　署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

三　寄附金その他の金品の募集に関与すること。

四　文書又は図画を地方公共団体の庁舎、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

五　前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

3　何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をしてはならず、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

4　職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

5　本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

（争議行為等の禁止）

第三十七条　職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

2　職員で前項の規定に違反する行為をしたものは、その行為の開始とともに、地方公共団体に対し、法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に基いて保有する任命上又は雇用上の権利をもつて対抗することができなくなるものとする。

（営利企業等の従事制限）

第三十八条　職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2　人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

第七節　研修及び勤務成績の評定

（研修）

第三十九条　職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2　前項の研修は、任命権者が行うものとする。

3　人事委員会は、研修に関する計画の立案その他研修の方法について任命権者に勧告することができる。

（勤務成績の評定）

第四十条　任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。

2　人事委員会は、勤務成績の評定に関する計画の立案その他勤務成績の評定に関し必要な事項について任命権者に勧告することができる。

第八節　福祉及び利益の保護

（福祉及び利益の保護の根本基準）

第四十一条　職員の福祉及び利益の保護は、適切であり、且つ、公正でなければならない。

第一款　厚生福利制度

（厚生制度）

第四十二条　地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

（共済制度）

第四十三条　職員の公務に因らない死亡、廃疾、負傷及び疾病並びに分べん及び災厄その他の事故並びにその被扶養者のこれらの事故に関する共済制度は、すみやかに実施されなければならない。

2　前項の共済制度を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体との間に権衡を失しないように適当な考慮が拂われなければならない。

3　第一項の共済制度は、健全な保険数理を基礎として定められなければならない。

（退職年金及び退職一時金の制度）

第四十四条　職員が相当年限忠実に勤務して退職し、又は死亡した場合におけるその者又はその者の遺族に対する退職年金又は退職一時金の制度は、すみやかに実施されなければならない。

2　公務に因る負傷若しくは疾病に因り死亡し、若しくは退職した職員又はこれらの者の遺族に対しても、退職年金又は退職一時金の制度が実施されることができる。

第四十五条　職員が公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となつた場合においてその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害は、補償されなければならない。

第三款　勤務條件に関する措置の要求

（勤務條件に関する措置の要求）

第四十六条　職員は、給與、勤務時間その他の勤務條件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。

（審査及び審査の結果執るべき措置）

第四十七条　前條に規定する要求があつたときは、人事委員会又は公平委員会は、事案について口頭審理

3　前項の規定による退職年金又は退職一時金の制度の実施に当つては、第四十五條の規定による公務災害補償との間に適当な調整が図られなければならない。

4　第一項及び第二項の退職年金及び退職一時金の制度を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体との間に権衡を失しないように適当な考慮が拂われなければならない。

5　前條第三項の規定は、第一項及び第二項の退職年金及び退職一時金の制度について準用する。

第二款　公務災害補償

（公務災害補償）

その他の方法による審査を行い、事案を判定し、その結果に基いて、その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならない。

（要求及び審査、判定の手続等）

第四十八條 前二條の規定による要求及び審査、判定の手続並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めなければならない。

第四款 不利益処分に関する審査の請求

（不利益処分に関する説明書の交付及び審査の請求）

第四十九條 任命権者は、職員に対し、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を行う場合においては、その際、その職員に対し処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

2 職員は、その意に反して不利益な処分を受けたと思うときは、任命権者に対し処分の事由を記載した説明書の交付を請求することができる。

3 前項の規定による請求を受けた任命権者は、その日から十五日以内に、同項の説明書を交付しなければならない。

4 第一項及び第三項の説明書の交付を受けた職員は、その日から三十日以内に、前項の期間内に説明書の交付を受けなかつた職員は、その期限経過後三十日以内に、それぞれ人事委員会又は公平委員会に対し、当該処分の審査を請求することができる。

5 前四項の規定は、第二十八條第四項各号に掲げる職員には適用しない。

（審査及び審査の結果執るべき措置）

第五十條 前條第四項に規定する請求を受理したときは、人事委員会又は公平委員会は、直ちにその事案を審査しなければならない。この場合において、処分を受けた職員から請求があつたときは、口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、その職員から請求があつたときは、公開して行わなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、前項に規定する審査の結果に基いて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、任命権者にその職員の受けるべきであつた給與その他の給付を回復するため必要で且つ適切な措置をさせる等その職員がその処分によつて受けた不当な取扱を是正するための指示をしなければならない。

（請求及び審査の手続等）

第五十一條 前二條の規定による請求及び審査の手続並びに審査の結果執るべき措置に関し必要な事項は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めなければならない。

第九節 職員団体

（職員団体の組織）

第五十二條 職員は、給與、勤務時間その他の勤務條件に関し当該地方公共団体の当局と交渉するための団体（以下本節中「単位職員団体」という。）を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。

2 単位職員団体は、当該地方公共団体の他の単位職員団体と連合体を結成し、又は当該地方公共団体の他の単位職員団体が結成する単位職員団体の連合体に加入することができる。又、単位職員団体の連合体は、当該地方公共団体の他の単位職員団体の連合体と連合体を結成し、又は当該地方公共団体の他の単位職員団体の連合体に加入することができる。

3 前項の規定は、単位職員団体又は単位職員団体の連合体（以下本節中「職員団体」と総称する。）が他の地方公共団体の職員団体その他の公務員の団体との連合組織を事実上結成し、又は他の地方公共団体の職員団体その他の公務員の団体が結成する連合組織に事実上加入することを妨げるものではない。

4 警察職員及び消防職員は、職員団体を結成し、及びこれに加入することができない。

5 職員は、地方公共団体から給與を受けながら、職員団体のためその事務を行い、又は活動してはならない。

（職員団体の登録）

第五十三條 職員団体は、條例で定めるところにより、規約（法人に係る場合においては、その定款とする。以下本條中同じ。）を添えて人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長とする。以下本節中同じ。）に登録を申請することができる。この場合において、人事委員

会は、登録を申請した職員団体がこの法律及びこれに基く條例の規定に適合するものである場合においては、條例で定めるところにより、規約とともにこれを登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。

2 前項に規定する職員団体の規約には、少くとも左に掲げる事項を記載するものとする。

一 名称
二 業務
三 主たる事務所の所在地
四 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定
五 理事、代表者その他の役員に関する規定
六 第三項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定
七 経費及び会計に関する規定
八 他の職員団体との連合に関する規定
九 規約の変更に関する規定
十 解散に関する規定

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、その構成員たるすべての職員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の多数決によつて決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、単位職員団体の連合体にあつては、その構成員たるすべての職員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による多数決で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の多数決によつて決定される旨の手続により決定されることをもつて足りるものとする。

4 登録を受けた職員団体がこの法律及びこれに基く條例の規定に適合しないものとなつたときは、人事委員会は、條例で定めるところにより、あらかじめ口頭審理を行つた後、その登録を取り消すことができる。口頭審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開して行わなければならない。

5 登録を受けた職員団体は、その規約を変更したときは、條例で定めるところにより、人事委員会にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第一項後段の規定を準用する。

6 登録を受けた職員団体は、解散したときは、條例で定めるところにより、人事委員会にその旨を届け出なければならない。

（法人たる職員団体に関する特例）

第五十四條 職員団体は、法人とすることができる。民法（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）中民法第三十四條に規定する法人についての規定は、本項の法人について準用する。但し、これらの規定中「主務官庁」とあるのは「人事委員会」と読み替えるものとする。

2 法人となろうとする職員団体が前條第一項の規定による登録を受けたときは、前項において準用する民法第三十四條の許可を得たものとみなす。

3 法人である職員団体の登録が前條第四項の規定により取り消されたときは、第一項において準用する民法第七十一條の許可の取消があつたものとみなす。

4 定款の変更が前條第五項後段の規定により登録されたときは、第一項において準用する民法第三十八條第二項の認可を得たものとみなす。

（交渉）

第五十五條 登録を受けた職員団体は、條例で定める條件又は事情の下において、職員の給與、勤務時間その他の勤務條件に関し、当該地方公共団体の当局と交渉することができる。口頭審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開して行わなければならない。

2 法人となろうとする職員団体が前條第一項の規定による登録を受けたときは、前項において準用する民法第三十四條の許可を得たものとみなす。

3 前項の協定は、当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもつて履行しなければならない。

4 職員が、給與、勤務時間その他の勤務條件に関

し、又は社交的若しくは厚生的活動を含む適法な目的のため、地方公共団体の当局に対し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由は、その者が職員団体に属していないという理由で否定されることはない。

（不利益取扱の禁止）

第五十六條　職員は、職員団体の構成員であること、職員団体を結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと又は職員団体のために正当な行為をしたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

第四章　補則

（特例）

第五十七條　職員のうち、公立学校の教職員（学校教育法に規定する校長、教員及び事務職員という。）、単純な労務に雇用される者その他その職務と責任の特殊性に基いてこの法律に対する特例を必要とするものについては、別に法律で定める。但し、その特例は、第一條の精神に反するものであつてはならない。

（他の法律の適用除外）

第五十八條　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）並びにこれらに基く命令の規定は、職員に関して適用しない。

2　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二條、第八十五條、第八十六條、第八十九條から第九十三條まで及び第百二條の規定並びに船員法（昭和二十二年法律第百号）第六條中労働基準法第二條に関する部分、第三十條、第三十七條中勤務條件に関する部分、第九十六條から第百條まで、第百二條及び第百八條中勤務條件に関する部分の規定並びにこれらの規定に基く命令の規定は、職員に関して適用しない。但し、労働基準法第八十五條、第八十六條及び第百二條の規定並びに船員法第三十七條中勤務條件に関する部分、第九十六條及び第百八條中勤務條件に関する部分並びにこれらの規定に基く命令の規定は、地方公共団体の行う労働基準法第八條第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員に関しては適用する。

3　労働基準法及び船員法の規定並びにこれらの規定に基く命令の規定中前項の規定により職員に関して適用されるものを適用する場合における職員の勤務條件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公共団体の行う労働基準法第八條第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員の場合を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長）が行うものとする。

（地方自治庁の協力及び技術的助言）

第五十九條　地方自治庁は、地方公共団体の人事行政がこの法律によつて確立される地方公務員制度の原則に沿つて運営されるように協力し、及び技術的助言をすることができる。

第五章　罰則

（罰則）

第六十條　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第十三條の規定に違反して差別をした者

二　第三十四條第一項又は第二項の規定（第九條第十項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者

三　第五十條第二項の規定による人事委員会又は公平委員会の指示に故意に従わなかつた者

第六十一條　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第五十條第一項に規定する権限の行使に関し、第八條第五項の規定により人事委員会若しくは公平委員会から証人として喚問を受け、正当な理由がなくてこれに応ぜず、若しくは虚偽の陳述をした者又は同項の規定により人事委員会若しくは公平委員会から書類若しくはその写の提出を求められ、正当な理由がなくてこれに応ぜず、若しくは虚偽の事項を記載した書類若しくはその写を提出した者

二　第十五條の規定に違反して任用した者

三　第十九條第一項後段の規定に違反して受験を阻害し、又は情報を提供した者

四　何人たるを問わず、第三十七條第一項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者

五　第四十六條の規定による勤務條件に関する措置の要求の申出を故意に妨げた者

第六十二條　第六十條第二号又は前條第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし、又はそのほう助をした者は、それぞれ各本條の刑に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律の規定中、第十五條及び第十七條から第二十三條までの規定並びに第六十一條第二号及び第三号の罰則並びに第六十二條中第六十一條第二号及び第三号に関する部分は、都道府県及び地方自治法第百五十五條第二項の市にあつてはこの法律公布の日から起算して一年六月を経過した日から、その他の地方公共団体にあつてはこの法律公布の日から起算して二年を経過した日からそれぞれ施行し、第二十七條から第二十九條まで及び第四十六條から第五十一條までの規定並びに第六十條第三号、第六十一條第一号及び同條第五号の罰則並びに第六十二條中第六十一條第一号及び第五号に関する部分は、この法律公布の日から起算して八月を経過した日から施行し、その他の規定は、この法律公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

（人事委員会又は公平委員会の設置期限）

2　都道府県及び地方自治法第百五十五條第二項の市の人事委員会は、この法律公布の日から起算して六月以内に、公平委員会は、この法律公布の日から起算して八月以内に設置しなければならない。

（人事委員の基礎的研修）

3　都道府県及び地方自治法第百五十五條第二項の市の人事委員会の最初に選任される委員は、この法律公布の日から起算して七月以内に地方自治庁が人事行政の協力を得て行う人事行政に関する基礎的研修を受けるものとする。

（人事委員会の事務職員の技術的研修）

4　都道府県及び地方自治法第百五十五條第二項の市の人事委員会の最初に任命される事務局長及びその事務局の主要な事務職員で当該人事委員会の指定するものは、この法律公布の日から起算して八月以内に地方自治庁が人事院の協力を得て行う人事行政に関する技術的研修を受けるものとする。

（経過規定）

5　最初に選任される人事委員会又は公平委員会の委員の任期は、第九條第十一項本文の規定にかかわらず、一人は四年、一人は三年、一人は二年とする。この場合において、各委員の任期は、地方公共団体の長がくじで定める。

6　職員の任免、給與、分限、懲戒、服務その他身分取扱に関する事項については、この法律中の各相当規定がそれぞれの地方公共団体に適用されるまでの間は、当該地方公共団体については、なお、従前の例による。

7　昭和二十三年七月二十二日附内閣総理大臣宛連合国最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令（昭和二十三年政令第二百一号）は、附則第二十項及び第二十一項に規定する職員を除き、職員に関してはその効力を失う。

8　前項の政令がその効力を失う前にした同令第二條第一項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

9　第十六條第三号の懲戒免職の処分には、当該地方公共団体において、地方公務員に関する従前の規定によりなされた懲戒免職の処分を含むものとする。

10　地方公務員に関する従前の規定により休職を命ぜられた者又は懲戒手続中の者若しくは懲戒処分を受けた者の休職又は懲戒に関しては、なお、従前の例による。

11　この法律公布の日から起算して六月を経過するまでの間は、第五十三條第一項中「人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長とする。以下本節中同じ。）」及び「人事委員会」とあるのは「当該地方公共団体の長」と、同條第四項から第六項までのうち「人事委員会」とあるのは「当該地方公共団体の長」と、それぞれ読み替えるものとする。

12　この法律公布の日から起算して六月を経過するまでの間は、第五十四條第一項但書中「人事委員会」とあるのは「当該地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

13　第五十八條第一項の規定施行の際現に存する労働

組合でその主たる構成員が職員であるものは、この法律公布の日から起算して四月以内に第五十三條第一項の規定による登録の申請をしなければならない。この場合において、地方公共団体の長は、申請を受理した日から一月以内に第五十三條第一項の規定による登録をした旨又はしない旨の通知をしなければならない。

14　第五十八條第一項の規定施行の際現に存する労働組合でその主たる構成員が職員であるものの取扱については、この法律公布の日から起算して四月を経過するまでの間、同項の規定による登録の申請をしたものの取扱については、同項の規定により登録をした旨又はしない旨の通知を受けるまでの間は、第五十八條第一項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

15　第五十八條第一項の規定施行の際現に存する法人である労働組合でその主たる構成員が職員であるものが第五十三條第一項の規定により登録されたときは、第五十四條第一項の法人である職員団体として設立されたものとみなす。

16　第五十八條第一項の規定施行の際現に存する労働組合で、附則第十三項の規定による登録の申請をしないものは、この法律公布の日から起算して四月を経過した日において、同項の規定による登録の申請をしたものとみなす。

17　前二項の場合において、それぞれ解散するものとする。

18　第五十八條第一項及び第二項の規定施行前にした行為に対する罰則の適用については、これらの規定にかかわらず、なお、従前の例による。

19　この法律公布の日から起算して六月を経過するまでの間は、第五十八條第三項中「人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長）」とあるのは「地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

20　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六條に規定する公営企業に従事する職員の身分取扱については、別に公営企業の組織、会計経理及び職員の身分取扱に関して規定する法律が制定実施されるまでの間は、なお、従前の例による。

21　第五十七條に規定する単純な労務に雇用される職員の身分取扱については、その職員に関して、同條の規定に基き、この法律に対する特例を定める法律が制定実施されるまでの間は、なお、従前の例による。

法律第二百六十二号（二五、一二、一四）

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條に見出しとして「（各行政機関の職員の定員）」を加え、同條第一項の表総理府の項中「地方財政委員会　一〇一人」を「地方財政委員会　一一一人」に、「計　六三、〇五四人」を「計　六三、〇八九人」に、合計の項中「八七五、七三八人」を「八七五、八〇八人」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第二百六十三号（二五、一二、一四）

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律

日本政府在外事務所設置法（昭和二十五年法律第百

五号）の一部を次のように改正する。

第三條第十三号を第十四号とし、第十三号として次の一号を加える。

十三　文化的活動に関する事務を行うこと。

第三條に次の一項を加える。

2　前項に規定する所掌事務の範囲は、特別の必要がある場合においては、外務省令の定めるところにより、在外事務所ごとに制限することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣署名）

法律第二百六十四号（二五、一二、一四）

中小企業信用保険法

（目的）

第一條　この法律は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小企業者に対する貸付につき政府が信用保険を行う制度を確立し、もつて中小企業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「金融機関」とは、銀行（日本銀行を除く。）、無盡会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び信用協同組合をいう。

2　この法律において「中小企業者」とは、資本金額（株金総額、出資総額又は株金総額及び出資総額の合計額）が五百万円以下の会社、常時使用する従業員の数が二百人以下の会社若しくは個人、中小企業等協同組合、農業協同組合連合会又は水産業協同組合であつて、政令で定める業種に属する事業を行うものをいう。

（保険契約）

第三條　政府は、会計年度の半期ごとに、金融機関を相手方として、当該金融機関が中小企業者に対し貸付を行つたことを政府に通知することにより、貸付金の総額が一定の金額に達するまで、その貸付につき、政府と当該金融機関との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2　前項の保険関係においては、貸付金の額を保険価額とし、弁済期における債務の不履行による貸付金の回収未済を保険事故とし、保険価額に百分の七十五を乗じて得た金額を保険金額とする。

3　政府は、第一項の保険関係が成立する貸付金の総額の金融機関を通ずる合計額が、会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内でなければ、同項の契約を締結することができない。

（保険関係が成立する貸付金）

第四條　前條第一項の保険関係が成立する貸付金は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものであつて、その貸付期間が六月以上のものに限る。

2　前項の貸付金の額は、中小企業者一人につき、合計三百万円（その中小企業者が中小企業等協同組合であるときは、一千万円）をこえてはならない。

（保険料）

第五條　保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（保険金）

第六條　政府が第三條第一項の保険関係に基いて支拂うべき保険金の額は、保険価額から金融機関がその支拂の請求をする時までに回収した額を控除した残額に、百分の七十五を乗じて得た額とする。

第七條　金融機関は、保険事故の発生の日から六月を経過した後でなければ、保険金の支拂の請求をすることができない。

2　金融機関は、保険事故の発生の日から一年六月を経過した後は、前項の請求をすることができない。

（保険金支拂に伴う代位）

第八條　政府は、金融機関の貸付金の回収未済があつた場合において、保険金の金額を支拂つたときは、金融機関がその支拂の請求をしたときに有していた当該貸付金債権について、百分の七十五の割合で金融機関に代位するものとし、当該貸付金債権の効力及び担保として金融機関が有していた一切の権利を行うことができる。

（貸付金の回収）

第九條　金融機関は、第三條第一項の保険関係が成立

1　この法律は、昭和二十五年十二月十五日から施行する。

2　政府は、第三條第三項の規定にかかわらず、昭和二十五年度に限り、同條第一項の保險關係が成立する貸付金の總額の金融機關を通ずる合計額が、三十六億円をこえない範圍内で、同項の契約を締結することができる。

3　通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　中小企業信用保險に関すること。

4　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第四号の次に次の一号を加える。

四の二　中小企業信用保險に関すること。

5　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表中通商産業省の項「一九一人」を「一七、九七九人」に、「一一六人」を「一七、九五四人」に、「八七五、八〇八人」を「八七五、八三三人」に改める。

（内閣総理・大蔵・農林・通商産業大臣署名）

法律第二百六十五号（二五、一二、一四）

◉中小企業信用保險特別会計法

（設置）

第一條　中小企業信用保險法（昭和二十五年法律第二百六十四号。以下「法」という。）による中小企業信用保險に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二條　この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（基金）

第三條　この会計においては、第四條に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額（第八條第三項の規定による減額をしたときは、その減額した額を控除した金額）をもつて基金とする。

（歳入及び歳出）

第四條　この会計においては、保險料、法第八條の規定により政府が代位した貸付金債権の回収金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保險金、保險料の還付金、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。

2　前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、この会計の基金に充てるため、繰り入れるものとする。

した貸付金の回収に努めなければならない。

（契約の解除等）

第十條　政府は、金融機関がこの法律（これに基く命令を含む。）の規定又は第三條第一項の契約の條項に違反したときは、同項の保險関係に基く保險金の全部若しくは一部を支拂わず、保險金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて同項の契約を解除することができる。

（業務の委託）

第十一條　政府は、政令で定めるところにより、第三條第一項の規定による通知の受理、保險金の支拂その他この法律の規定に基く業務の一部を商工組合中央金庫に取り扱わせることができる。

2　政府は、金融機関の貸付金債権に関する第八條の規定による権利の行使の業務を当該金融機関に委託することができる。

3　前二項の場合において、その業務に従事する金融機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の規定の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務の管掌）

第十二條　この法律に規定する政府の業務は、通商産業大臣が管掌する。

2　通商産業大臣は、第三條第一項の契約を締結しようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

附　則

（歳入歳出予定計算書の作製及び送付）

第五條　通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出予定計算書には、左の書類を添附しなければならない。

一　前前年度の貸借対照表及び損益計算書

二　前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

（歳入歳出予算の区分）

第六條　この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第七條　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、第五條第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第八條　この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。

2　前項の積立金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

3　この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、積立金を取りくずして整理し、なお損失が補てんされないときは、基金を減額して整理するものとする。

4　第一項及び前項に規定する損益計算の方法については、政令で定める。

（剰余金の繰入）

第九條　この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

第十條　通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十一條　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書並びに同條第二項に規定する損益計算書を添附しなければならない。

（余裕金の預入）

第十二條　この会計において、支拂上現金に余裕があるときは、基金に相当する金額を限度として、大蔵省預金部に預け入れることができる。

（支出未済額の繰越）

第十三條　この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3　第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（実施規定）

第十四條　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、法施行の日から施行する。

2　通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第七條第五号及び第六号中「輸出信用保險特別会計、」の下に「中小企業信用保險特別会計、」を加える。

3　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三　中小企業信用保險特別会計の経理を行う

こと。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二百六十六号（二五、一二、一五）

◎国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律

（年末手当の支給）

第一條　国家公務員（常時勤務に服さない者であつて政令で定めるものを除く。）であつて十二月十五日に在職するもの（以下「職員」という。）に対しては、年末手当を支給する。

（年末手当の額）

第二條　年末手当の額は、職員の給與月額に、その者のその年中における在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一　在職期間が六月以上の場合　百分の五十

二　在職期間が三月以上六月未満の場合　百分の三十

三　在職期間が三月未満の場合　百分の十五

2　前項の給與月額は、一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）については、その者が十二月十五日現在において受けるべき同法に規定する俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額とし、その他の職員については、一般職の職員の給與月額に準じて政令で定める額とする。

（年末手当の支給時期）

第三條　年末手当は、毎年、十二月十五日（その日が日曜日に当るときは、十二月十六日）に支給する。

（年末手当の支給細目）

第四條　第二條第二項及び前條に規定するもの外、在職期間の計算方法その他年末手当の支給に関し必要な細目は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　昭和二十五年度の年末手当については、第一條及び第二條第二項中「十二月十五日」とあるのは「この法律施行の日」と、第三條中「毎年、十二月十五日（その日が日曜日に当るときは、十二月十六日）」とあるのは「この法律施行の日から十日以内」と読み替えるものとする。

（内閣総理大臣・法務総裁・経済安定本部総裁署名）

法律第二百六十七号（二五、一二、一五）

◎刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律

刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の一條を加える。

第三條の二　第二條の事件で最高裁判所が上告裁判所であるもの（応急措置法第十七條の規定により最高裁判所が上告裁判所であるものを除く。）の上告については、第二條の規定にかかわらず、新法第三百六十八條から第三百七十一條まで（上訴費用の補償）、第四百五條（上告理由）、第四百六條（上告審としての事件受理）、第四百八條（書面審理）、第四百九條（被告人の召喚不要）、第四百十條及び第四百十一條（破棄の判決）、第四百十五條から第四百十七條まで（訂正の判決）、第四百十八條（判決の確定）並びに第四百十四條において準用する第三百七十三條（上訴の提起期間）及び第三百七十六條（上訴趣意書）の規定を適用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2　この法律の施行の際現に最高裁判所に係属している事件及び最高裁判所への上告の提起期間内にある事件については、その上告審に限り、第三條の二の

規定は、適用しない。

（法務総裁・内閣総理大臣署名）

法律第二百六十八号（二五、一二、一五）

◎日本輸出銀行法

目次

第一章　総則（第一條―第九條）
第二章　役員及び職員（第十條―第十七條）
第三章　業務（第十八條―第二十四條）
第四章　会計（第二十五條―第四十一條）
第五章　監督（第四十二條―第四十四條）
第六章　罰則（第四十五條―第四十七條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　日本輸出銀行は、金融上の援助を與えることにより本邦の輸出貿易を促進するため、一般の金融機関が行う輸出金融を補完し、又は奨励することを目的とする。

（法人格）

第二條　日本輸出銀行は、公法上の法人とする。

（事務所）

第三條　日本輸出銀行は、主たる事務所を東京都に置く。

2　日本輸出銀行は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四條　日本輸出銀行の資本金は、百五十億円とし、政府が一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計からその全額を出資する。

2　前項の資本金のうち五十億円は、昭和二十五年度において、百億円は、昭和二十六年度においてそれ出資するものとする。

（定款）

第五條　日本輸出銀行は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　資本金

五　役員に関する事項

六　業務及びその執行に関する事項

七　会計に関する事項

八　公告の方法

2　日本輸出銀行は、定款を変更したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（役員の職務及び権限）

（登記）

第六條　日本輸出銀行は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第七條　日本輸出銀行でない者は、日本輸出銀行という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

2　銀行法（昭和二年法律第二十一号）第四條第二項の規定は、日本輸出銀行には適用しない。

（解散）

第八條　日本輸出銀行の解散については、別に法律で定める。

2　日本輸出銀行が解散した場合において、その残余財産は、第四條第二項の規定による出資の割合に応じ、一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計に帰属する。

（法人に関する規定の準用）

第九條　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）、第五十條（法人の住所）及び第五十四條（理事の代表権の制限）の規定は、日本輸出銀行に準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第十條　日本輸出銀行に、役員として、総裁一人、事務理事一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十一條　総裁は、日本輸出銀行を代表し、その業務

を総理する。

2　専務理事及び理事は、総裁の定めるところにより、日本輸出銀行を代表し、総裁を補佐して日本輸出銀行の事務を掌理し、専務理事は、総裁に事故があるときにはその職務を代理し、総裁が欠員のときにはその職務を行い、理事は、総裁及び専務理事に事故があるときには総裁の職務を代理し、総裁及び専務理事が欠員のときには総裁の職務を行う。

（役員の任命）

第十二條　総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2　専務理事及び理事は、総裁が任命する。

（役員の任期）

第十三條　総裁、専務理事、理事及び監事の任期は、四年とする。

2　総裁、専務理事、理事及び監事は、再任されることができる。

3　総裁、専務理事、理事及び監事が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（代表権の制限）

第十四條　日本輸出銀行と総裁、専務理事又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が日本輸出銀行を代表する。

（代理人の選任）

第十五條　総裁、専務理事及び理事は、日本輸出銀行の職員のうちから、従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十六條　日本輸出銀行の職員は、総裁が任命する。

（役員及び職員の地位）

第十七條　日本輸出銀行の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十八條　日本輸出銀行は、第一條に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一　設備（船舶及び車りようを含む。）並びにその部分品及び附属品で本邦で生産されたもの（以下「設備等」という。）の本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦人又は本邦人からの技術の提供を促進するため、本邦輸出業者又は本邦輸出品製造業者に対して資金を貸し付けること。但し、銀行法に規定する銀行をいう。以下同じ。）が日本輸出銀行とともにその資金の貸付を受けようとする者に対して資金を融通する場合であつて、その者が銀行を通じて当該貸付の申込をするときに限る。

二　設備等の本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦人又は本邦人からの技術の提供を促進するため、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国銀行又は外国商社に対して、外国為替の管理に関する法令の規定に従い資金を貸し付けること。但し、その貸付を受ける者が、当該貸付を受けることにより当該外国の法令の規定に違背することとなる場合を除く。

四　前各号に附帯する業務

2　前項第一号から第三号までに規定する資金の貸付又は手形の割引は、銀行が、通常の條件により資金の供給を行うことが困難な場合であつて、且つ、本邦からの設備等の輸出又は輸入（これに伴つてなされる技術の提供又は受入を含む。）の契約が締結され、又は当該契約の締結が確実になつた場合で、その契約に基く債務の履行及び当該貸付に係る資金の償還又は当該割引に係る手形の支拂が確実であると認められるときに限り、行うことができる。

（貸付利率及び手形割引歩合）

第十九條　前條第一項第一号から第三号までの規定による貸付金の利率及び手形の割引の歩合は、当該利率及び歩合により収入する貸付金利息及び手形割引料が日本輸出銀行の事務取扱費、業務委託費その他の諸費及び資産の運用損失を償うに足るように、銀

行の貸付利率及び手形の割引歩合を勘案して定めるものとする。

2　前項の貸付利率及び手形の割引歩合は、貸付又は手形の割引の目的、貸付金の償還期限、割引に係る手形の支拂期限、担保等においてその種類を同じくする貸付及び手形の割引に対しては、同一でなければならない。

（貸付金の償還期限及び割引に係る手形の支拂期限）

第二十條　第十八條第一項第一号から第三号までの規定による貸付金又は割引に係る手形は、その貸付金の償還期限又は手形の支拂期限が六月をこえ三年以内のものでなければならない。

2　前項の貸付金又は手形の割引は、当該貸付金又は当該手形の割引を受けた銀行がその手形について融資した資金に係る設備等の輸出入又は技術の提供若しくは受入の契約に基く対価の支拂の條件その他の事由により同項の規定によることが困難であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その償還期限が三年をこえ五年以内のものとすることができ、又は支拂期限が三年をこえ五年以内の手形について行うことができる。

（業務の期間）

第二十一條　日本輸出銀行は、設立の日から五年を経過した後は、新たに資金の貸付又は手形の割引をすることができない。

（業務方法書）

第二十二條　日本輸出銀行は、業務方法書を作成し、これに資金の貸付又は手形の割引の方法、利率及び期限、元利金の回収の方法並びに業務の委託の要領等を記載しなければならない。

（委託業務に従事する銀行の役員及び職員の地位）

第二十三條　銀行が日本輸出銀行の業務の委託を受けた場合においては、その業務の委託を受けた銀行の役員及び職員でその委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（金融機関との競争禁止）

第二十四條　日本輸出銀行は、第一條に掲げる目的をかんがみ、輸出金融について、銀行その他の金融機関と競争してはならない。

第四章　会計

（事業年度）

第二十五條　日本輸出銀行の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

（予算）

第二十六條　日本輸出銀行は、毎事業年度の事業の運営により生ずる収入及び支出の予算を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2　前項の収入は、貸付金利息、手形割引料その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、附属諸費及び資産の運用損失金とする。

3　大蔵大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

4　内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を国の予算とともに、国会に提出しなければならない。

5　予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、大蔵大臣が定める。

（予備費）

第二十七條　予見し難い事由による支出予算の不足を補うため、日本輸出銀行の予算に予備費を設けることができる。

（予算の議決）

第二十八條　予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

（予算の通知）

第二十九條　内閣は、日本輸出銀行の予算が国会の議決を経たときは、大蔵大臣を経由して、直ちにその旨を日本輸出銀行に通知するものとする。

2　日本輸出銀行は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することができない。

3　大蔵大臣は、第一項の規定による通知があつたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

（追加予算及び予算の修正）

第三十條　日本輸出銀行は、予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2　日本輸出銀行は、前項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正して、これを大蔵大臣に提出することができる。

3　第二十六條第二項から第五項まで及び前二條の規定は、前二項の規定による追加予算及び予算の修正について準用する。

（暫定予算）

第三十一條　日本輸出銀行は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2　第二十六條第二項から第五項まで、第二十八條及び第二十九條の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

3　暫定予算は、当該事業年度の予算が国会の議決を経たときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出があるときは、これを当該事業年度の予算に基いてなしたものとみなす。

（予算の執行）

第三十二條　日本輸出銀行は、支出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。

第三十三條　日本輸出銀行は、予算で指定する経費の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければ、流用することができない。

2　大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

第三十四條　日本輸出銀行は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

2　大蔵大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

（財務諸表）

第三十五條　日本輸出銀行は、財産目録及び貸借対照表を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これらの書類（以下「財務諸表」という。）を大蔵大臣に届け出なければならない。

2　日本輸出銀行は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、その財務諸表を公告し、且つ、各事務所に備え置かなければならない。

（決算）

第三十六條　日本輸出銀行は、毎事業年度の決算を翌事業年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

第三十七條　日本輸出銀行は、決算完結後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、第三十五條第一項の規定により大蔵大臣に届け出た財務諸表を添え、遅滞なく、大蔵大臣に提出しなければならない。

2　大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3　内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

4　第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、大蔵大臣が定める。

（利益金の処分）

第三十八條　日本輸出銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、準備金としてこれを積み立てなければならない。

2　前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

（資金の借入の制限）

第三十九條　日本輸出銀行は、資金の借入をしてはならない。

（余裕金の運用）

第四十條　日本輸出銀行は、左の方法による外、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債の保有

二　大蔵省預金部への預金

三　日本銀行への預金

（会計検査院の検査）

第四十一條　会計検査院は、必要があると認めるときは、日本輸出銀行からその業務の委託を受けた銀行につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

第五章　監督

（監督）

第四十二條　日本輸出銀行は、大蔵大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2　大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本輸出銀行からの報告又は第四十四條第一項の規定による検査の結果に基き、日本輸出銀行に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（役員の解任）

第四十三條　内閣総理大臣は、日本輸出銀行の総裁及び監事が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一　この法律、この法律に基く政令又はこれらの法令に基いてする大蔵大臣の命令に違反したとき。

二　刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

四　心身の故障により職務を執ることができないとき。

2　内閣総理大臣は、日本輸出銀行の事務理事及び理事が前項各号の一に該当するに至つたときは、総裁に対し当該事務理事又は理事の解任を命ずることができる。

（報告の徴取及び検査）

第四十四條　大蔵大臣は、必要があると認めるときは、日本輸出銀行に対して報告をさせ、又はその職員をして日本輸出銀行の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による報告の徴取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　罰則

第四十五條　日本輸出銀行の役員又は職員が、前條第一項の規定による報告すべき事項につき虚偽の報告をしたときは、三万円以下の罰金に処する。

第四十六條　左の場合においては、その違反行為をした日本輸出銀行の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一　この法律により大蔵大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。

二　この法律により大蔵大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

三　第六條第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

四　第十八條第一項各号に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

五　第三十九條の規定に違反して資金の借入をしたとき。

六　第四十條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七　第四十二條第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

第四十七條　第八條第一項の規定に違反して日本輸出銀行という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　大蔵大臣は、設立委員を命じて、日本輸出銀行の設立に関する事務を処理させる。

3　設立委員は、定款を作成して大蔵大臣に届け出なければならない。

4　設立委員は、前項の届出をしたときは、遅滞なく、政府に対し資本金の拂込の請求をしなければならない。

5　資本金の第一回の拂込のあつた日において、設立委員は、その事務を日本輸出銀行の総裁に引き継がなければならない。

6　総裁が前項の事務の引継を受けた日において、総裁、専務理事、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

7　日本輸出銀行は、設立の登記をすることに因り成立する。

8　この法律施行後最初に任命される理事及び監事の任期は、第十三條第一項の規定にかかわらず、理事のうち二人及び監事のうち一人については、それぞ

れ総裁又は内閣総理大臣の定めるところにより、二年とする。

9 他の法令中「銀行」という場合には、日本輸出銀行を含まないものとする。

10 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 日本輸出銀行を監督すること。

11 貸金業等の取締に関する法律（昭和二十四年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「住宅金融公庫」の下に「日本輸出銀行」を加える。

12 国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「船舶運営会」を「日本輸出銀行」に改める。

13 「予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「住宅金融公庫」の下に「日本輸出銀行」を加える。

（法務総裁・大蔵・農林・商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二百六十九号（二五、一二、一六）

◉国立学校設置法等の一部を改正する法律（衆法）

第一條 国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第九條中「

熊本電波高等学校	熊本県

」を

熊本電波高等学校	熊本県
富山商船高等学校	富山県
鳥羽商船高等学校	三重県
大島商船高等学校	山口県
広島商船高等学校	広島県
弓削商船高等学校	愛媛県

」に改める。

附則第十三項の次に次の四項を加える。

14 第九條に規定する富山商船高等学校は富山商船高等学校を、鳥羽商船高等学校は鳥羽商船高校を、大島商船高等学校は大島商船学校を、広島商船高等学校は広島商船学校を、弓削商船高等学校は弓削商船学校をそれぞれ包括するものとする。

15 前項の商船高等学校は、それぞれその包括する学校の課程を存置するものとし、それらの課程の履修、卒業及びそれらの課程を担当する教職員の身分等に関する事項については、なお従前の例により取り扱うものとする。この場合においては第四項の規定を準用する。

16 第十四項の商船高等学校に包括される学校に置かれる職員の定員は、それぞれその学校を包括する商船高等学校の職員の定員に含まれるものとする。

17 昭和二十六年三月三十一日現在において、富山商船学校、鳥羽商船学校、大島商船学校、広島商船学校又は弓削商船学校の職員である者は、別に辞令を発せられないときは、昭和二十六年四月一日に文部大臣によつて、それぞれ同一の職務の級及び俸給の号をもつて当該学校に置かれる相当官職に任命されたものとする。

（別表第二）中「

熊本電波高等学校	五二人

」を

富山商船高等学校	五五人
鳥羽商船高等学校	五五人
大島商船高等学校	五五人
広島商船高等学校	五四人
弓削商船高等学校	五四人

」に改める。

第二條 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中

本省	六三、六二人	うち、六一、八四七人は、国立学校の職員とする。
文部省 文化財保護委員会	四〇人	
計	六四、〇三人	

を

本省	六三、八四人	うち、六二、一二〇人は、国立学校の職員とする。
文部省 文化財保護委員会	四〇人	
計	六四、九四人	

に、

本省	一五、六五人	
船員労働委員会	五人	
海上保安庁	一、九六九人	
海難審判庁	一、〇九六人	
運輸省 海難審判庁	一、〇九六人	
計	三七、六三七人	

を

本省	一五、三五八人	
船員労働委員会	五人	
海上保安庁	一、九六九人	
海難審判庁	一、〇九六人	
運輸省 海難審判庁	一、〇九六人	
計	三七、五四八人	

に改める。

第三條 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九條中「商船学校」を削る。

第三十五條を次のように改める。

第三十五條 削除

第三十六條第一項中「商船高等学校」を「商船高等学校」に改める。

附 則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（内閣総理大臣・文部・運輸大臣署名）

法律第二百七十号（二五、一二、一六）

◉特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律

特別鉱害復旧臨時措置法（昭和二十六年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「特別鉱害復旧公社」を「旧石炭鉱業権等臨時措置法（第三十七條―第四十二條）」を「（第三十七條―第四十二條）」に改める。

第二條第一項中「石炭鉱業権等臨時措置法（昭和二十三年法律第百五十四号）」を「旧石炭鉱業権等臨時措置法（昭和二十三年法律第百五十四号）附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法」に改める。

第十二條中「公共事業費」の下に「又は行政部費」を加え、同條第三項但書を削り、同條第四項中「同項」を「第十一條第一項」に改め、同條第六項を削る。

第六條第一項中「特別鉱害復旧公社」を「特別鉱害復旧特別会計（以下「特別会計」という。）」に改め、同條第五項を次のように改める。

5 主務大臣は、第一項若しくは第二項の認可をし、又は前項の規定により認可事項を変更しようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

第十一條を次のように改める。

（被指定者がその者の負担において施行する復旧工事）

第十一條 第二十五條第一項の認可を受けた者は、その者に係る特別鉱害の復旧工事（第五條第二項の規定により施行者が定められるものを除く。）について、その者の負担（第二十三條第一項但書の規定により費用の全部又は一部を負担する者があるときは、その費用については、その者の負担）において、当該復旧工事を施行しなければならない。

2 前項の規定により復旧工事を施行すべき者は、その工事計画及び工事の完了の時期について、通商産業大臣の定める期間内に、その認可を申請しなければならない。

3 第六條第二項から第四項まで及び第七條から第十條までの規定は、前二項の場合に準用する。

第十二條中「石炭鉱業権等臨時措置法」を「旧石炭鉱業権等臨時措置法」によりなおその効力を有する同法」に改める。

「第三章　特別鉱害復旧公社」を「第三章　復旧工事の費用」に改める。

第十三條から第二十二條まで　削除

第二十三條を次のように改める。

（復旧費の負担）

第二十三條　復旧工事に要する費用は、国の公共事業費又は行政部費によつて支弁されるもの、地方公共団体が負担するもの及び第二十五條第一項の認可を受けた者が第十一條第一項の規定により負担するものを除いては、特別会計が負担する。但し、他の法令の定のある場合その他特別の事由のある場合において、国、地方公共団体及び第三條第二項から第四項までに規定する鉱業権者又は鉱業権者であつた者としての被指定者以外に、その費用の全部又は一部を負担する者のあるときは、その者の負担となる費用については、この限りでない。

2　前項の場合において、その復旧工事の施行の結果著しく利益を受ける者があるときは、通商産業大臣は、主務大臣に協議して、その利益を受ける限度において負担すべき工事に要する費用の額を定め、これを国庫に納付させることができる。

3　第一項本文に規定する特別会計の負担は、前項の規定による受益者負担金、第二十四條第一項の規定による納付金、第二十六條の規定による寄附金及び第二十八條第一項の規定による返納金を財源として支出し得る金額をもつて限度とするものとする。

第二十四條の見出しを「（納付金）」に改め、同條第一項中「復旧公社がその業務を行うのに要する費用」を「前條第一項の規定により特別会計が負担する費用」に、「復旧公社に納付」を「国庫に納付」に改める。

第二十五條の見出しを「（納付金の特例）」に改め、同條第二項中「金額とする。」を「金額とし、国の公共事業費によつて支弁される費用及び地方公共団体が負担する費用の額は、復旧工事に要する費用の額に、復旧工事の種類に応じ、別表に定める割合を乗じて算出した金額とする。」に改め、同條第四項及び第五項を削り、同條第六項中「第四項」を「第十一條第三項」に、「前項の規定は、その適用がなかつたものとみなす。」を「第一項の認可は、なかつたものとみなす。」に改め、同項を第四項とし、同條第七項中「第四項」を「第十一條第三項」に改め、同項を第五項とする。

前條第一項に規定する納付義務者が、その者が同條第二項の規定により納付すべき金額の総額がその者に係る特別鉱害の復旧工事に要する費用の総額を超える場合において、通商産業大臣の認可を受けたときは、その者に係る特別鉱害の復旧工事に要する費用の総額から、国の公共事業費によつて支弁される費用、地方公共団体が負担する費用及び第十一條第一項の規定により施行すべき復旧工事の費用及び第二十三條第一項但書に規定する者の負担となるべき費用を控除した額に相当する金額をもつて、前條第一項の一定の金額とする。

第二十六條の見出しを「（寄附金）」に改め、同條中「復旧公社は、復旧公社」を「国は、特別会計」に改める。

第二十七條を次のように改める。

（特別会計からの復旧費の交付）

第二十七條　通商産業大臣は、第六條第一項の認可を受けた復旧工事の施行者から、当該復旧工事に要する費用のうち、通商産業大臣の定める毎一定期間内に施行する工事に要する費用であつて、第二十三條第二項の規定により特別会計が負担するものにつき交付の請求があつたときは、その金額を交付するものとする。

第二十八條の見出しを「（返納金）」に改め、同條中「復旧公社から」を削り、「支拂」を「交付」に、「復旧公社に」を「国庫に」に改め、同條に次の一項を加える。

2　前項の場合において、主務大臣は、遅滞なく同項の規定により認定した金額を通商産業大臣に通知しなければならない。

第二十九條から第三十二條までを次のように改める。

（強制徴收）

第二十九條　第二十三條第二項に規定する利益を受ける者が同項の規定により通商産業大臣の定める金額（以下「受益者負担金」という。）を納付しないとき、第二十四條第一項に規定する納付義務者が同項の一定の金額（以下「納付金」という。）を納付しないとき、又は前條第一項に規定する復旧工事の施行者が同項の規定により返納すべき金額（以下「返納金」という。）を返納しないときは、通商産業大臣は、期

限を指定して、これを督促しなければならない。

2　前項の規定により督促をするときは、通商産業大臣は、同項に規定する納付義務者に対して督促状を発する。この場合においては、督促手数料として、十円を徴收する。

3　前二項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、受益者負担金、納付金、返納金その他この法律の規定による徴收金を納付しないときは、通商産業大臣は、国税滞納処分の例により、これを処分する。

（延滞金）

第三十條　前條の規定により督促をしたときは、通商産業大臣は、受益者負担金、納付金又は返納金の金額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日からその納付の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴收する。但し、命令で定める場合は、この限りでない。

（先取特権の順位）

第三十一條　受益者負担金、納付金、返納金その他この法律の規定による徴收金の先取特権の順位は、国税及び地方税につき、他の公課に先だつものとする。

（国税徴收法の準用）

第三十二條　国税徴收法（明治三十年法律第二十一号）第四條ノ七及び第四條ノ八の規定は、受益者負担金、納付金、返納金その他この法律の規定による徴收金に関する書類の送達に関し準用する。

第三十三條及び第三十四條を次のように改める。

第三十三條及び第三十四條　削除

第三十五條中「第十一條第二項」を「第二十三條第二項」に改め、同條第三項を削り、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、同條に第二項として次の一項を加える。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

第三十六條中「石炭局長」を「通商産業局長」に改める。

第三十七條を次のように改める。

第三十七條　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第六條第一項の規定に違反して、同項の主務大臣の定める期間内に認可を申請しなかつた者

二　第八條第一項（第十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、工事計画に従わないで復旧工事を施行し、又は工事の完了の時期までに復旧工事を完了しなかつた者

三　第十一條第二項の規定に違反して、同項の通商産業大臣の定める期間内に認可を申請しなかつた者

第三十八條を削る。

第三十九條第二号及び第三号中「第三十四條第一項又は」を削り、同條を第三十八條とする。

第四十條中「前三條」を「前二條」に改め、同條に次の但書を加え、同條を第三十九條とする。

但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第四十一條及び第四十二條を削る。

附則第二項但書中「及び復旧公社の清算」を「、受益者負担金、納付金、返納金その他この法律の規定による徴收金の徴收及び特別会計からの費用の交付」に改める。

別表として次のように加える。

別表

復旧工事の種類	割合	
	国の公共事業費によつて支弁される費用	地方公共団体が負担する費用
土木	三分の二	十分の一
耕地	三分の二	十分の一
農業用施設	三分の二	十分の一
上水道（水料を徴收するもの）	四分の一	十分の一
上水道（水料を徴收しないもの）	四分の一	
下水道	三分の一	

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　特別鉱害復旧公社は、この法律施行の日に通商産

業省にその業務を引き渡さなければならない。

3　通商産業大臣は、昭和二十四年度の国の公共事業費によりその復旧のための工事の費用の全部又は一部が支弁された石炭鉱業による特別の鉱害について、昭和二十四年九月十六日の現在により第三條第一項の規定による認定をすることができる。

4　前項の規定により第三條第一項の規定による認定のあつた鉱害の復旧のための工事のうち、昭和二十四年九月十六日以後昭和二十五年三月三十一日までに施行し、工事を完了したものについては、第六條第一項の認可があつたものとみなす。但し、同項の工事に要する費用の額は、当該工事について国の公共事業費が支出された額を、工事の種類に応じ、別表に定める割合をもつて除して算出した金額とする。

5　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「、閉鎖機関整理委員会又ハ特別鉱害復旧公社」を「又ハ閉鎖機関整理委員会」に、「、閉鎖機関整理委員会令又ハ特別鉱害復旧臨時措置法」を「又ハ閉鎖機関整理委員会令」に改める。

6　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ九を削る。

7　経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号第三十二号を削る。

8　通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第五号中「及びアルコール専売事業特別会計」を「、アルコール専売事業特別会計及び特別鉱害復旧特別会計」に改める。

第二十六條第二項を次のように改める。

2　前項の部の外、札幌通商産業局に石炭部を、福岡通商産業局に石炭部及び鉱害部を置く。

第三十二條第二項中「施設部」を「開発鉱害部」に改める。

第三十五條第一項中第五号の二の次に次の二号を加え、同條第二項中「施設部」を「開発鉱害部」に、「前項第五号及び第五号の二」を「前項第五号の二から第五号の四まで」に改める。

五の三　特別鉱害の復旧に関すること。

五の四　特別鉱害復旧特別会計の経理を行うこと。

9　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（法務総裁・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・建設・経済安定本部総裁・内閣総理大臣署名）

法律第二百七十一号（二五、一二、一六）

◉特別鉱害復旧特別会計法

（設置）

第一條　特別鉱害復旧臨時措置法（昭和二十五年法律第百七十六号。以下「法」という。）による特別鉱害の復旧工事（以下「復旧工事」という。）に関し、政府の行う鉱業権者等からの納付金等の徴収及びその納付金等を財源とする復旧工事の費用の負担のための支出に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二條　この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三條　この会計においては、法第二十四條第一項の規定による納付金、法第二十三條第二項の規定による寄付金、法第二十八條第一項の規定による返納金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、法第二十七條の規定による復旧工事に要する費用の負担のための交付金その他の諸費をもつてその歳出とする。

（歳入歳出予定計算書の作製及び送付）

第四條　通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第五條　この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第六條　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、第四條に規定する歳入歳出予定計算書を添附しなければならない。

（余裕金の預入）

第七條　この会計において、支拂上現金に余裕があるときは、これを大蔵省預金部に預け入れることができる。

（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

第八條　通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第九條　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前條に規定する歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

（剰余金の繰入）

第十條　この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（支出未済額の繰越）

第十一條　この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3　第一項の規定により繰越をしたときは、その経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（実施規定）

第十二條　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百七十号）施行の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二百七十二号（二五、一二、一八）

◉米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律

米国対日援助物資等処理特別会計法（昭和二十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一條中「（以下「援助物資」という。）」の下に「及び政府が連合国軍から拂下を受けた物資（以下「軍拂下物資」という。）」を加える。

第三條第一項中「援助物資の売拂代金」を「援助物資及び軍拂下物資の売拂代金」に改め、「収入金、」の下に「手数料、」を加え、「及び附属雑収入」を「並びに附属雑収入」に、「及び援助役務」を「、軍拂下物資及び援助役務」に改める。

附則第五項を附則第八項とし、以下三項ずつ繰り下げ、附則第四項の次に次の三項を加える。

5　政府は、輸入物資（米国対日援助物資を除く。以下附則第七項までにおいて同じ。）を米国政府が米国対日援助物資に充用しようとするときは、米国政府の要求に応じ、この会計の負担において、その指定する輸入物資を買い取り、これを米国政府に売り渡すことができる。

6　前項の規定による政府の輸入物資の買取は、当該物資の買取代金を、米国政府から米国対日援助物資として交付を受ける当該物資をもつて弁済する方法

部を次のように改正する。

第六條中「及附屬雜收入」を「、一般會計ヨリノ繰入金及附屬雜收入」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ノ一般會計ヨリノ繰入金ハ予算ノ定ムルトコロニ依リ輸入食糧ノ価格調整補給金トシテ繰入ルルモノトス

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大藏・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百七十四号（二五、一二、一八）

◉食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般會計からする繰入金に関する法律（昭和二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一項中「九億一千五百二十万六千円」を「十八億二百八十一万三千円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大藏・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百七十五号（二五、一二、一八）

◉農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般會計からする繰入金に関する法律（昭和二十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一項中「九億一千五百二十万六千円」を「十八億二百八十一万三千円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大藏・農林・内閣総理大臣署名）

により行うことができる。

7　附則第五項の規定により輸入物資を米国政府に売り渡した場合においては、当該物資の対価としてのアメリカ合衆国通貨額を第三條第三項に規定する換算率により日本国通貨に換算した金額を、この会計の歳入として受け入れるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　貿易特別会計法（昭和二十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一條中「米国対日援助物資」の下に「、政府が連合国軍から拂下を受けた物資（以下「軍拂下物資」という。）」を加える。

第三條中「米国対日援助物資」の下に「及び軍拂下物資」を加える。

（大藏・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二百七十三号（二五、一二、一八）

◉食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六條中「及附屬雜收入」を「、一般會計ヨリノ繰入金及附屬雜收入」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ノ一般會計ヨリノ繰入金ハ予算ノ定ムルトコロニ依リ輸入食糧ノ価格調整補給金トシテ繰入ルルモノトス

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大藏・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百七十六号（二五、一二、一八）

◉郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律

1　政府は、郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするため、昭和二十五年度において、一般会計から、十二億八千三百八十六万八千円を限り、この会計に繰り入れることができる。

2　政府は、前項の規定による繰入金については、後日郵政事業特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大藏・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第二百七十七号（二五、一二、一八）

◉水産業協同組合法の一部を改正する法律（参法）

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　水産加工業協同組合連合会（第九十七條―第百條）」を「第六章　水産加工業協同組合連合会（第九十七條―第百條）　第六章の二　水産業協同組合共済会（第百條の二―第百條の十一）」に改める。

第百條の次に次の一章を加える。

第六章の二　水産業協同組合共済会

（設立の目的）

第百條の二　水産業協同組合は、その経営の安定及び改善を図るため、災害に因つて受けることのある損害を相互に救済することを目的として、水産業協同組合共済会（以下「共済会」という。）を設立することができる。

（共済会の名称）

第百條の三　共済会は、その名称中に水産業協同組合共済会という文字を用いなければならない。

2　共済会でないものは、その名称中に水産業協同組合共済会という文字を用いてはならない。

（事業）

第百條の四　共済会は、会員から共済掛金の支拂を受け、会員がその事業の用に供する建物、工作物その他省令で定める物件又はその事業上の取扱に係る物品につき、火災（地震に因るものを除く。）水災又は風災に因つて生じた損害について、会員に対し共済金を交付する事業を行うものとする。

2　前項の規定の適用については、会員が第百條の六第二項第三号の規定による会員である場合には、その会員が営む漁業又は水産加工業を会員の事業とする。

3　共済会の事業で保険事業に該当するものについては、保険業法（昭和十四年法律第四十一号）を適用しない。

（共済金額の制限及び監督上の指示）

第百條の五　主務大臣は、必要があると認めるときは、共済金について、その最高金額を定めることができる。この場合には、共済会は、当該金額をこえて共済金を交付してはならない。

2　主務大臣は、共済会に対し、その事業について監督上必要な事項を指示することができる。

（会員たる資格）

第百條の六　共済会の会員たる資格を有する者は、左の各号の一に該当する者とする。

一　共済会の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会

二　共済会の地区内に住所を有する漁業生産組合

2　前項に規定する者の外、共済会は、定款の定めるところにより、左の各号の一に該当する者を会員た

る資格を有する者とすることができる。

一　共済会の地区内に住所を有し、且つ、法律に基いて設立された協同組合であつて、前項第一号に規定する者の事業と同種の事業を行うもの

二　共済会の地区内に住所を有し、且つ、水産加工業を行うことを目的とする企業組合

三　前項又は前二号に規定する組合の組合員

（定款に記載すべき事項）

第百條の七　共済会の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一　名称

二　地区

三　事務所の所在地

四　会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定

五　共済掛金、共済責任その他の共済関係に関する事項に関する規定

六　経費の分担に関する規定

七　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

八　準備金の額及びその積立の方法

九　役員の定数及び選挙に関する規定

十　事業年度

十一　公告の方法

2　共済会の定款には、前項に掲げる事項の外、共済会の存立時期を定めたときは、その時期を記載しなければならない。

3　主務大臣は、模範定款例を定めることができる。

（発起人）

第百條の八　共済会を設立するには、第百條の六第一項の規定により会員たる資格を有する者二十人以上が発起人とならなければならない。

（設立の認可）

第百條の九　行政庁は、第百條の十一第四項において準用する第六十三條第一項の設立の認可の申請があつた場合において、左の各号の一に該当せず、且つ、その事業が健全に行われると認められるときは、その設立を認可しなければならない。

一　設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の処分に違反するとき。

二　定款又は事業計画のうち重要な事項につき、虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

2　行政庁は、前項の認可をし、又はしなかつたときは、遅滞なく、発起人に対し、その旨を書面で通知しなければならない。

（解散の効果）

第百條の十　共済会が解散したときは、合併の場合を除いては、共済関係は、終了する。

2　前項の場合には、共済会は、まだ経過しない期間に対する共済掛金を拂い戻さなければならない。

（準用規定）

第百條の十一　共済会の事業に関する事項については、第百條の五に規定するもの外、商法第六百三十一條から第六百三十三條まで、第六百三十五條、第六百三十九條から第六百四十五條まで、第六百四十九條、第六百五十四條から第六百五十六條まで及び第六百六十一條から第六百六十三條までの規定を準用する。

2　共済会の会員に関する事項については、第百條の六に規定するものの外、第二十一條、第二十二條及び第二十五條から第二十七條までの規定を準用する。この場合において、第二十一條第一項但書中「第十八條第三項の規定による組合員（以下本章及び第四章において「准組合員」という。）」とあるのは「第百條の六第二項の規定による会員（以下第百條の十一において「准会員」という。）」と、第二十二條第二項中「前項の経費」とあるのは「前項の経費又は共済掛金」と読み替えるものとする。

3　共済会の管理に関する事項については、第百條の七に規定するものの外、第三十三條、第三十四條第一項から第七項まで、第三十五條から第五十二條まで、第五十五條第一項、第三項及び第五十六條の規定を準用する。この場合において、第三十四條第七項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員たる水産業協同組合を直接又は間接に構成する個人（第十八條第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八條第三号又は第九十八條第二号の規定による会員を構成する者を除く。）」と、同項但書中「漁民」とあるのは「水産業協同組合を直接又は間接に構成する個人（第百條第五項及び第百條の十一第五項に改める。

第百三十條第五号中「及び第百條第二項」を「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」に、第百三十條第六号から第九号まで及び第十一号中「及び第百條第三項」を「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」に、第百三十條第十三号及び第十四号中「及び第百條第五項」を「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」に、第百三十條第十五号及び第十六号中「又は第百條第五項」を「、第百條第五項又は第百條の十一第五項」に改め、第百三十條第十九号を第二十号とし、同條第十八号の次に次の一号を加える。

十九　第百條の五第一項の規定に違反したとき。

第百三十一條中「及び第十三條第二項（第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。）を」、第十三條第二項（第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。）及び第百條の三第二項に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「水産加工業協同組合連合会、」の下に「水産業協同組合共済会、」を加える。

3　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第百二十七條第一項中「及び水産業協同組合、」の下に「水

十八條第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八條第三号又は第九十八條第二号の規定による会員を構成する者を除く。）」と、第四十八條第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第百條の九」と読み替えるものとする。

4　共済会の設立に関する事項については、第百條の八及び第百條の九に規定するものの外、第六十條から第六十三條まで、第六十六條第一項及び第六十七條の規定を準用する。この場合において、第六十一條第一項及び第三項中「漁民」とあるのは「水産業協同組合の理事」と、第六十二條第五項中「准組合員」とあり、又は同條第六項において準用する第二十一條第一項但書中「第十八條第三項の規定による組合員（以下本章及び第四章において「准組合員」という。）」とあるのは「准会員」と読み替えるものとする。

5　共済会の解散及び清算に関する事項については、前條に規定するものの外、第六十八條、第六十九條第一項から第三項まで及び第七十條から第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十八條第四項中「准組合員」とあるのは「准会員」と、第六十九條第三項中「第六十三條第二項又は第九十四條第二項の規定による会員を構成する者並びに第八十八條第三号又は第九十八條第二号の規定による会員」とあるのは「第百條の六第二項の規定による会員」と、第七十條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第七十一條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第七十二條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第七十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第七十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第七十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第七十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第七十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第七十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第八十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第八十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第八十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第八十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第八十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第八十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第八十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第八十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第八十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第八十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第九十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第九十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第九十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第九十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第九十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第九十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第九十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第九十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第九十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第九十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第百九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第百十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百二十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百二十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百二十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百二十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百二十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百二十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百二十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百二十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百二十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第百二十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百三十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百三十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百三十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百三十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百三十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百三十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百三十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百三十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百三十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第百三十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百四十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百四十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百四十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百四十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百四十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百四十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百四十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百四十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百四十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第百四十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百五十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百五十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百五十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百五十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百五十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百五十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百五十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百五十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百五十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第百五十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百六十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百六十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百六十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百六十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百六十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百六十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百六十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百六十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百六十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第百六十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百七十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百七十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百七十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百七十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百七十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百七十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百七十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百七十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百七十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第百七十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百八十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百八十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百八十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百八十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百八十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百八十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百八十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百八十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百八十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第百八十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百九十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百九十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百九十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百九十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百九十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百九十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第百九十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第百九十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第百九十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第百九十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第二百九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第二百十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百二十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百二十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百二十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百二十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百二十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百二十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百二十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百二十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百二十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第二百二十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百三十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百三十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百三十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百三十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百三十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百三十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百三十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百三十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百三十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第二百三十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百四十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百四十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百四十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百四十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百四十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百四十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百四十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百四十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百四十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第二百四十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百五十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百五十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百五十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百五十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百五十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百五十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百五十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百五十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百五十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第二百五十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百六十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百六十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百六十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百六十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百六十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百六十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百六十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百六十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百六十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第二百六十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百七十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百七十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百七十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百七十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百七十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百七十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百七十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百七十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百七十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第二百七十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百八十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百八十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百八十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百八十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百八十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百八十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百八十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百八十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百八十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第二百八十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百九十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百九十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百九十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百九十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百九十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百九十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第二百九十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第二百九十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第二百九十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第二百九十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第三百條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第三百一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第三百二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第三百三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第三百四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第三百五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第三百六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第三百七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第三百八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第三百九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第三百十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第三百十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第三百十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第三百十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第三百十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第三百十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第三百十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第三百十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第三百十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第三百十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第三百二十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第三百二十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第三百二十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第三百二十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第三百二十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第三百二十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第三百二十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第三百二十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第三百二十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第三百二十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第三百三十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第三百三十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第三百三十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第三百三十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第三百三十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第三百三十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第三百三十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第三百三十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第三百三十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第三百三十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第三百四十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第三百四十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第三百四十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第三百四十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第三百四十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第三百四十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第三百四十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第三百四十七條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第三百四十八條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）」と、第三百四十九條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第三百五十條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第三百五十一條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第三百五十二條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第三百五十三條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第三百五十四條第一項中「及び第百條第五項」とあるのは「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」と、第三百五十五條第一項中「及び第百條第二項」とあるのは「、第百條第二項及び第百條の十一第二項」と、第三百五十六條第一項中「及び第百條第三項」とあるのは「、第百條第三項及び第百條の十一第三項」と、第三百五十七條第一項

産業協同組合共済会、」を加える。

4　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百四十三條第五号中「農業共済組合連合会、」の下に「水産業協同組合共済会、」を加える。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百七十八号（二五、一二、一九）

◉国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

国家公務員のための国設宿舎に関する法律（昭和二十四年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十條第七号を次のように改める。

七　国立国会図書館長

七の二　衆議院事務総長及び参議院事務総長

七の三　衆議院法制局長及び参議院法制局長

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二百七十九号（二五、一二、一九）

◉船員保険法等の一部を改正する法律

第一條　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十七條但書を次のように改める。

但シ国又ハ地方公共団体ニ使用セラルル者ニシテ恩給法ノ適用ヲ受クルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條第三項中「第一項ノ申請ヲ為シタル者ガ初テ納付スベキ保険料ニ付第二十一條第一項第二号ニ掲グル事実アリタルトキ」を「第一項ノ申請ヲ為シタル者ガ初テ納付スベキ保険料ヲ滞納シ第十二條第一項ノ規定ニ依リ船舶ガ滅失シタルモノト推定セラルル日、同條第三項ニ於テ準用スル同條第一項ノ規定ニ依リ死亡シタルモノト推定セラルル場合ニ於テハ本人ガ行方不明ト為リタル日ノ属スル月ノ標準報酬月額ヲ謂フ

第二條　船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三條中「五倍」を「十倍」に改める。

附則第四條から第六條まで　削除

第四條から第六條まで　削除

附　則

1　この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。但し、第二條中船員保険法の一部を改正する法律附則第三條の改正規定及びこの法律の附則第五項の規定は、昭和二十六年二月一日から施行する。

2　第四條の規定の適用については、当分の間、三千二百五十円未満の報酬月額は、三千二百五十円以上三千七百五十円未満の報酬月額とみなす。

3　保険料率は、当分の間、第五十九條第四項の規定にかかわらず、左の通りとする。

一　第十七條の規定による被保険者であつて、第三十三條ノ三第二項各号の一に該当しないもの、一千分の百四十

二　第十七條の規定による被保険者であつて、第三十三條ノ三第二項各号の一に該当することができるもの、千分の百四十

前項に規定する保険料率によつて計算した保険料額の負担割合は、当分の間、第六十條第一項の規定にかかわらず、左の通りとする。

一　第十七條の規定による被保険者であつて、第三十三條ノ三第二項各号に該当しないことによつて失業保険金の支給を受けることができるものについては、被保険者において百六十分の四十八、船舶所有者において百六十分の百十二

二　第十七條の規定による被保険者であつて、第三十三條ノ三第二項各号の一に該当することによつて失業保険金の支給を受けることができないものについては、被保険者において百四十分の三十八、船舶所有者において百四十分の百二

5　職務外の事由による疾病に係る障害年金であつて、船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三号）の施行の日（昭和二十二年十二月一日）前の標準報酬に基いてその額を計算したものの額は、同法附則第二條又は第四十一條第一項第二号の規定にかかわらず、従前の額の十倍に相当する額とする。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

一條第一項ノ規定ニ依リ死亡シタルモノト推定セラルル場合ニ於テハ船舶ガ滅失若ハ沈没シタル日又ハ同條第二項ノ規定ニ依リ船舶ガ滅失シタルモノト推定セラルル日、同條第三項ニ於テ準用スル同條第一項ノ規定ニ依リ死亡シタルモノト推定セラルル場合ニ於テハ本人が行方不明ト為リタル日ノ属スル月ノ標準報酬月額ヲ謂フ

第二條　船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三條中「五倍」を「十倍」に改める。

附則第四條から第六條まで　削除

第四條から第六條まで　削除

附　則

1　この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。但し、第二條中船員保険法の一部を改正する法律附則第三條の改正規定及びこの法律の附則第五項の規定は、昭和二十六年二月一日から施行する。

2　第四條の規定の適用については、当分の間、三千二百五十円未満の報酬月額は、三千二百五十円以上三千七百五十円未満の報酬月額とみなす。

3　保険料率は、当分の間、第五十九條第四項の規定にかかわらず、左の通りとする。

一　第十七條の規定による被保険者であつて、第三十三條ノ三第二項各号に該当しないことによつて失業保険金の支給を受けることができるものについては、被保険者において百六十分の四十八、船舶所有者において百六十分の百十二

二　第十七條の規定による被保険者であつて、第三十三條ノ三第二項各号の一に該当することによつて失業保険金の支給を受けることができないものについては、被保険者において百四十分の三十八、船舶所有者において百四十分の百二

4　前項に規定する保険料率によつて計算した保険料額の負担割合は、当分の間、第六十條第一項の規定にかかわらず、左の通りとする。

一　第十七條の規定による被保険者であつて、第三十三條ノ三第二項各号に該当しないことによつて失業保険金の支給を受けることができるものについては、被保険者において百六十分の四十八、船舶所有者において百六十分の百十二

二　第十七條の規定による被保険者であつて、第三十三條ノ三第二項各号の一に該当することによつて失業保険金の支給を受けることができないものについては、被保険者において百四十分の三十八、船舶所有者において百四十分の百二

5　職務外の事由による疾病に係る障害年金であつて、船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三号）の施行の日（昭和二十二年十二月一日）前の標準報酬に基いてその額を計算したものの額は、同法附則第二條又は第四十一條第一項第二号の規定にかかわらず、従前の額の十倍に相当する額とする。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百八十号（二五、一二、一九）

◉判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律

判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「技術院参技官、」の下に「特許庁の審判長、審判官若しくは抗告審判官たる通商産業事務官、電波監理委員会におかれる審理官、」を加える。

第三條の次に次の一條を加える。

第三條の二　司法修習生の修習を終えた者が、衆議院若しくは参議院の法務委員会に勤務する常任委員会専門員若しくは常任委員会調査員、衆議院若しくは参議院の法制局参事、特許庁の審判長、審判官若しくは抗告審判官たる通商産業事務官又は電波監理委員会に置かれる審理官の職に在つたときは、その在職の年数は、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを法務府事務官の在職の年数とみなす。

第五條第一項中「判事補の在職の年数とみなし、裁判所構成法による判事又は検事たる資格を得た後の」の下に「衆議院若しくは参議院の法務委員会に勤務する常任委員会専門員若しくは常任委員会調査員、衆議院若しくは参議院の法制局参事、」を、「技術院参技

官、」の下に「特許庁の審判長、審判官若しくは抗告審判官たる通商産業事務官、電波監理委員会に置かれる審理官、」を、同條第二項中「第三條」の下に「及び第三條の二」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務総裁・内閣総理大臣署名）

法律第二百八十一号（二五、一二、一九）

◉訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

5　第三項の規定により改定された恩給及び昭和二十三年七月一日から同年十二月三十一日までに給與事由の生じた執行吏の恩給については、昭和二十五年一月分以降、その年額を七万一千円を俸給年額とみなして算出した年額に改定する。

6　第四項の規定は、前項の規定による恩給年額の改定について、準用する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務総裁・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二百八十二号（二五、一二、二〇）

◉所得税法臨時特例法

（源泉徴収税額の特例）

第一條　昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間の支拂に係る所得税法（昭和二十二年法律第二十七号。以下「法」という。）第九條第一項第五号及び第六号に規定する給與について、法第三十八條第一項第一号から第四号まで又は第六号から第八号までの規定により徴収して納付すべき所得税の税額は、当該各号の規定にかかわらず、左の各号の定める税額による。

一　法第三十八條第一項第一号から第四号までの規定に該当する給與については、左に掲げる税額

イ　法第三十八條第一項第一号のその支給期が毎月又は毎日と定められている給與（以下この給與をそれぞれ「月給」及び「日給」という。）については、その給與の金額並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数に応じ、それぞれ法別表第二の月額表又は日額表の各甲欄に掲げる税額からこの法律別表所得税源泉徴収額控除額表（以下「控除額表」という。）第一の月額表又は同表第二の日額表甲欄に掲げる金額を控除した税額

ロ　法第三十八條第一項第二号のその支給期が毎半月又は毎旬と定められている給與及び同項第三号のその支給期間が月の整数倍の期間により定められている給與については、それぞれその給與の金額に二若しくは三を乗じ、又は当該金額を当該倍数で除して計算した金額を月給の金額とみなしてイの規定を適用して計算した税額を二若しくは三で除し、又は当該税額に当該倍数を乗じて計算した税額

ハ　法第三十八條第一項第一号のその支給期が毎週と定められている給與、同項第三号のその支給期間が週の整数倍の期間により定められている給與及び同項第四号のその支給期が同項第一号から第三号までに定めるものと異なるものである給與については、それぞれその給與の金額の日割額を日給の金額とみなしてイの規定を適用して計算した税額に七、七に当該倍数を乗じた数又はその給與の計算の基礎となつた日数を乗じて計算した税額

二　法第三十八條第一項第六号の規定に該当する給與については、その給與の金額に応じ、法別表第二の日額表丙欄に掲げる税額から控除額表第二の日額表乙欄に掲げる金額を控除した税額

三　法第三十八條第一項第七号の賞與及び賞與の性質を有する給與については、その給與の六分の一（当該給與の金額の計算の基礎となつた期間が六箇月をこえるときは、十二分の一）に相当する金額を前月中に支拂を受けたその他の給與の金額に加算した金額を月給とみなして第一号イの規定を適用して計算した税額から、前月中に支拂を受けたその他の給與の金額を月給とみなして同号イの規定を適用して計算した税額を控除した税額に六（当該給與の金額の計算の基礎となつた期間が六箇月をこえるときは、十二）を乗じて計算した税額

四　法第三十八條第一項第八号の退職所得については、同号中「第一号乃至第四号及び前号の規定により徴収した税額」とあるのを「所得税法臨時特例法第一條第一項第一号及び第三号の規定により計算した金額により徴収した税額とこれらの規定の適用に因り第一号乃至第四号及び前号の規定を適用して徴収した場合に比して軽減されることとなつた税額との合計金額」と読み替えて同号の規定を準用して計算した税額

2　前項の規定は、左に掲げる給與について法第三十八條第一項第七号又は第八号の規定により徴収して納付すべき所得税については適用しない。

一　法第三十八條第一項第七号の賞與及び賞與の性質を有する給與の支拂を受ける者で、その支拂を受ける月の前月中に支拂を受けたこれらの給與以外の給與が同項第五号の規定に該当する給與であつたもの又は前月中にこれらの給與以外の給與の支拂を受けなかつたものが支拂を受ける当該賞與及び賞與の性質を有する給與

二　法第三十九條の規定による申告書を提出しなかつた者が支拂を受ける退職所得及び二以上の給與の支拂者から給與の支拂を受ける者が当該申告書の経由先以外の支拂者から支拂を受ける退職所得

（確定申告書の提出期間及び納期の特例）

第二條　昭和二十五年に限り、所得税法第二十六條第一項及び第二十六條の三第一項中「翌年一月一日から同月三十一日まで」とあるのは「翌年二月一日から同月二十八日まで」と、同法第三十條第一項中「第三期　翌年一月一日から同月三十一日まで」とあるのは「第三期　翌年二月一日から同月二十八日限」と読み替えるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

二の日額表丙欄に掲げる税額から控除額表第二の日額表乙欄に掲げる金額を控除した税額

三　法第三十八條第一項第七号の賞與及び賞與の性質を有する給與については、その給與の六分の一（当該給與の金額の計算の基礎となつた期間が六箇月をこえるときは、十二分の一）に相当する金額を前月中に支拂を受けたその他の給與の金額に加算した金額を月給とみなして第一号イの規定を適用して計算した税額から、前月中に支拂を受けたその他の給與の金額を月給とみなして同号イの規定を適用して計算した税額を控除した税額に六（当該給與の金額の計算の基礎となつた期間が六箇月をこえるときは、十二）を乗じて計算した税額

四　法第三十八條第一項第八号の退職所得については、同号中「第一号乃至第四号及び前号の規定により徴収した税額」とあるのを「所得税法臨時特例法第一條第一項第一号及び第三号の規定により計算した金額により徴収した税額とこれらの規定の適用に因り第一号乃至第四号及び前号の規定を適用して徴収した場合に比して軽減されることとなつた税額との合計金額」と読み替えて同号の規定を準用して計算した税額

2　前項の規定は、左に掲げる給與について法第三十八條第一項第七号又は第八号の規定により徴収して納付すべき所得税については適用しない。

一　法第三十八條第一項第七号の賞與及び賞與の性

第二日額表

その日の給与の金額		甲 第一條第一項第一号イの規定による控除金額											乙 第一條第一項第二号の規定による控除金額
		扶養親族及び不具者の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	控除金額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
100円	未満	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100	110	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
110	120	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
120	130	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
130	140	3	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
140	150	2	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150	160	3	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
160	170	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
170	180	2	5	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
180	190	3	4	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
190	200	3	4	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200	210	3	5	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
210	220	3	4	6	全額	0	0	0	0	0	0	0	0
220	230	3	4	6	全額	0	0	0	0	0	0	0	0
230	240	3	5	6	全額	0	0	0	0	0	0	0	0
240	250	2	5	6	全額	0	0	0	0	0	0	0	0
250	260	3	4	6	全額	全額	0	0	0	0	0	0	0
260	270	3	4	6	7	全額	0	0	0	0	0	0	0
270	280	3	5	6	8	全額	0	0	0	0	0	0	0
280	290	4	4	6	8	全額	0	0	0	0	0	全額	0
290	300	4	4	6	7	全額	全額	0	0	0	0	全額	0
300	320	4	5	6	7	全額	全額	0	0	0	0	全額	0
320	340	3	6	6	8	9	全額	全額	0	0	0	全額	0
340	360	3	6	6	8	9	全額	全額	0	0	0	全額	0
360	380	4	5	8	7	10	11	全額	全額	0	0	0	10
380	400	5	5	8	8	9	11	全額	全額	0	0	0	11
400	420	6	6	7	9	9	11	全額	全額	全額	0	0	10
420	440	7	7	7	10	9	11	12	全額	全額	0	0	10
440	460	8	8	8	9	11	10	13	全額	全額	全額	0	11
460	480	9	9	9	9	12	11	12	14	全額	全額	0	10
480	500	10	11	10	10	11	13	12	14	全額	全額	全額	11
500	540	12	12	11	11	11	13	13	14	15	全額	全額	10
540	580	15	15	14	13	13	13	15	14	16	全額	全額	11
580	620	19	17	17	17	15	15	15	17	16	18	全額	12
620	660	22	22	21	20	17	18	17	18	18	19	19	12
660	700	26	26	26	24	21	20	20	20	20	21	20	13
700	740	30	30	30	27	25	24	22	23	22	23	22	14
740	780	34	34	34	31	29	28	26	26	25	25	24	16
780	820	39	39	38	35	33	32	30	30	28	29	27	18
820	860	40	43	43	40	37	37	34	34	32	32	31	21
860	900	48	47	47	45	42	41	38	38	37	36	34	24
900	940	52	51	51	50	47	45	42	42	42	41	38	27
940	980	56	55	55	55	52	49	47	46	47	46	42	30
980	1,020	60	59	59	59	57	54	52	51	52	51	46	33
1,020	1,060	63	63	63	63	62	59	57	56	57	56	50	36
1,060	1,100	65	67	67	67	67	64	62	61	62	61	54	39
1,100	1,140	67	69	71	71	71	69	67	66	67	66	59	42
1,140	1,180	68	71	73	75	75	74	72	71	72	71	64	46
1,180	1,220	71	72	75	77	79	79	77	76	77	76	69	50
1,220	1,260	73	75	77	79	81	83	82	81	82	81	74	54
1,260	1,300	75	77	79	81	83	85	86	86	86	86	79	58
1,300		77	79	81	83	85	87	88	90	90	90	84	62

別表 所得税源泉徴収額控除額表

第一 月額表

その月の給与の金額		第一條第一項第一号イの規定による控除金額										
		扶養親族及び不具者の数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	控除金額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,000円	未満	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,000	3,200	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,200	3,400	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,400	3,600	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,600	3,800	80	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,800	4,000	80	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,000	4,200	80	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,200	4,400	80	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,400	4,600	80	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,600	4,800	80	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,800	5,000	80	130	全額	0	0	0	0	0	0	0	0
5,000	5,500	80	130	全額	0	0	0	0	0	0	0	0
5,500	6,000	80	130	全額	0	0	0	0	0	0	0	0
6,000	6,500	80	130	180	全額	0	0	0	0	0	0	0
6,500	7,000	80	130	180	全額	0	0	0	0	0	0	0
7,000	7,500	80	130	180	全額	全額	0	0	0	0	0	0
7,500	8,000	85	130	180	230	全額	0	0	0	0	0	0
8,000	8,500	100	130	180	230	全額	全額	0	0	0	0	0
8,500	9,000	100	130	180	230	全額	全額	0	0	0	0	0
9,000	9,500	100	150	180	230	280	全額	0	0	0	0	0
9,500	10,000	100	165	180	230	280	全額	全額	0	0	0	0
10,000	11,000	100	165	195	230	280	全額	全額	全額	0	0	0
11,000	12,000	130	165	225	235	280	330	全額	全額	0	0	0
12,000	13,000	175	185	225	280	280	330	380	全額	全額	0	0
13,000	14,000	225	230	240	290	320	330	380	全額	全額	全額	0
14,000	15,000	280	285	285	295	350	365	380	430	全額	全額	全額
15,000	16,000	345	340	345	340	350	405	405	430	480	全額	全額
16,000	17,000	410	415	395	390	395	415	450	450	480	全額	全額
17,000	18,000	490	485	430	455	440	450	475	495	495	530	全額
18,000	19,000	580	570	555	555	540	505	515	540	545	545	580
19,000	20,000	670	660	675	630	595	605	565	575	595	595	595
20,000	21,000	760	750	725	710	700	645	625	610	620	645	645
21,000	22,000	850	840	815	800	780	725	705	680	690	700	655
22,000	23,000	950	920	905	890	860	805	785	760	750	755	715
23,000	24,000	1,050	1,020	995	980	960	895	865	840	830	815	755
24,000	25,000	1,150	1,120	1,095	1,065	1,050	985	955	920	910	895	825
25,000	26,000	1,250	1,220	1,190	1,160	1,140	1,075	1,045	1,010	990	975	905
26,000	27,000	1,350	1,320	1,290	1,260	1,240	1,165	1,135	1,100	1,090	1,055	985
27,000	28,000	1,450	1,420	1,390	1,360	1,340	1,265	1,225	1,190	1,180	1,145	1,065
28,000	29,000	1,550	1,520	1,490	1,460	1,440	1,365	1,325	1,280	1,270	1,235	1,155
29,000	30,000	1 650	1,620	1,590	1,560	1,540	1,465	1,425	1,380	1,360	1,325	1,245
30,000	31,000	1,750	1,720	1,690	1,660	1,640	1,565	1,525	1,480	1,460	1,415	1,335
31,000	32,000	1,850	1,820	1,790	1,760	1,740	1,665	1,625	1,580	1,560	1,515	1,425
32,000	33,000	1,950	1,920	1,890	1,860	1,840	1,765	1,725	1,680	1,660	1,615	1,525
33,000	34,000	2,020	2,020	1,990	1,960	1,940	1,865	1,825	1,780	1,760	1,715	1,625
34,000	35,000	2,070	2,120	2,090	2,060	2,040	1,965	1,925	1,880	1,860	1,815	1,725
35,000	36,000	2,120	2,185	2,190	2,160	2,140	2,065	2,025	1,980	1,960	1,915	1,825
36,000	37,000	2,170	2,235	2,290	2,260	2,240	2,165	2,125	2,080	2,060	2,015	1,925
37,000	38,000	2,220	2,285	2,345	2,360	2,340	2,265	2,225	2,180	2,160	2,115	2,025
38,000	39,000	2,270	2,335	2,395	2,460	2,440	2,365	2,325	2,280	2,260	2,225	2,125
39,000	40,000	2,320	2,385	2,445	2,510	2,540	2,465	2,425	2,380	2,360	2,325	2,225
40,000		2,370	2,435	2,495	2,560	2,620	2,565	2,525	2,480	2,460	2,425	2,325

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二百八十三号（二五、一二、二〇）

◉食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律

食糧の輸入税を免除する法律（昭和二十二年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和二十五年」を「昭和二十六年」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二百八十四号（二五、一二、二〇）

◉砂糖消費税法の一部を改正する法律

砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第三條　消費税ノ税率左ノ如シ

一　砂糖

第一種　分蜜セザル砂糖　百斤ニ付　四百円

第二種　第一種及第三種ノ砂糖以外ノ砂糖　百斤ニ付　千円

第三種　氷砂糖、角砂糖、擂砂糖其ノ他類似ノモノ　百斤ニ付　千五百円

二　糖蜜

第一種　氷砂糖ヲ製造スルトキニ生ズル糖蜜　百斤ニ付　八百円

第二種　其ノ他ノ糖蜜　百斤ニ付　三百円

三　糖水

含有糖分ノ重量全重量ノ百分ノ十ヲ超エザルモノニ在リテハ百斤ニ付　八百円

第四條第一項中「引取ルトキ」の下に「引取人ヨリ」を加え、同條第二項を削る。

第四條ノ二中「前條第一項但書」を「第四條但書」に改め、同條を第四條ノ四とし、第四條の次に次の二條を加える。

第四條ノ二　前條但書ノ規定ニ依ル担保ヲ提供シタル者同條但書ノ期限内ニ税金ヲ納付セザルトキハ担保物タル金銭ヲ以テ直ニ税金ニ充テ若ハ金銭以外ノ担保物ヲ公売ニ付シテ税金及公売ノ費用ニ充テ又ハ保証人ヲシテ税金ヲ納付セシムル場合ニ於テ担保物ノ価額ガ徴収スベキ税金及公売ノ費用ニ充テ仍不足額アルトキハ納税義務者ノ他ノ財産ニ就キ滞納処分ヲ行フ

前條ノ場合ニ於テ保証人税金ヲ完納セザルトキハ先ヅ納税義務者ノ財産ニ就キ滞納処分ヲ行ヒ其ノ財産ノ価額ガ徴収スベキ税金、督促手数料及滞納処分費ニ充テ仍不足額アルトキハ保証人ノ財産ニ就キ滞納処分ヲ行フ

前項ノ保証人ハ国税徴収法第三十二條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ納税者ト看做ス

第五條第四項を削り、第五條ノ二の次に次の一條を加える。

第五條ノ三　第四條ノ二及第四條ノ三ノ規定ハ第五條第二項ノ規定ニ依ル担保ノ提供アリタル場合ニ於テ同條第三項又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ消費税ヲ徴収スルトキニ付之ヲ準用ス

第六條中「第四條第一項但書、第四條ノ二」を「第四條但書、第四條ノ四」に改める。

第七條第一項中「第四條第一項但書、第四條ノ二」を「第四條但書、第四條ノ四」に改め、同條第三項中「其ノ移出先ニ移入セラレザルトキハ移入者」を「政府ノ指定シタル期限内ニ移出先又ハ引取先ニ移入セラレタルコトノ証明ナキモノニ付テハ引取人」に改める。

第八條中「又ハ販売」を削る。

第十一條第五項を次のように改める。

第四條ノ二及第四條ノ三ノ規定ハ第二項ノ規定ニ依ル担保ノ提供アリタル場合ニ於テ第三項又ハ前項ノ

規定ニ依リ消費税ヲ徴収スルトキニ付之ヲ準用ス

第十二條を次のように改める。

第十二條　消費税ヲ課セラレタル砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造場ニ戻入シ又ハ移入シタル場合ニ於テ其ノ種別及数量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造場ヨリ引取ルモ更ニ消費税ヲ徴収セズ政府ノ承認ヲ受ケ其ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ原料トシテ製造シタル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニシテ之ニ課スベキ消費税額ガ其ノ原料トシテ使用シタル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ課セラレタル消費税額ニ等シキモノヲ引取ル場合ニ付亦同ジ

消費税ヲ課セラレタル砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造場ニ戻入シ又ハ移入シタル場合ニ於テ政府ノ承認ヲ受ケ其ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ原料トシテ製造シタル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニシテ之ニ課スベキ消費税額ガ其ノ原料トシテ使用シタル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ課セラレタル消費税額ヲ超ユルモノヲ製造場ヨリ引取ルトキハ引取人ヨリ其ノ超ユル部分ニ相当スル税額ノ消費税ヲ徴収ス

前二項ノ規定ニ依ル政府ノ承認ノ手続ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條を次のように改める。

第十六條　第十二條ノ四乃至第十四條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ但シ懲役ノ刑ニ処スル場合又ハ懲役及罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役刑ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二百八十五号（二五、一二、二〇）

◉揮発油税法の一部を改正する法律

揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「数量に対して小売業者販売価格を乗じて得た金額」を「数量」に改め、同條第二項を削る。

第四條中「前條第一項に規定する金額の百分の百」を「揮発油一キロリットルにつき一万千円」に改める。

第十四條第二項中「揮発油の消費をもつて、製造場又は保税地域からの揮発油の引取とみなす。」を「揮発油の消費税法の規定による担保については、改正後の同法及び同法に基く命令の規定を適用する。この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

1　この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

附　則

1　この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

2　この法律施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお従前の例による。但し、左の各号の一に該当する場合においては、当該各号の定めるところによる。

一　この法律施行前に砂糖消費税を課せられた砂糖、糖蜜又は糖水を砂糖、糖蜜又は糖水の製造場にもどし入れし、又は移入した場合における当該砂糖、糖蜜又は糖水及びこれらを原料として製造した砂糖、糖蜜又は糖水については、改正後の砂糖消費税法第十二條の規定を適用する。

二　この法律施行前に課した砂糖消費税に係る砂糖消費税法の規定による担保については、改正後の引取とみなし、その消費者をもつて揮発油の引取人とみなす。この場合における揮発油税の課税標準は、第三條の規定にかかわらず、その消費する揮発油の数量とする。」に改める。

第十八條第四項中「第三條第一項」を「第三條」に、「数量に対して小売業者販売価格を乗じて得た金額」を「数量」に改める。

第二十條中「第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、」を削る。

3　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2　この法律施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税については、なお従前の例による。

3　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二百八十六号（二五、一二、二〇）

◉物品税法の一部を改正する法律

物品税法（昭和十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項第一種甲類第五号中「真珠又ハ」を削り、同類第九号中「毛皮又ハ」を削り、「第四十一号」を「第五十七号」に改め、同種乙類第十一号を削り、同類第十二号を、同類第十一号とし、以下同類第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同類第十六号中「羽毛、」を削り、同号を同類第十五号とし、同種丙類から己類までを次のように改める。

丙類

十六　蓄音器及同部分品

十七　楽器、同部分品及附属品

十八　喫煙用ライター及電気マッチ

十九　化粧品但シ第五十三号ニ掲グルモノヲ除ク

二十　写真用ノ乾板、フイルム及感光紙

二十一　蓄音器用ノレコード及針

二十二　扇風機及同部分品

二十三　煖房用又ハ冷房用ノ電気又ハ液体燃料器具

二十四　電気冷蔵器、瓦斯冷蔵器及同部分品

二十五　煙火類

二十六　薫物及線香類

二十七　室内装飾用品

二十八　囲碁、将棋及チエス用具

二十九　貴金属ヲ鍍シ又ハ張リタル製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

三十　釣燈籠並ニ茶道、香道及華道用具

三十一　釣用具類

三十二　普通乗用自動車但シ第五十二号及第六十四号ニ掲グルモノヲ除ク

丁類

三十三　氷冷蔵器

三十四　電気器具、瓦斯器具及液体燃料器具ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

三十五　大理石及之ニ類スル装飾用石材

三十六　喫煙用具

三十七　鳥籠並ニ茶、包種茶、コーヒー、ココア及其ノ代用物

三十八　嗜好飲料但シ第二種第四号ニ掲グルモノ及酒税ヲ課セラルルモノヲ除ク

三十九　皮革製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

四十　照明用具

四十一　鞄及トランク類

四十二　飾物、玩具、遊戯具、揺籃及乳母車類

四十三　時計及同部分品

四十四　鉄瓶並ニ漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

四十五　文房具

四十六　身辺用細貨類及化粧用具

四十七　観賞用ノ写真及印刷物類

四十八　帽子、杖及鞭

四十九　家具

五十　裟裟及化粧廻並ニ装飾用及調度用繊維製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

五十一　瓦斯ストーブ

五十二　小型普通乗用四輪自動車

戊類

五十三　化粧クリーム、化粧水、化粧下、頭髪用ノ油及棟油、整髪料、養毛料並ニ染毛料

五十四　金庫

五十五　大理石又ハ之ニ類スル袋飾用石材ヲ原料トスル擬石、陶磁器製タイル及ステンド硝子

五十六　グルタミン酸ソーダヲ主成分トスル調味料

五十七　犬毛皮、猫毛皮、兎毛皮、羊毛皮、ムササビ毛皮及牛毛皮ノ製品

五十八　幻燈機及同ケース

五十九　運動用具

六十　ラジオ聴取機及同部分品

六十一　受信用真空管、マイクロホン、拡声用増幅器及拡声器

六十二　魔法瓶及同ケース

六十三　電球類

六十四　乗用三輪自動車及自動自転車

六十五　果実エツセンス類

六十六　敷物類

六十七　紙及セロフアン

六十八　口中剤

六十九　書画及骨董

同項第二種第四号を削り、同種第五号を同種第四号とし、同條第二項中「戊類又は己類」を「又ハ戊類」に、「戊類又ハ己類ノ何レカニ該当スルモノハ之ヲ丁類トシ戊類ニ該当スル物品ニシテ己類ニ該当スルモノハ之ヲ戊類トス」を「戊類ニ該当スルモノハ之ヲ丁類トス」に改める。

第二條を次のように改める。

第二條　物品税ノ税率左ノ如シ

第一種

甲類　物品ノ価格ノ百分ノ五十

乙類　物品ノ価格ノ百分ノ四十

丙類　物品ノ価格ノ百分ノ三十

丁類　物品ノ価格ノ百分ノ二十

戊類　物品ノ価格ノ百分ノ十

第二種

一　燐寸　千本ニ付　一円

二　飴、葡萄糖及麦芽糖　百斤ニ付　五百円

三　サツカリン及ヅルチン　一瓲ニ付　千円

四　清涼飲料

イ　玉ラムネ壜詰ノモノ　一石ニ付　千二百円

ロ　其ノ他ノ壜詰ノモノ　一石ニ付　二千円

ハ　壜詰以外ノモノ　炭酸瓦斯使用量一瓲ニ付五百円

第四條中「第二種第五号ニ掲グル壜詰以外ノ清涼飲料ニ付テハ製造場ヨリ移出セラレタル清涼飲料」を「第二種第四号ニ掲グル壜詰以外ノ清涼飲料ニシテ第一條第一項ノ規定ニ基ク命ヲ以テ定ムルモノニ付テハ製造場ヨリ移出セラレタル当該清涼飲料」に、「第一種第七十二号ニ掲グル物品」を「書画及骨董」に改める。

第五條中「第一種第七十二号ニ掲グル物品」を「書画及骨董」に改める。

第六條に第一項として次の一項を加える。

製造場以外ノ場所ニ於テ貴金属製品、金若ハ白金ヲ用ヒタル製品、漆器又ハ家具ニ装飾ノ為ノ彫刻、蒔絵又ハ上絵ヲ施ストキハ之ヲ其ノ物品ノ製造ト看做ス

同條第二項中「第二種第五号」を「第二種第四号」に改め、同條第三項中「第一種又ハ第二種ノ物品（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）ノ販売」を「第一種又ハ第二種ノ物品（書画及骨董ヲ除ク以下第八條第二項、第十六條第一項、第十七條及第十七條ノ二ノ場合ヲ除キ同ジ）ノ販売」に、「第一種又ハ第二種ノ物品（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）ノ製造」を「第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造」に改め、同條に次の一項を加える。

第一項乃至第三項中貴金属製品、金若ハ白金ヲ用ヒタル製品、漆器、家具、化粧品及清涼飲料ト称スルハ当該物品ニシテ第一項乃至第三項ノ加工等アリタル後ニ於テ第一條第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ該当スルモノヲ謂フ

第七條中「（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）」を削り、同條第一号但書を次のように改める。

但シ第二号ニ該当スル場合ヲ除ク外第一種又ハ第二種ノ物品ガ原料又ハ材料トシテ使用セラレタル場合ヲ除ク

同條第二号を同條第三号とし、同條第三号を同條第四号とし、同條第一号の次に次の一号を加える。

二　製造場内ニ於テ嗜好飲料若ハ清涼飲料又ハ第一種及第二種ノ物品（第一條第一項ノ規定ニ基ク命令ニ掲グル物品ニシテ価格、用途等ノ如何ニ依リ同令ニ於テ物品税ヲ課セザルモノト定メラレタルモノヲ含ム）以外ノ物品ノ原料又ハ材料トシテ使用セラレタルトキ但シ第一種第三十七号ニ掲グル物品ガ嗜好飲料又ハ清涼飲料ノ原料トシテ使用セラレタルトキヲ除ク

同條に次の一項を加える。

前項第二号ニ於テ嗜好飲料、清涼飲料及第一種第三十七号ニ掲グル物品ト称スルハ当該物品ニシテ第一條第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ

第八條第一項中「第一種第七十二号ニ掲グル物品」及び「第七十二号ニ掲グル物品」を「書画及骨董」に、「第二種第五号ニ掲グル蠟詰以外ノ清涼飲料」を「第二種第四号ニ掲グル蠟詰以外ノ清涼飲料ニシテ第一條第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノ」に、「前條第二号又ハ第三号」を「前條第三号又ハ第四号」に改め、「（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）」を削る。

第九條第一項中「其ノ販売シタル第一種第七十二号ニ掲グル物品」を「其ノ販売シタル書画及骨董」に、「返還ヲ受ケタル月分以降ノ税額」を「返還ヲ受ケタル時以降ニ納付スベキ税額」に改め、「（第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）」を削り、同條第二項中「第一種第七十二号ニ掲グル物品ノ小売業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）ノ製造者」を「書画及骨董ノ小売業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品（書画及骨董ヲ除ク以下同ジ）ノ製造者」に、「戻入シタル月分以降ニ納付スベキ税額」を「戻入シタル時以降ニ納付スベキ税額」に、「物品税ニ相当スル金額ヲ還付スルコトヲ得」を「物品税ニ相当スル金額ヲ還付スルコトヲ得製造場ヨリ移出シタル第一種又ハ第二種ノ物品ヲ其ノ製造ノ廃止後当該物品ヲ移出シタル製造場ト同一場所ニ戻入シタル場合ニ於テ政府ノ承認ヲ受ケ当該物品ヲ廃棄シタルトキニ付亦同ジ」に改める。

同條第三項中「（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）」を削り、同條の次に次の二條を加える。

第十條ノ二　前條第三項又ハ第四項ノ規定ニ依ル担保ヲ提供シタル者同條第三項ノ期限内又ハ輸入免許ヲ受ケタル際ニ税金ヲ納付セザルトキハ担保物タル金銭ヲ以テ直ニ税金及公売ノ費用ニ充テ若ハ金銭以外ノ担保物ヲ公売ニ付シテ税金及公売ノ費用ニ充テ仍不足額アルトキハ担保物ノ価格ガ徴収スベキ税金、督促手数料及滞納処分費ニ充テ仍不足額アルトキハ担保物タル金銭以外ノ財産ニ就キ滞納処分ヲ行フ

第十條ノ三　前條ノ場合ニ於テ担保物ノ価格ガ徴収スベキ税金及公売ノ費用ニ充テ仍不足額アルトキハ納税義務者ノ他ノ財産ニ就キ滞納処分ヲ行フ

前條ノ場合ニ於テ保証人税金ヲ完納セザルトキハ先ヅ納税義務者ノ財産ニ就キ滞納処分ヲ行ヒ其ノ財産ノ価額ガ徴収スベキ税金、督促手数料及滞納処分費ニ充テ仍不足額アルトキハ保証人ノ財産ニ就キ滞納処分ヲ行フ

前項ノ保証人ハ国税徴収法第三十二條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ納税者ト看做ス

第十一條第一項中「（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）」を削る。

第十二條第一項第一号本文を次のように改める。

第一種又ハ第二種ノ物品（第一條第一項ノ規定ニ基ク命令ニ掲グル物品ニシテ価格、用途等ノ如何ニ依リ同令ニ於テ物品税ヲ課セザルモノト定メラレタルモノヲ含ム）ノ製造ノ用ニ供スル第一種又ハ第二種ノ物品

第十五條中「第一種第七十二号ニ掲グル物品ノ小売業」を「書画及骨董ノ小売業」に改め、「（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）」を削る。

第十八條第一項第一号中「第一種第七十二号ニ掲グル物品ノ小売業」を「書画及骨董ノ小売業」に改め、「（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）」を削る。

第十八條第一項第一号中「第一種第七十二号ニ掲グル物品ノ小売業者」を「書画及骨董ノ小売業者」に改め、「（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）」を削る。

第十六條第二項及び第十六條ノ二中「第一種第七十二号ニ掲グル物品ノ小売業者」を「書画及骨董ノ小売業者」に改め、「（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）」を削る。

第十六條第二項及び第十六條ノ二中「第一種第七十二号ニ掲グル物品ノ小売業者」を「書画及骨董ノ小売業者」に改め、「（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）」を削る。

第十條ノ二　前條第三項又ハ第四項ノ規定ニ依ル担保ヲ提供シタル者同條第三項ノ期限内又ハ輸入免許ヲ受ケタル際ニ税金ヲ納付セザルトキハ担保物タル金銭ヲ以テ直ニ税金及公売ノ費用ニ充テ若ハ金銭以外ノ担保物ヲ公売ニ付シテ税金及公売ノ費用ニ充テ仍不足額アルトキハ納税義務者ノ他ノ財産ニ就キ滞納処分ヲ行フ

第十條ノ三　前條ノ場合ニ於テ担保物ノ価格ガ徴収スベキ税金及公売ノ費用ニ充テ仍不足額アルトキハ納税義務者ノ他ノ財産ニ就キ滞納処分ヲ行フ

前條ノ場合ニ於テ保証人税金ヲ完納セザルトキハ先ヅ納税義務者ノ財産ニ就キ滞納処分ヲ行ヒ其ノ財産ノ価額ガ徴収スベキ税金、督促手数料及滞納処分費ニ充テ仍不足額アルトキハ保証人ノ財産ニ就キ滞納処分ヲ行フ

前項ノ保証人ハ国税徴収法第三十二條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ納税者ト看做ス

第十一條第一項中「（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）」を削る。

第十二條第一項第一号本文を次のように改める。

第一種又ハ第二種ノ物品（第一條第一項ノ規定ニ基ク命令ニ掲グル物品ニシテ価格、用途等ノ如何ニ依リ同令ニ於テ物品税ヲ課セザルモノト定メラレタルモノヲ含ム）ノ製造ノ用ニ供スル第一種又ハ第二種ノ物品

第十五條中「第一種第七十二号ニ掲グル物品ノ小売業」を「書画及骨董ノ小売業」に改め、「（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）」を削る。

第十八條第一項第一号中「第一種第七十二号ニ掲グル物品ノ小売業」を「書画及骨董ノ小売業」に改め、「（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）」を削る。

第二十五條中「第七十二号ニ掲グル物品」を「書画及骨董」に改め、「、蜂蜜」を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

2　この法律施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。但し、左の各号の一に該当する場合においては、当該各号の定めるところによる。

一　この法律施行前に物品税を課した、又は課すべきであつた物品について、改正後の物品税法第九條第二項後段の規定に該当する事由がある場合において、当該物品の廃棄について所轄税務署長の承認を受けたときは、同項後段の規定に準じて当該物品に課せられた物品税に相当する金額を還付する。

二　この法律施行前に課した、又は課すべきであつた物品税に係る物品税法の規定による担保については、改正後の同法及び同法に基く命令の規定を適用する。

3　この法律施行前から引き続いて改正後の物品税法第六條第一項の規定により同項に規定する物品の製造とみなされる行為をする者は、この法律施行後一月以内に、その旨を所轄税務署に申告しなければならない。

4　前項の申告は、その住所、氏名又は名称、その製造とみなされる行為の内容及びその行為をする場所を記載した申告書を所轄税務署に提出してしなければならない。

5　第三項の規定による申告をした者は、この法律施行の日において物品税法第十五條の規定による申告をしたものとみなす。

6　第三項の規定による申告をしなかつた者は、物品税法第十五條の規定による申告をしなかつたものとみなす。

7　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二百八十七号（二五、一二、二〇）

◉裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十九條に次の一項を加える。

前項の規定により当該簡易裁判所のさし迫つた必要をみたすことができない特別の事情があるときは、最高裁判所は、他の高等裁判所又はその管轄区域内の地方裁判所若しくは家庭裁判所の判事に当該高等裁判所の判事の職務を行わせることができる。

第二十八條に次の一項を加える。

前項の規定により当該地方裁判所のさし迫つた必要をみたすことができない特別の事情があるときは、最高裁判所は、その地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の地方裁判所、家庭裁判所又はその高等裁判所の裁判官に当該地方裁判所の裁判官の職務を行わせることができる。

第三十三條第一項第一号中「五千円」を「三万円」に、同條同項第二号中「又は刑法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪」を「、刑法第百八十六條の罪、同法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪又は同法第二百五十二條若しくは第二百五十六條の罪」に、同條第二項中「刑法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪」を「刑法第百三十條の罪若しくはその未遂罪、同法第百八十六條の罪、同法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪、同法第二百五十二條、第二百五十四條若しくは第二百五十六條の罪、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二十七條乃至第二十九條の罪若しくは質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第三十條乃至第三十二條の罪」に改める。

第三十六條に次の一項を加える。

前項の規定により当該簡易裁判所のさし迫つた必要をみたすことができない特別の事情があるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する高等裁判所は、最高裁判所の所在地を管轄する高等裁判所又はその管轄区域内の地方裁判所若しくは家庭裁判所の判事に当該

易裁判所の裁判官又は地方裁判所の判事に当該簡易裁判所の裁判官の職務を行わせることができる。

附　則

1　この法律のうち、第三十三條の改正規定は公布の日から起算して三十日を経過した日から、その他の規定は公布の日から施行する。

2　第三十三條の改正規定の施行前に地方裁判所に訴又は公訴の提起があつた事件については、同條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

（法務総裁・内閣総理大臣署名）

法律第二百八十八号（二五、一二、二〇）

◉民事訴訟法等の一部を改正する法律

第一條　民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「五千円」を「三万円」に改める。

第百五十二條第四項を第五項とし、同項中「口頭弁論」を「準備手続ヲ経サル口頭弁論」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

準備手続ヲ経タル口頭弁論ノ期日ノ変更ハ已ムコトヲ得サル事由ノ存スル場合ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス

第二百三十六條第三項中「受命裁判官」を「準備手続ヲ為ス裁判官」に改める。

第二百四十九條を次のように改める。

第二百四十九條　裁判所ハ口頭弁論ノ準備手続ヲ為スコトヲ得

第二百五十條第二項、第二百五十二條及び第二百五十三條中「受命裁判官」を「準備手続ヲ為ス裁判官」に改める。

第二條　民事訴訟費用法（明治二十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第九條及び第十一條第一項中「出頭一度ニ付」を「一期日ニ付」に改める。

第三條　民事訴訟用印紙法（明治二十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「六千円」を「三万一千円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第一條中第二十二條第二項の改正規定及び第三條の規定は、裁判所法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百八十七号）の公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2　第一條の各規定による改正後の民事訴訟法は、それぞれその規定の施行前に生じた事項にも適用する。但し、従前の民事訴訟法によつて生じた効力を妨げない。

（法務総裁・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二百八十九号（二五、一二、二〇）

◉鉱業法

目次

第一章　総則（第一條―第十條）
第二章　鉱業権（第十一條―第七十條）
第三章　租鉱権（第七十一條―第八十七條）
第四章　勧告及び協議（第八十八條―第百條）
第五章　土地の使用及び収用（第百一條―第百八條）
第六章　鉱害の賠償
第一節　賠償義務（第百九條―第百十六條）
第二節　担保の供託（第百十七條―第百二十一條）
第三節　和解の仲介及び調停（第百二十二條―第百六十四條）
第四節　地方鉱害賠償基準協議会（第百六十五條―第百七十條）
第七章　異議の申立（第百七十一條―第百八十條）
第八章　補則（第百八十一條―第百九十條）
第九章　罰則（第百九十一條―第百九十五條）

附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、鉱物資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄與するため、鉱業に関する基本的制度を定めることを目的とする。

（国の権能）

第二條　国は、まだ掘採されない鉱物について、これを掘採し、及び取得する権利を賦與する権能を有する。

（適用鉱物）

第三條　この條以下において「鉱物」とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ひ鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、りん鉱、黒鉛、石炭、亜炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス、硫黄、石こう、重晶石、明ばん石、ほたる石、石綿、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土（ゼーゲルコーン番号三十一以上の耐火度を有するものに限る。以下同じ。）及び砂鉱（砂金、砂鉄、砂すずその他ちゆう積鉱床をなす金属鉱をいう。以下同じ。）をいう。

2　前項の鉱物の廃鉱又は鉱さいであつて、土地と附合しているものは、鉱物とみなす。

（鉱業）

第四條　この法律において「鉱業」とは、鉱物の試掘、採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業をいう。

（鉱業権）

第五條　この法律において「鉱業権」とは、登録を受けた一定の土地の区域（以下「鉱区」という。）において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。

（租鉱権）

第六條　この法律において「租鉱権」とは、設定行為に基き、他人の鉱区において、鉱業権の目的となつている鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。

（鉱物の掘採及び取得）

第七條　まだ掘採されない鉱物は、鉱業権によるのでなければ、採掘してはならない。但し、左の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一　可燃性天然ガスを営利を目的としないで、単に一家の自用に供するとき。

二　鉱業権の目的となつていない石灰石、ドロマイト又は耐火粘土を営利を目的としないで、単に一家の自用に供するとき。

（分離鉱物の帰属）

第八條　鉱区において、鉱業権により土地から分離された第五條の鉱物は、前條第一号に掲げる場合を除き、その鉱業権者又は租鉱権者の所有とする。

2　鉱区外において、土地から分離された鉱物は、無主の動産とする。

（権利義務の承継）

第九條　この法律に規定する鉱業権者又は租鉱権者の権利義務は、鉱業権又は租鉱権とともに移転する。

（行為の効力の承継）

第十條　この法律の規定によつてした手続その他の行為は、鉱業権の設定を受けようとする者、租鉱権者となろうとする者、鉱業出願人（鉱業権の設定の出願をした者をいう。以下同じ。）、鉱業権者、租鉱権者、土地の所有者又は関係人の承継人に対しても、その効力を有する。

第二章　鉱業権

（種類）

第十一條　鉱業権は、試掘権及び掘採権とする。

（性質）

第十二條　鉱業権は、物権とみなし、この法律に別段の定がある場合を除く外、不動産に関する規定を準用する。

第十三條　鉱業権は、相続その他の一般承継、譲渡、滞納処分及び強制執行の目的となる外、権利の目的となることができない。但し、採掘権は、抵当権及び租鉱権の目的となることができる。

（鉱区及びその面積）

第十四條　鉱区の境界は、直線で定め、地表の境界線の直下を限とする。

2　鉱区の面積は、石炭、石油、アスファルト及び可燃性天然ガスについては十五ヘクタール、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石及び耐火

粘土については一ヘクタール、その他の鉱物については三ヘクタールを下ることができない。但し、砂鉱については、この限りでない。

3　鉱区の面積は、三百五十ヘクタールをこえることができない。但し、鉱物の合理的開発上やむを得ないときは、この限りでない。

（鉱区に関する制限）

第十五條　土地調整委員会において、鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当でないと認め、鉱物を指定して鉱業権の設定を禁止した地域（以下「鉱区禁止地域」という。）は、その鉱物については、鉱区とすることができない。

第十六條　同一の地域においては、二以上の鉱業権を設定することができない。但し、異種の鉱床中に存する鉱物を目的とする場合及び第四十六條の場合は、この限りでない。

2　前項但書の場合においては、鉱業権者は、互にその権利を制限される。

（鉱業権者の資格）

第十七條　日本国民又は日本国法人でなければ、鉱業権者となることができない。但し、條約に別段の定があるときは、この限りでない。

（試掘権の存続期間及びその延長）

第十八條　試掘権の存続期間は、登録の日から二年とする。

2　前項の期間は、その満了に際し、試掘権者の申請により、二回（石油を目的とする試掘権については三回）に限り延長することができる。

3　前項の規定により延長する期間は、一回ごとに二年とする。

4　第二項の申請は、省令で定める手続に従い、存続期間の満了前三箇月以上六箇月以内にしなければならない。

第十九條　通商産業局長は、前條第二項の申請があつた場合において、試掘権者が誠実に探鉱をした事実が明らかであり、且つ、鉱床の状態を確認するため更に探鉱を継続する必要があると認めるときでなければ、延長の許可をしてはならない。

第二十條　第十八條第二項の申請があつたときは、試掘権の存続期間の満了の後でも、その申請が拒否されるまで、又は延長の登録があるまでは、その試掘権は、存続するものとみなす。

（設定の出願）

第二十一條　鉱業権の設定を受けようとする者は、通商産業局長に出願して、その許可を受けなければならない。

2　前項の規定による出願をしようとする者は、省令で定める手続に従い、引受時刻証明の取扱とした第一種郵便物により、左に掲げる事項を記載した願書に区域図を添えて、通商産業局長に提出しなければならない。

一　出願の区域の所在地

二　出願の区域の面積

三　目的とする鉱物の名称

四　氏名又は名称及び住所

3　同一の地域において二種以上の鉱物を掘採しようとするときは、各種の鉱物ごとに第一項の規定による出願をしなければならない。但し、同種の鉱床中に存する二種以上の鉱物を掘採しようとするときは、この限りでない。

（鉱床説明書）

第二十二條　採掘権の設定を受けようとする者は、前條第一項の規定による出願と同時に、出願の区域について目的とする鉱物の鉱床の位置、走向、傾斜、厚さその他鉱床の状態を記述した鉱床説明書を提出しなければならない。

2　前項の鉱床説明書には、同項の事項の外、予想される鉱害の範囲及び態様について記述しなければならない。

（共同鉱業出願人）

第二十三條　二人以上共同して鉱業権の設定の出願をした者（以下「共同鉱業出願人」という。）は、省令で定める手続に従い、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業局長に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出がないときは、通商産業局長は、代表者を指定する。

3　前二項の代表者の変更は、通商産業局長に届け出なければ、その効力を生じない。

4　代表者は、国に対して共同鉱業出願人を代表する。

5　共同鉱業出願人は、組合契約をしたものとみなす。

（都道府県知事との協議）

第二十四條　通商産業局長は、鉱業権の設定の出願があつたときは、関係都道府県知事（国の所有する土地については、当該行政機関）に協議しなければならない。

（土地の所有者の意見書）

第二十五條　石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物について採掘権の設定の出願があり、その鉱物の掘採により土地の利用を妨害すると認めるときは、通商産業局長は、採掘権の設定の出願をした土地の区域（以下「採掘出願地」という。）に係る土地（国の所有するものを除く。）の所有者に出願があつた旨を通知し、相当の期限を附して意見書を提出する機会を與えなければならない。

2　通商産業局長は、前項の出願をした者に対し、相当の期限を附して採掘出願地に係る土地の所有者の氏名又は名称及び住所を記載した書面の提出を命ずることができる。

（設備設計書）

第二十六條　通商産業局長は、鉱害を防止する方法を調査するため必要があると認めるときは、鉱業出願人に対し、相当の期限を附して事業の設備に関する設計書の提出を命ずることができる。

（優先権）

第二十七條　鉱業権の設定の出願をした土地の区域（以下「鉱業出願地」という。）が重複するときは、その重複する部分については、願書の発送の日時が先である者が鉱業権の設定について優先権を有する。

2　試掘権の設定の出願をした土地の区域（以下「試掘出願地」という。）が重複するときは、その試掘出願地と重複してその試掘権の設定の出願をした土地の区域（以下「採掘出願地」という。）が重複する場合において、願書の発送の日時が同一であるときは、その重複する部分については、採掘権の設定の出願をした者（以下「採掘出願人」という。）が優先権を有する。

3　試掘出願地が重複し、又は採掘出願地が重複する場合において、願書の発送の日時が同一であるときは、通商産業局長は、採掘権の設定の出願をした土地の区域（以下「採掘出願地」という。）に係る土地（国の所有するものを除く。）の所有者に出願があつた旨を通知し、相当の期限を附して意見書を提出する機会を與えなければならない。

（不許可）

第二十九條　通商産業局長は、試掘出願地が願書の発送の時においてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区と重複するときは、その重複する部分については、その出願を許可してはならない。

2　前項本文の規定は、採掘出願地が願書の発送の時においてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の自己の試掘鉱区と重複する場合において、その重複する部分がなお試掘を要すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

3　前二項の規定は、第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第三十九條第一項の規定による命令を受けた場合における期限経過後の出願には、適用しない。

（不許可）

第三十條　通商産業局長は、採掘出願地が願書の発送の時においてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区又は自己の採掘鉱区と重複するときは、その重複する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十一條　通商産業局長は、採掘出願地が願書の発送の時においてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の自己の試掘鉱区と重複する場合において、その重複する部分がなお試掘を要すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

第三十二條　通商産業局長は、試掘権がその存続期間

の満了前に消滅し、又は試掘鉱区の減少があつた場合において、その消滅又は試掘鉱区の減少の日から六十日以内（試掘権の残存すべき期間又は残存する期間が六十日に満たないときは、その期間内）に、その試掘権の目的となつていた鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする試掘権の設定の出願があつたときは、その消滅した試掘権の鉱区に該当する部分又は試掘鉱区の減少した部分に該当する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十三條　通商産業局長は、第十五條の規定による禁止が解除された場合において、その解除の日から三十日以内に禁止を解除された鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願があつたときは、その禁止が解除された地域に該当する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十四條　通商産業局長は、鉱業出願地がその目的となつている鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつている鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合において、当該鉱業出願地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

第三十五條　通商産業局長は、鉱業出願地における鉱物の掘採が経済的に価値がないと認めるとき、又は保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、若しくは農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

（鉱業出願地の増減）

第三十六條　鉱業出願人は、鉱業出願地の増減の出願をすることができる。

2　第二十一條、第二十二條及び第二十四條から前條までの規定は、前項の出願に準用する。

（採掘出願地の増減命令）

第三十七條　通商産業局長は、採掘出願地の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、採掘出願地の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができないと認めるときは、採掘出願地の位置形状が鉱床の位置形状に合致するように、採掘出願地の増減の出願を命ずることができる。

2　前項の規定による命令に基いてその命令書の到達の日から三十日以内にした採掘出願地の増減の出願は、採掘権の設定の願書の発送の日時にしたものとみなす。但し、既に他人の鉱区となつている部分又は他人の鉱業権の設定の出願が許可されている部分については、この限りでない。

3　通商産業局長は、採掘出願人が第一項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に採掘出願地の増減の出願をしないときは、採掘権の設定の出願を許可してはならない。

（転願命令）

第三十八條　通商産業局長は、試掘出願地における鉱物の存在が明らかであり、その鉱量、品位等にかんがみ、試掘出願地が採掘権の設定に適すると認めるときは、採掘権の設定の出願を命ずることができる。

2　通商産業局長は、試掘出願人が前項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に採掘権の設定の出願をしないときは、試掘権の設定の出願を許可してはならない。

第三十九條　通商産業局長は、採掘出願地における鉱物の存在が明らかでなく、あらかじめ試掘を要すると認めるときは、試掘権の設定の出願を命ずることができる。

2　通商産業局長は、採掘出願人が前項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に試掘権の設定の出願をしないときは、採掘権の設定の出願を許可してはならない。

（命令の手続）

第四十條　通商産業局長は、第三十七條第一項、第三十八條第一項又は前條第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該鉱業出願人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2　通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当該鉱業出願人に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3　聴聞に際しては、鉱業出願人及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

4　代表者は、国に対して共同鉱業権者を代表する。

5　共同鉱業権者は、組合契約をしたものとみなす。

（鉱区の増減）

第四十五條　鉱業権者は、鉱区の増減の出願をすることができる。

2　採掘権者は、抵当権が設定されている採掘権については、あらかじめ抵当権者の承認を得なければ、鉱区の減少の出願をすることができない。

3　第二十一條、第二十二條、第二十四條から第三十五條まで及び第四十三條の規定は、第一項の出願に準用する。

（掘進増区）

第四十六條　採掘鉱区がその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合において、鉱床の位置形状により隣接鉱区に掘進しなければその鉱床の完全な開発ができないときは、その鉱床を定めて、鉱区の増加の出願をすることができる。この場合において、鉱業権者及び抵当権者の承諾を得て、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

2　前項の出願については、前條第三項の規定にかかわらず、第二十二條第二項及び第二十四條から第三十五條までの規定は、準用しない。

3　前二項の代表者の変更は、通商産業局長に届け出なければ、その効力を生じない。

して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

（鉱業出願人の名義の変更）

第四十一條　鉱業出願人の名義は、変更することができる。

第四十二條　鉱業出願人の名義の変更は、相続その他の一般承継又は死亡による共同鉱業出願人の脱退の場合を除き、省令で定める手続に従い、通商産業局長に届け出なければ、その効力を生じない。

2　相続その他の一般承継又は死亡による共同鉱業出願人の脱退により鉱業出願人の名義の変更があつたときは、省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を通商産業局長に届け出なければならない。

（許可の失効）

第四十三條　鉱業出願人が鉱業権の設定の出願の許可の通知を受けた日から三十日以内に、省令で定める手続に従い、登録税を納付しないときは、許可は、その効力を失う。

（共同鉱業権者）

第四十四條　鉱業権を共有する者（以下「共同鉱業権者」という。）は、省令で定める手続に従い、そのうちの一人を代表者と定め、それを通商産業局長に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出がないときは、通商産業局長は、代表者を指定する。

3　前二項の代表者の変更は、通商産業局長に届け出なければ、その効力を生じない。

の存在が明らかであり、その鉱量、品位等にかんがみ、試掘鉱区が採掘権の設定に適すると認めるときは、採掘権の設定の出願を命ずることができる。

2　第四十條の規定は、前項の規定による命令に準用する。

（鉱区の分割及び合併）

第五十條　採掘権者は、鉱区の分割又は同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区の合併の出願をすることができる。

2　採掘権者は、鉱区を分割してこれを同種の鉱床中に存する鉱物の他の鉱区に合併し、又は同種の鉱床中に存する鉱物の二以上の鉱区の各一部を分割してこれを合併して一の鉱区とする出願をすることができる。

3　第二十一條及び第四十三條の規定は、前二項の出願に準用する。

第五十一條　採掘権者は、抵当権が設定されている採掘権については、あらかじめ抵当権者の承諾及び抵当権の順位に関する協定を経なければ、前條第一項又は第二項の出願をすることができない。

（取消等の処分）

第五十二條　通商産業局長は、錯誤により、鉱業権の設定又は鉱区の増減若しくは分割若しくは合併の出願を許可したときは、その錯誤を訂正するため、鉱業権の取消又は変更の処分をしなければならない。

第五十三條　通商産業局長は、鉱物の掘採が保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反するようになつたと認めるときは、鉱区のその部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消さなければならない。

第五十四條　通商産業局長は、鉱物の掘採が他人の鉱業を著しく妨害するに至つた場合において、他にその妨害を排除する方法がないと認めるときは、鉱区のその部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消すことができる。

第五十五條　通商産業局長は、鉱業権者が左の各号の一に該当するときは、鉱業権を取り消すことができる。

一　第六十二條第一項若しくは第二項の規定に違反して事業に着手しないとき、又は同條第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

二　施業案によらないで鉱業を行つたとき。

三　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二十三條第一項の場合において、同項の特別掘採計画によらないで鉱物を掘採したとき。

四　第四十八條第一項又は第四十九條第一項の規定による命令に従わないとき。

五　第百二十條の規定による命令に従わないとき。

六　鉱山保安法第二十二條第二項又は第二十四條の規定による命令に従わないとき。

第五十六條　第四十條の規定は、第五十三條、第五十四條又は前條第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消に準用する。

（採掘権の取消と抵当権）

第五十七條　通商産業局長は、採掘権の取消による消滅登録をしたときは、直ちにその旨を抵当権者に通知しなければならない。

2　抵当権者は、前項の規定による通知の到達の日から三十日以内に、採掘権の競売の申立をすることができる。但し、第五十二條から第五十四條までの規定による採掘権の取消の場合は、この限りでない。

3　採掘権は、前項の期間内又は競売の手続が完結する日までは、競売の目的の範囲内で、なお存続するものとみなす。

4　競落を許す決定が確定したときは、採掘権の取消は、その効力を生じなかつたものとみなす。

5　競売による売得金は、競売の費用及び抵当権者に対する債務の弁済に充て、その残余は、国庫に帰属する。

（採掘権の放棄と抵当権）

第五十八條　前條の規定は、通商産業局長が採掘権の放棄による消滅の登録をした場合に準用する。

（登録）

第五十九條　左に掲げる事項は、鉱業原簿に登録する。

一　鉱業権の設定、変更、存続期間の延長、移転、消滅及び処分の制限

二　共同鉱業権者の脱退

三　採掘権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限

2　前項の規定による登録は、登記に代るものとする。

3　登録に関する規程は、政令で定める。

（登録の効力）

第六十條　前條第二項に掲げる事項は、相続その他の一般承継、死亡による共同鉱業権者の脱退、混同若しくは担保する債権の消滅による抵当権の消滅又は存続期間の満了による鉱業権の消滅の場合を除き、登録しなければ、その効力を生じない。

（表示の変更）

第六十一條　通商産業局長は、鉱区の所在地の名称若しくは地目、境界又は面積についての鉱区図の記載が事実と相違することを発見したときは、その鉱区図を更正し、当該鉱業権につき変更の登録をした後、その旨を鉱業権者に通知しなければならない。

（事業着手の義務）

第六十二條　鉱業権者は、鉱業権の設定又は移転の登録があつた日から六箇月以内に、事業に着手しなければならない。

2　鉱業権者は、やむを得ない事由により前項の期間内に事業に着手することができないときは、期間を定め、事由を具して、通商産業局長の認可を受けなければならない。

3　鉱業権者は、引き続き一年以上その事業を休止しようとするときは、期間を定め、事由を具して、通商産業局長の認可を受けなければならない。

4　鉱業権者は、前項の認可を受けて休止した事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を通商産業局長に届け出なければならない。

（施業案）

第六十三條　試掘権者は、事業に着手する前に、省令で定める手続に従い、施業案を定め、これを通商産業局長に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

2　採掘権者は、事業に着手する前に、省令で定める手続に従い、施業案を定め、通商産業局長の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3　通商産業局長は、前項の認可をするには、あらかじめ鉱山保安監督部長に協議しなければならない。

4　鉱業権者は、第一項の規定により届出をし、又は第二項の規定により認可を得た施業案によらなければ、鉱業を行つてはならない。

（掘採の制限）

第六十四條　鉱業権者は、鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい、排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館及びその他の公共の用に供する施設並びに建物の地表地下とも五十メートル以内の場所において鉱物を掘採するには、他の法令の規定によつて許可又は認可を受けた場合を除き、管理庁又は管理人の承諾を得なければならない。但し、当該管理庁又は管理人は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

（重複鉱区における鉱業）

第六十五條　第四十六條第一項の規定により隣接鉱区に重複して鉱区の増加の出願をし、その登録を得た採掘権者は、その重複する部分においては、同項の承諾を得て定めた鉱床以外の鉱床に掘進することができない。但し、隣接鉱区の鉱業権が消滅した後は、この限りでない。

第六十六條　異種の鉱床中に存する鉱物の鉱区が重複するときは、その重複する部分について鉱業権の設定又は鉱区の増加による変更の登録を得た目が後である者は、その先である者の承諾を得なければ、その部分において鉱物を掘採してはならない。但し、鉱業権の設定又は鉱区の増加による変更の登録を得た目が先である者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

2　異種の鉱床中に存する鉱物の鉱区が重複する場合において、その重複する部分について鉱業権の設定又は鉱区の増加による変更の登録を得た目が同目であるときは、鉱業権者は、他の鉱業権者と協議し、その協議のととのつたところによらなければ、その部分において鉱物を掘採してはならない。

3　試掘権者が試掘権の存続期間中に、同種の鉱床中に存する鉱物について試掘鉱区に重複して採掘権の設定の出願をし、その許可を受けたときは、前二項の規定の適用については、その重複する部分に限り、試掘権の設定又は試掘鉱区の増加による変更の登録があつた目に採掘権の設定又は採掘鉱区の増加による変更の登録があつたものとみなす。

4　第一項の承諾を得ることができないとき、又は第

二項の規定による協議をすることができず、若しくは協議がととのわないときは、鉱業権者は、通商産業局長の決定を申請することができる。

5　第四十七條第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

(鉱種名の変更)

第六十七條　鉱業権者は、その鉱区において、登録を受けた鉱物と同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採しようとするときは、説明書を添えて通商産業局長に届け出て、その鉱物の存在の確認を受けなければならない。

(鉱業事務所)

第六十八條　鉱業権者は、事業に着手したときは、遅滞なく、鉱区の所在地又はその附近に鉱業事務所を定め、その所在地及び着手の年月日を通商産業局長に届け出なければならない。

(試掘工程表)

第六十九條　試掘権者は、省令で定める手続に従い、試掘工程表を作成し、鉱業事務所に備えて置かなければならない。

(坑内実測図及び鉱業簿)

第七十條　採掘権者は、省令で定める手続に従い、坑内実測図及び鉱業簿を作成し、鉱業事務所に備えて置かなければならない。

第三章　租鉱権

(性質)

第七十一條　租鉱権は、物権とみなし、この法律に別段の定がある場合を除く外、不動産に関する規定を準用する。

第七十二條　租鉱権は、相続その他の一般承継の目的となる外、権利の目的となることができない。

(租鉱区)

第七十三條　租鉱権の区域(以下「租鉱区」という。)の境界は、直線で定め、地表の境界線の直下を限とする。

(設定)

第七十四條　租鉱権は、特定の鉱床を目的として設定することができる。

第七十五條　同一の鉱区中同一の区域においては、二以上の租鉱権を設定することができない。但し、前條の場合は、この限りでない。

(存続期間及びその延長)

第七十六條　租鉱権の存続期間は、登録の日から五年以内とする。

2　前項の期間は、その満了に際し、延長することができる。

3　前項の規定により延長する期間は、五年をこえることができない。

4　租鉱権者及び採掘権者は、第二項の規定により存続期間を延長しようとするときは、省令で定める手続に従い、契約書を添えて通商産業局長に申請し、その認可を受けなければならない。

(設定の申請)

第七十七條　租鉱権を設定しようとするときは、租鉱権者となろうとする者及び採掘権者は、省令で定める手続に従い、左に掲げる事項を記載した申請書に区域図、租鉱権の設定を必要とする理由を記載した書面及びその設定に関する契約書を添えて、通商産業局長に提出し、その認可を受けなければならない。

一　申請の区域の所在地
二　申請の区域の面積
三　目的とする鉱物の名称
四　採掘権の登録番号
五　鉱床を特定したときは、その鉱床
六　存続期間
七　租鉱料を支拂うべきときは、租鉱料並びにその支拂の時期及び方法
八　氏名又は名称及び住所

2　特定の鉱床を目的として租鉱権を設定しようとするときは、前項の書類の外、申請書に鉱床図及びその説明書を添えなければならない。

3　通商産業局長は、残鉱の掘採その他鉱区の一部における鉱物の経済的開発を行うため必要があると認めるときでなければ、第一項の規定による申請を認可してはならない。

4　租鉱権者となろうとする者が租鉱権の設定の認可の通知を受けた日から三十日以内に、省令で定める手続に従い、登録税を納付しないときは、認可は、その効力を失う。

(租鉱区の増減)

第七十八條　租鉱権者及び採掘権者は、租鉱区を増減することができる。

2　前條の規定は、租鉱区の増減に準用する。

(行為の効力の承継)

第七十九條　租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、この法律の規定により採掘権者がした手続その他の行為は、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対しても、その効力を有する。

2　租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、この法律の規定により租鉱権者がした手続その他の行為は、採掘権の範囲内において、採掘権者に対しても、その効力を有する。但し、採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合は、この限りでない。

(採掘権の変更と租鉱権)

第八十條　採掘権者は、租鉱区について鉱区の減少又は分割の出願をしようとするときは、あらかじめ租鉱権者の承諾を得なければならない。採掘権の上に租鉱権が存する場合において、採掘権を放棄しようとするときも、同様とする。

(消滅の請求)

第八十一條　採掘権者は、租鉱権者が租鉱料を支拂うべき場合において、その支拂を遅滞したときは、三箇月以上の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行しないときは、租鉱権の消滅を請求することができる。

(放棄)

第八十二條　租鉱権者は、租鉱料を支拂うべきときは、六箇月前に予告し、又は期限の到来しない六箇月分の租鉱料を支拂わなければ、租鉱権を放棄することができない。但し、天災その他避けることのできない事由によつて、租鉱権を設定した目的を達することができなくなつたときは、この限りでない。

(取消)

第八十三條　通商産業局長は、租鉱権者が左の各号の一に該当するときは、租鉱権を取り消すことができる。

一　第八十六條の規定に違反して事業に着手しないとき、又は引き続き六箇月以上休業したとき。
二　施業案によらないで鉱業を行つたとき。
三　鉱山保安法第二十三條第一項の場合において、同項の特別掘採計画によらないで鉱物を掘採したとき。
四　第百二十條の規定による命令に従わないとき。
五　鉱山保安法第二十二條第二項又は第二十四條の規定による命令に従わないとき。

2　第四十條の規定は、前項第一号から第四号までの規定による租鉱権の取消に準用する。

(登録)

第八十四條　租鉱権の設定、変更、存続期間の延長、相続その他の一般承継による移転及び消滅は、鉱業原簿に登録する。

2　前項の規定による登録は、登記に代るものとする。

3　登録に関する規程は、政令で定める。

(登録の効力)

第八十五條　前條第一項に掲げる事項は、相続その他の一般承継、採掘鉱区の減少による租鉱権の変更又は採掘権の消滅、採掘鉱区の減少、存続期間の満了若しくは混同による租鉱権の消滅の場合を除き、登録しなければ、その効力を生じない。

(事業着手の業務)

第八十六條　租鉱権者は、租鉱権の設定又は移転の登録があつた日から六箇月以内に、事業に着手しなければならない。

2　租鉱権者は、引き続き六箇月以上その事業を休止してはならない。

(準用)

第八十七條　第十七條、第二十條、第二十三條第一項から第四項まで、第二十六條、第四十四條第一項から第四項まで、第五十二條から第五十四條まで、第五十六條、第六十一條、第六十三條第二項から第四項まで、第六十四條、第六十八條及び第七十條の規定は、租鉱権及び租鉱権者の鉱業に準用する。

第四章　勧告及び協議

(鉱業権の交換又は売渡)

第八十八條　通商産業局長は、同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区が錯そうする地域において、鉱業権の交換又は売渡を行わせることによつてその地域の鉱床を経済的且つ能率的に開発し、公共の利益を増進することができると認めるときは、鉱業権の交換又は売渡について、当該鉱業権者に勧告することができ

る。

（鉱区の増減）

第八十九條　通商産業局長は、同種の鉱床中に存する鉱物の採掘鉱区が隣接する場合において、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、その鉱区の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができないと認めるときは、当該採掘権者に対し、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状に合致するように、鉱区相互の間の鉱区の増減の出願について協議すべきことを勧告することができる。

2　同種の鉱床中に存する鉱物の採掘鉱区が隣接する場合において、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、その鉱区の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができないときは、採掘権者は、他の採掘権者に対し、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状に合致するように、鉱区相互の間に鉱区の増減の出願について協議することができる。

3　前二項の規定による協議に基く出願については、第四十五條第三項の規定にかかわらず、第二十二條及び第二十四條から第三十五條までの規定は、適用しない。

4　第一項又は第二項の規定による協議に基く出願は、当事者が連名でしなければならない。

（決定の申請）

第九十條　前條第一項又は第二項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、当事者は、省令で定める手続に従い、通商産業局長の決定を申請することができる。

（聽聞）

第九十一條　通商産業局長は、前條の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を当該採掘権者並びに当該採掘権の抵当権者及び租鉱権者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

2　通商産業局長は、前項の聽聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聽聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3　聽聞に際しては、当事者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

（処分の禁止）

第九十二條　第九十條の規定による決定の申請があつたときは、採掘権者は、その申請を拒否する旨の決定があるまで、第九十九條の規定によつて決定がその効力を失うまで、又は決定に基き採掘権の変更の登録があるまでは、当該採掘権を譲渡し、又は変更することができない。

（決定）

第九十三條　通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、鉱区相互の間の鉱区の増減の決定をしなければならない。

一　当該鉱区の所在地

二　当該採掘権の登録番号

三　採掘権の変更の内容

四　対価並びにその支拂の時期及び方法

（決定の方式）

第九十四條　前條の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

2　通商産業局長は、前條の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

（決定の効果）

第九十五條　第九十三條の決定があつたときは、当事者の間に、鉱区相互の間の鉱区の増減について協議がととのつたものとみなす。

2　前項の規定により協議がととのつたものとみされたときは、当事者の一方は、第八十九條第四項の規定にかかわらず、単独で鉱区の増減の出願をすることができる。

（鉱区の増減と租鉱権）

第九十六條　採掘鉱区のうち租鉱権が設定されている部分について、第九十三條の決定に基き鉱区の減少の登録があつたときは、租鉱権は、鉱区の減少により租鉱区が減少した限度においては、鉱区の増加があつた採掘権の上にも存続するものとする。

2　通商産業局長は、鉱区相互の間の鉱区の増減について、第九十三條の決定をする場合において、租鉱権が二以上の採掘権の上に存続することとなるときは、決定において租鉱権者が各採掘権者に対して支拂うべき租鉱料の割合を定めなければならない。

（対価の不服の訴）

第九十七條　第九十三條の決定のうち対価について不服のある者は、その決定書の謄本の交付を受けた日から三十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができる。

2　前項の訴においては、第九十條の規定による決定の申請をした者又は当該採掘権者を被告とする。

（対価の供託）

第九十八條　左に掲げる場合においては、対価を支拂うべき者は、その対価を供託しなければならない。

一　対価を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又はこれを受領することができないとき。

二　決定のうち対価について不服の訴があつたとき。

三　当該採掘権について抵当権が存するとき。但し、抵当権者の承諾を得たときは、この限りでない。

2　前項第三号の場合においては、抵当権者は、供託金に対しても、その権利を行うことができる。

（決定の失効）

第九十九條　対価を支拂うべき者が第九十三條の決定において定めた対価の支拂の時期までに、その対価の全部の支拂又は供託をしないときは、決定は、その効力を失う。

（施業案の変更）

第百條　通商産業局長は、採掘権者又は租鉱権者の施業案を変更しなければその鉱区又は租鉱区の鉱床の完全な開発ができないと認めるときは、採掘権者又は租鉱権者に対し、施業案を変更すべきことを勧告することができる。

2　通商産業局長は、採掘権者又は租鉱権者が前項の規定による勧告を受けた日から六十日以内に施業案の変更を命ずることができる。

3　第四十條の規定は、前項の規定による命令に準用する。

4　通商産業局長は、第一項の規定による勧告又は第二項の規定による命令をするには、鉱山保安監督部長に協議しなければならない。

第五章　土地の使用及び収用

（土地の立入）

第百一條　鉱業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、鉱業権の設定を受けようとする者、租鉱権者となろうとする者、鉱業出願人、鉱業権者又は租鉱権者は、通商産業局長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は支障となる竹木を伐採することができる。

2　通商産業局長は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者並びに竹木の所有者に対し、意見書を提出する機会を與えなければならない。

3　第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採するときは、あらかじめ土地の占有者及び竹木の所有者に通知しなければならない。

第百二條　前條の規定により他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採しようとする者は、通商産業局長の許可を受けたことを証する書面を携帯し、土地の占有者又は竹木の所有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第百三條　第百一條の規定により他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採した者は、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

（使用の目的）

第百四條　鉱業権者又は租鉱権者は、鉱区若しくは租鉱区又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的のため利用することが必要且つ適当であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、これを使用することができる。

一　坑口又は坑井の開設

二　露天掘による鉱物の掘採

三　探鉱又は鉱物の掘採作業のため必要な機械設備の設置

四　坑木、火薬類、燃料、カーバイトその他の重要資材、鉱物、土石、鉱さい又は灰じんの置場又は捨場の設置

五　選鉱又は製錬用の施設の設置

六　鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路、池井又は電気工作物の開設

七　鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八　鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舎若

しくは保安施設の設置
（収用の目的）
第百五条　採掘権者は、鉱区又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的に供した結果、その土地の形質を変更し、これを原状に回復することが著しく困難となつた場合において、なおその土地をその目的に利用することが必要且つ適当であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、他人の土地を収用することができる。
一　坑口又は坑井の開設
二　土石若又は鉱さいの捨場の設置
三　選鉱又は製錬用の施設の設置
四　鉄道、軌道、索道、道路、運河、港湾、用排水路又は泡井の開設
（許可及び公告）
第百六条　鉱業権者又は租鉱権者は、前二条の規定により他人の土地を使用し、又は収用しようとするときは、省令で定める手続に従い、通商産業局長に申請して、その許可を受けなければならない。
2　通商産業局長は、前項の規定による許可の申請があつたときは、関係都道府県知事に協議するとともに、鉱業権者又は租鉱権者並びに土地の所有者及び土地に関して権利を有する者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。
3　通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。
4　聴聞に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。
5　通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、左に掲げる事項を公告しなければならない。
一　土地を使用し、又は収用しようとする者の氏名又は名称及び住所
二　使用又は収用の目的
三　使用し、又は収用しようとする土地の所在地及び区域
（土地収用法の適用）
第百七条　第百四条又は第百五条の規定による土地の使用又は収用については、この法律に別段の定がある場合を除く外、土地収用法（明治三十三年法律第二十九号）の規定を適用する。
2　第百四条又は第百五条の規定による土地の使用又は収用については、前条第一項又は第五項の規定によるの許可又は公告があつたときは、土地収用法第十二条又は第十四条の規定による事業の認定又は公告があつたものとみなす。
（水の使用）
第百八条　土地の使用及び収用に関する規定は、水の使用に関する権利に準用する。

第六章　鉱害の賠償

第一節　賠償義務

（賠償義務）

第百九条　鉱物の掘採のための土地の陥さく、坑水若しくは廃水の放流、捨石若しくは鉱さいのたい積又は鉱煙の排出によつて他人に損害を与えたときは、損害の発生の時における当該鉱区の鉱業権者（当該鉱区に租鉱権が設定されているときは、その租鉱区については、当該租鉱権者）が、損害の発生の時既に鉱業権が消滅しているときは、鉱業権の消滅の時における当該鉱区の鉱業権者（鉱業権の消滅の時に当該鉱業権に租鉱権が設定されていたときは、その当該租鉱区については、当該租鉱権者）が、その損害を賠償する責に任ずる。
2　前項の場合において、損害が二以上の鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者の作業によつて生じたときは、各鉱業権者又は租鉱権者は、連帯して損害を賠償する義務を負う。損害が二以上の鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者の作業のいずれによつて生じたかを知ることができないときも、同様とする。
3　前二項の場合において、損害の発生の後に鉱業権の譲渡があつたときは、損害の発生の時の鉱業権者及びその後の鉱業権者が、損害の発生の後に租鉱権の設定があつたときは、損害の発生の時の鉱業権者及び損害の発生の後に租鉱権者となつた者が、連帯して損害を賠償する義務を負う。
4　第一項又は第二項の規定により租鉱権者が損害を賠償すべき場合においては、損害の発生の時当該租鉱権者及びその後の鉱業権者が鉱業権者として損害を賠償する義務を負う。
5　前四項の規定による賠償について、共同鉱業権者又は共同租鉱権者（租鉱権を共有する者をいう。）の義務は、連帯とする。
（負担部分と償還請求）
第百十条　前条第二項に規定する連帯債務者相互の間においては、その各自の負担部分は、等しいものと推定する。
2　前条第三項の場合において、鉱業権を譲り受けた者又は損害の発生の後に租鉱権者となつた者が賠償の義務を履行したときは、同条第一項又は第二項の規定により損害を賠償すべき者に対し、償還を請求することができる。同条第四項の場合において鉱業権者が賠償の義務を履行したときも、同様とする。
（賠償）
第百十一条　損害は、公正且つ適切に賠償されなければならない。
2　損害の賠償は、金銭をもつてする。但し、賠償金額に比して著しく多額の費用を要しないで原状の回復をすることができるときは、被害者は、原状の回復を請求することができる。
3　賠償義務者の申立があつた場合において、裁判所が適当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭をもつてする賠償に代えて原状の回復を命ずることができる。
（賠償についての基準）
第百十二条　通商産業局長は、損害の賠償に関する争議の予防又は解決に資するため、地方鉱害賠償協議会に諮問して、損害の賠償の範囲、方法等についての公正且つ適切な一般的基準を作成し、これを公表することができる。
2　何人も、前項の基準に拘束されるものではない。
（賠償についてのしんしゃく）
第百十三条　損害の発生に関して被害者の責に帰すべき事由があつたときは、裁判所は、損害賠償の責任及び範囲を定めるのについて、これをしんしゃくすることができる。天災その他の不可抗力が競合したときも、同様とする。
（損害賠償の予定）
第百十四条　損害賠償の額が予定された場合において、その額が著しく不相当であるときは、当事者は、その増減を請求することができる。
2　土地又は建物に関する損害についての予定された賠償額の支拂は、賠償の目的となる損害の原因及び内容並びに賠償の範囲及び金額について、政令で定めるところにより、鉱業をしたときは、その後その土地又は建物について権利を取得した者に対しても、その効力を生ずる。
（消滅時効）
第百十五条　損害賠償請求権は、被害者が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。損害の発生の時から二十年を経過したときも、同様とする。
2　前項の期間は、進行中の損害については、その進行のやんだ時から起算する。
（適用除外）
第百十六条　この章の規定は、鉱業に従事する者の業務上の負傷、疾病及び死亡に関しては、適用しない。

第二節　担保の供託

（供託）
第百十七条　石炭又は亜炭を目的とする鉱業権者又は租鉱権者は、省令で定める手続に従い、当該鉱区又は租鉱区に関する損害の賠償を担保するため、その前年中に掘採した石炭又は亜炭の数量に応じて、毎年一定額の金銭を供託しなければならない。
2　前項の規定により供託すべき金銭の額は、前年中に掘採した石炭又は亜炭の数量一トンにつき二十円をこえない範囲内において通商産業局長が毎年鉱区又は租鉱区ごとに定める額とする。
3　通商産業局長は、石炭及び亜炭以外の鉱物を目的とする鉱業権者又は租鉱権者について、当該鉱区又は租鉱区に関する損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該鉱区又は租鉱区において前年中に掘採した鉱物の価額の百分の一をこえない範囲内において定める額の金銭を供託すべきことを命ずることができる。
4　第一項又は前項の規定により供託すべき金銭は、その金額に相当する国債をもつてこれに代えることを

鉱業権者が、損害の発生の時既に鉱業権が消滅しているときは鉱業権の消滅の時における鉱業権者が、租鉱権者と連帯して損害を賠償する義務を負う。
5　前四項の規定による賠償について、共同鉱業権者又は共同租鉱権者（租鉱権を共有する者をいう。）の義務は、連帯とする。
（負担部分と償還請求）
第百十条　前条第二項に規定する連帯債務者相互の間においては、その各自の負担部分は、等しいものと推定する。
2　前条第三項の場合において、鉱業権を譲り受けた者又は損害の発生の後に租鉱権者となつた者が賠償の義務を履行したときは、同条第一項又は第二項の規定により損害を賠償すべき者に対し、償還を請求することができる。同条第四項の場合において鉱業権者が賠償の義務を履行したときも、同様とする。
（賠償）
第百十一条　損害は、公正且つ適切に賠償されなければならない。
2　損害の賠償は、金銭をもつてする。但し、賠償金額に比して著しく多額の費用を要しないで原状の回復をすることができるときは、被害者は、原状の回復を請求することができる。
3　賠償義務者の申立があつた場合において、裁判所が適当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭をもつてする賠償に代えて原状の回復を命ずることができる。
（賠償についての基準）
第百十二条　通商産業局長は、損害の賠償に関する争議の予防又は解決に資するため、地方鉱害賠償協議会に諮問して、損害の賠償の範囲、方法等についての公正且つ適切な一般的基準を作成し、これを公表することができる。
2　何人も、前項の基準に拘束されるものではない。
（賠償についてのしんしゃく）
第百十三条　損害の発生に関して被害者の責に帰すべき事由があつたときは、裁判所は、損害賠償の責任及び範囲を定めるのについて、これをしんしゃくすることができる。天災その他の不可抗力が競合したときも、同様とする。
（損害賠償の予定）
第百十四条　損害賠償の額が予定された場合において、その額が著しく不相当であるときは、当事者は、その増減を請求することができる。
2　土地又は建物に関する損害についての予定された賠償額の支拂は、賠償の目的となる損害の原因及び内容並びに賠償の範囲及び金額について、政令で定めるところにより、鉱業をしたときは、その後その土地又は建物について権利を取得した者に対しても、その効力を生ずる。
（消滅時効）
第百十五条　損害賠償請求権は、被害者が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。損害の発生の時から二十年を経過したときも、同様とする。
2　前項の期間は、進行中の損害については、その進行のやんだ時から起算する。
（適用除外）
第百十六条　この章の規定は、鉱業に従事する者の業務上の負傷、疾病及び死亡に関しては、適用しない。

第二節　担保の供託

（供託）
第百十七条　石炭又は亜炭を目的とする鉱業権者又は租鉱権者は、省令で定める手続に従い、当該鉱区又は租鉱区に関する損害の賠償を担保するため、その前年中に掘採した石炭又は亜炭の数量に応じて、毎年一定額の金銭を供託しなければならない。
2　前項の規定により供託すべき金銭の額は、前年中に掘採した石炭又は亜炭の数量一トンにつき二十円をこえない範囲内において通商産業局長が毎年鉱区又は租鉱区ごとに定める額とする。
3　通商産業局長は、石炭及び亜炭以外の鉱物を目的とする鉱業権者又は租鉱権者について、当該鉱区又は租鉱区に関する損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該鉱区又は租鉱区において前年中に掘採した鉱物の価額の百分の一をこえない範囲内において定める額の金銭を供託すべきことを命ずることができる。
4　第一項又は前項の規定により供託すべき金銭は、その金額に相当する国債をもつてこれに代えることと

の減少による場合を除き、供託した金銭に対する権利は、鉱業権者に移転する。

第三章　和解の仲介及び調停

（和解の仲介の申立）

第百二十二條　鉱害の賠償に関して争議が生じたときは、当事者は、省令で定める手続に従い、通商産業局長に和解の仲介の申立をすることができる。

（仲介員名簿の作成）

第百二十三條　通商産業局長は、毎年仲介員候補者十五人以内を委嘱し、その名簿を作成して置かなければならない。

2　前項の仲介員候補者は、一般公益を代表する者並びに鉱業、農業、林業又はその他の産業に関し知識経験を有する者のうちから、委嘱されなければならない。

（仲介員の指定）

第百二十四條　通商産業局長は、前條第一項の名簿に記載されている者のうちから、仲介員五人以内を指定しなければならない。

2　前項の場合において、鉱害が農業、林業又はその他の産業に関するものであるときは、仲介員のうち、少くとも一人は、当該産業に関し知識経験を有するものでなければならない。

（仲介員の任務）

第百二十五條　仲介員は、争議の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

（調停の申立）

第百二十六條　鉱害の賠償に関して争議が生じたときは、当事者は、損害の発生地を管轄する地方裁判所又は当事者の合意で定める地方裁判所に調停の申立をすることができる。

第百二十七條　調停の申立は、争議の実情を明らかにしてしなければならない。

（却下）

第百二十八條　裁判所は、当事者が不当な目的でみだりに調停の申立をしたと認めるときは、その申立を却下することができる。

（移送）

第百二十九條　調停の申立を受けた裁判所が調停をするについて適当であると認めるときは、決定をもつて事件を他の裁判所に移送することができる。管轄権のない裁判所が調停の申立を受けたときも、同様とする。

2　前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（職権調停）

第百三十條　鉱害の賠償に関する争議について訴訟が係属するときは、受訴裁判所は、職権をもつて事件を地方裁判所の調停に付することができる。

（訴訟手続の中止）

第百三十一條　調停の申立を受理した事件について訴訟が係属するとき、又は前條の規定により事件が調停に付されたときは、受訴裁判所は、決定をもつて調停の終了の時まで訴訟手続を中止することができる。

2　前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（和解の仲介の申立の勧告）

第百三十二條　裁判所は、調停の申立を受理したとき、又は第百三十條の規定により事件が調停に付されたときは、調停の前に、当事者に対し、第百二十二條の規定により通商産業局長に和解の仲介の申立をすべきことを勧告することができる。

（調停委員会）

第百三十三條　裁判所は、調停の申立を受理したとき、又は第百三十條の規定により事件が調停に付されたときは、調停委員会を開かなければならない。但し、争議の実情にかんがみその必要がないと認めるときは、調停委員会を開かないで調停をすることができる。

2　当事者の申立があるときは、前項但書の規定にかかわらず、裁判所は、調停委員会を開かなければならない。

（総代の選任）

第百三十四條　当事者が多数であるときは、その全部又は一部を代表して調停に関する一切の行為を行わせるため、総代を選任することができる。

2　裁判所は、前項の総代がない場合において、必要があると認めるときは、総代の選任を命ずることができる。

3　総代は、当事者のうちから選任しなければならない。

（選任の証明及び解任の届出）

第百三十五條　総代の選任は、書面で証明しなければならない。

2　総代の解任は、裁判所に届け出なければ、その効力を生じない。

（呼出）

第百三十六條　裁判所は、期日を定めて、当事者又は総代を呼び出さなければならない。

2　前項の規定による呼出を受けた者は、正当な事由がなければ、出頭を拒むことができない。

（調停参加）

第百三十七條　調停の結果について利害関係がある者（以下この節において「利害関係人」という。）は、裁判所の許可を受けて、調停に参加することができる。

2　裁判所は、利害関係人の参加を求めることができる。

（出頭）

第百三十八條　当事者、総代及び利害関係人は、自ら出頭しなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

2　弁護士でない者が前項の代理人となるには、裁判所の許可を受けなければならない。

3　裁判所は、いつでも前項の許可を取り消すことができる。

（意見の聴取）

第百三十九條　裁判所は、関係行政機関その他適当と認める者に対して、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

2　関係行政機関は、裁判所に対して意見を述べることができる。

（手続の非公開）

第百四十條　裁判所における調停手続は、公開しない。但し、裁判所は、適当と認める者の傍聴を許可することができる。

（費用の予納）

第百四十一條　裁判所は、費用を要する行為について、当事者の一方又は双方に、その費用を予納させることができる。

（申立の方式）

第百四十二條　申立その他の申述は、書面又は口頭ですることができる。

2　口頭で申述をするときは、裁判所書記官は、その調書を作らなければならない。

（調書）

第百四十三條　裁判所の調停については、裁判所書記官は、その調書を作らなければならない。

（調停前の措置）

第百四十四條　裁判所は、調停の前に、調停のため必要と認める措置をすることができる。

（費用の負担）

第百四十五條　裁判所の調停條項中に費用の負担に関する定をしなかつたときは、各当事者は、その支出

した費用を自ら負担する。

（調停の効力）

第百四十六條　調停は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

（調停委員会の構成）

第百四十七條　調停委員会は、調停主任一人及び調停委員二人以上をもつて組織する。

（調停主任）

第百四十八條　調停主任は、裁判官のうちから、毎年あらかじめ地方裁判所が指定する。

（調停委員）

第百四十九條　調停委員は、特別の知識経験を有し、公正な調停をするのに適当な者について、毎年あらかじめ地方裁判所の選任した者又は当事者の合意によつて選定された者のうちから、各事件について調停主任が指定する。

（調停委員会の開催場所）

第百五十條　調停主任は、争議の実情にかんがみ適当であると認める場所で、調停委員会を開かなければならない。

（調停主任の指揮権）

第百五十一條　調停委員会における調停手続は、調停主任が指揮する。

（決議）

第百五十二條　調停委員会の決議は、調停委員の過半数の意見による。可否同数のときは、調停主任が決するところによる。

（評議の秘密）

第百五十三條　調停委員会の評議は、秘密とする。

（準用）

第百五十四條　第百三十四條から第百四十五條までの規定は、調停委員会における調停手続に準用する。

（証拠調）

第百五十五條　調停委員会は、当事者、総代又は利害関係人の陳述を聞き、且つ、必要があると認めるときは、証拠調をすることができる。

2　調停委員会は、調停主任に証拠調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所にこれを嘱託することができる。

3　証拠調については、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）を準用する。

4　証人及び鑑定人の受ける旅費、日当及び宿泊料については、民事訴訟費用法（明治二十三年法律第六十四号）を準用する。

（調停をしない場合）

第百五十六條　調停委員会は、第百二十八條に規定する事由があると認めるときは、調停をしないことができる。

（調停委員会の調停の効力）

第百五十九條　調停委員会を開いた場合には、調停は、認可の決定があつたときに限り、裁判上の和解と同一の効力を有する。

（手数料）

第百六十條　調停の申立をするには、手数料を納付しなければならない。

2　前項の手数料の額は、調停を求める事項の価額千円につき二十円をこえない範囲内において政令で定める額とする。

（記録の閲覧等）

第百六十一條　当事者又は利害関係人は、政令で定める手数料を納付して、記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本、抄本若しくは事件に関する証明書の付與を裁判所書記官に求めることができる。但し、当事者が事件の係属中に記録の閲覧又は謄写をするときは、手数料を納付することを要しない。

（旅費、日当及び宿泊料）

第百六十二條　調停委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

2　前項の旅費、日当及び宿泊料の額は、政令で定める。

（仲裁判断）

第百六十三條　調停委員会は、当事者の合意があるときは、鉱害の賠償に関する争議について民事訴訟法による仲裁判断をすることができる。

2　前項の場合には、当事者の指定した調停委員会の属する裁判所は、申立により調停委員会を開かなければならない。

（準用）

第百六十四條　第百六十條から第百六十二條までの規定は、前條の規定による仲裁に準用する。

第四節　地方鉱害賠償基準協議会

（設置）

第百六十五條　通商産業局に、地方鉱害賠償基準協議会を置く。

（所掌事務）

第百六十六條　地方鉱害賠償基準協議会は、通商産業局長の諮問に応じて、第百十二條第一項の基準に関し、調査審議する。

（組織）

第百六十七條　地方鉱害賠償基準協議会は、委員長及び委員十二人以内をもつて組織する。

2　委員長及び委員は、関係行政機関の職員のうちから、通商産業局長が任命する。

（勤務）

第百六十八條　委員長及び委員は、非常勤とする。

（委員長）

第百六十九條　委員長は、地方鉱害賠償基準協議会の会務を総理する。

（議事の手続等）

第百七十條　この法律に定めるもの外、議事の手続その他地方鉱害賠償基準協議会の運営に関し必要な事項は、通商産業局長が定める。

第七章　異議の申立

（異議の申立）

第百七十一條　この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業局長の処分に不服のある者は、通商産業大臣に対して異議の申立をすることができる。但し、第百八十七條の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、この限りでない。

2　異議の申立は、処分の通知を受けるべき者にあつては処分の通知を受けた日から、その他の者にあつては処分の公示の日から三十日以内に、理由を記載した申立書を通商産業大臣に提出して、行わなければならない。

3　正当な事由により前項の期間内に異議の申立をすることができなかつたことを疎明したときは、同項の期間の経過後でも、異議の申立をすることができる。

（却下）

第百七十二條　通商産業大臣は、異議の申立が不適法であると認めるときは、直ちにこれを却下する。

2　前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3　通商産業大臣は、決定書の正本を申立人に交付しなければならない。

（異議の申立と処分の執行）

第百七十三條　異議の申立は、処分の執行を停止しない。但し、通商産業大臣は、処分の執行により生ずることのある償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、申立により又は職権で、その執行を停止することができる。

2　通商産業大臣は、前項但書の規定による決定をしたときは、異議の申立をした者、当該処分の相手方及び通商産業局長にその旨を通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

（申立書の副本の送付等）

第百七十四條　通商産業大臣は、異議の申立があつたときは、第百七十二條第一項の規定により却下する場合を除き、申立書の副本を処分を行つた通商産業局長に送付しなければならない。

2　通商産業局長は、前項の規定による申立書の副本の送付を受けた日から十日以内に、弁明書を通商産業大臣に提出しなければならない。

（聴聞の開始）

第百七十五條　通商産業大臣は、異議の申立があつたときは、第百七十二條第一項の規定により却下する場合を除き、申立を受理した日から三十日以内に、聴聞を開始しなければならない。

第百七十六條　通商産業大臣は、聴聞の期日及び場所

る。

を定め、異議の申立をした者及び処分を行つた通商産業局長に通知しなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の規定による通知をしたときは、事案の要旨並びに聽聞の期日及び場所を公示しなければならない。

（参加）

第百七十七條　異議の申立をした者の外、聽聞に参加して意見を述べようとする者は、利害関係のある理由及び主張の要旨を記載した文書をもつて、通商産業大臣に、利害関係人として参加する旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

（証拠の提示等）

第百七十八條　聽聞に際しては、異議の申立をした者、当該処分の相手方及び前條の規定により参加した者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

（決定）

第百七十九條　通商産業大臣は、聽聞の結果及び第百七十四條第二項の弁明書に基き事案の決定を行う。

2　前項の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3　通商産業大臣は、決定書の正本を異議の申立をした者、当該処分の相手方及び第百七十七條の規定により参加した者並びに処分を行つた通商産業局長に送付するとともに、決定の要旨を公示しなければならない。

（手続）

第百八十條　この章に定めるもの外、異議の申立に関する手続は、省令で定める。

第八章　補則

（手数料）

第百八十一條　別表上欄に掲げる者は、それぞれ同表下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（修正又は補充）

第百八十二條　通商産業局長は、鉱業に関する出願、申請及び届出の書面並びに図面が完備していないときは、相当の期限を附してその修正又は補充を命ずることができる。

（立会通知）

第百八十三條　通商産業局長は、鉱業権の設定若しくは変更に関する出願若しくは申請又は鉱区若しくは租鉱区について実地調査の必要があると認めるときは、調査に従事する職員、調査事項、立会場所及び調査日時を指定し、鉱業権者又は租鉱権者となろうとする者、鉱業権者又は租鉱権者に立会を命ずることができる。若し調査日時を指定して立会を命ずることができないときは、予定期日を定め、確定日時は、調査に従事する職員の指定によることを命じなければならない。

（却下）

第百八十四條　通商産業局長は、鉱業権の設定又は変更に関する出願が左に掲げる場合においては、鉱業権の設定又は変更に関する出願を却下しなければならない。

一　第二十五條第二項の規定による命令を受けた場合において、同項の書面を提出しないとき。

二　第二十六條の規定による命令を受けた場合において、同條の規定により指定した期限までに同條の図計書を提出しないとき。

三　第百八十二條の規定による命令を受けた場合において、同條の規定により指定した期限までに修正又は補充をしないとき。

四　前條の規定による命令を受けた場合において、実地調査に際し出願の区域を明示することができず、又は同條の規定により指定した日時に立会をしないとき。

（不許可等の理由）

第百八十五條　鉱業権又は租鉱権の設定又は変更の出願又は申請を許可せず、又は認可しない旨の通知には、その理由を附さなければならない。

（鉱区等の調査）

第百八十六條　隣接する鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者その他の利害関係人は、他人の鉱区又は租鉱区について、通商産業局長に、その実地調査を依頼することができる。

2　前項の実地調査を依頼しようとする者は、省令で定める手続に従い、申請書に理由書を添えて提出しなければならない。

3　第一項の実地調査を依頼しようとする者は、調査に要する人夫及び物品を提供しなければならない。

（裁定の申請）

第百八十七條　第二十一條第一項（第四十五條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の許可、第三十五條（第四十五條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する場合に該当することを理由とする不許可、第五十三條（第八十七條において準用する場合を含む。）の規定による鉱区若しくは租鉱区の減少の処分若しくは鉱業権若しくは租鉱権の取消、第百六條第一項の許可若しくはその拒否又は第百七條第一項の規定により適用される土地収用法の規定による土地の使用若しくは収用に関する裁決若しくは決定に不服のある者は、土地調整委員会の裁定を申請することができる。但し、第二十一條第一項の許可については、第三十五條の規定に違反することを理由とする場合に限る。

2　前項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、土地収用法第八十一條第一項の規定による訴願を提起することができない。

（公示）

第百八十八條　通商産業局長は、この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分をしたときは、省令で定める手続に従い、その要旨を公示しなければならない。

（掲示）

第百八十九條　通商産業局長は、第二十一條第一項の許可の通知、第二十五條第一項の規定による通知又は第百八十二條若しくは第百八十三條の規定による命令をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、鉱業出願人若しくは鉱業権者にあつては願書若しくは鉱業原簿に記載された住所の所在地の、土地の所有者にあつては採掘出願地の所在地の市役所、町村役場又はこれに準ずるものの掲示場に、その通知又は命令の内容を掲示するとともに、その掲示をした旨及びその要旨を官報に掲載しなければならない。この場合においては、掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知又は命令は、相手方に到達したものとみなす。

（報告及び検査）

第百九十條　通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九章　罰則

第百九十一條　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第七條の規定に違反した者

二　詐偽その他不正の行為により第二十一條第一項の許可を受けた者

2　過失により鉱区外又は租鉱区外に侵掘した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第百九十二條　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第六十三條第四項（第八十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第六十四條（第八十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反して鉱物を掘採した者

三　第百條第二項の規定による命令に違反した者

四　第百二十條の規定による命令に違反して事業を停止しなかつた者

第百九十三條　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第六十九條又は第七十條（第八十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第百二條の規定に違反して書面を携帯せず、又はこれを呈示しなかつた者

三　第百九十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四　第百九十條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百九十四條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の

業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第百九十五條　第百三十六條（第百五十四條において準用する場合を含む。）の規定による裁判所又は調停委員会の呼出を受けた者が、正当な事由がないのに出頭しないときは、調停事件の係属する裁判所は、三千円以下の過料に処することができる。

別表

納付しなければならない者	金額
一　第十八條第二項の規定により試掘権の存続期間の延長の申請をする者	一件につき　二千円
二　第二十一條第一項の規定により鉱業権の設定の出願をする者	
試掘権の設定	一件につき　三千円
採掘鉱区の設定	一件につき　五千円
三　第三十六條第一項の規定により鉱業出願地の増減の出願をする者	
試掘出願地の増加又は増加及び減少	一件につき　二千円
試掘出願地の減少	一件につき　五百円
採掘出願地の増加又は増加及び減少	一件につき・三千円
採掘出願地の減少	一件につき　七百円
四　第四十二條第一項の規定により鉱業出願人の名義の変更の届出をする者	
試掘権の設定	一件につき　千五百円
採掘権の設定	一件につき　二千五百円
五　第四十二條第二項の規定により鉱業出願人の名義の変更の届出をする者	
試掘権の設定	一件につき　百五十円
採掘権の設定	一件につき　二百円
六　第四十五條第一項の規定により鉱区の増減の出願をする者	
試掘鉱区の増加又は増加及び減少	一件につき　二千八百円
試掘鉱区の減少	一件につき　七百円
採掘鉱区の増加又は増加及び減少	一件につき　四千五百円
採掘鉱区の減少	一件につき　千円
七　第五十條第一項又は第二項の規定により採掘鉱区の分割又は合併の出願をする者	一件につき　四千円
八　第六十六條第四項の規定により決定の申請をする者	一件につき　六百円
九　第六十七條の規定による届出をする者	一件につき　二千円
十　第七十六條第四項の規定により租鉱権の存続期間の延長の申請をする者	一件につき　三千円
十一　第七十七條第一項の規定により租鉱権の設定の認可の申請をする者	一件につき　二千円
十二　第七十八條第一項の規定により租鉱区の増減の申請をする者	
租鉱区の増加又は増加及び減少	一件につき　四百円
租鉱区の減少	一件につき　三千円
十三　第九十條の規定により決定の申請をする者	一件につき　千円
十四　第百一條第一項の規定により土地の立入又は竹木の伐採の許可の申請をする者	一件につき　六百円
十五　第百六條第一項の規定により土地の使用又は収用の許可の申請をする者	一件につき　二千円
十六　第百八十六條第一項の規定により実地調査を依頼する者	一件につき　千円

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2　左に掲げる法律は、廃止する。

鉱業法（明治三十八年法律第四十五号）

砂鉱法（明治四十二年法律第十三号）

法律第二百九十号（二五、一二、二〇）

◉鉱業法施行法

（法務総裁・通商産業・建設・内閣総理大臣署名）

（鉱業権）

第一條　鉱業法（明治三十八年法律第四十五号。以下「旧鉱業法」という。）による試掘権は、第三項に規定するものを除き、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号。以下「新法」という。）の施行の日において新法による試掘権となつたものとみなす。

2　旧鉱業法による採掘権又は砂鉱法（明治四十二年法律第十三号。以下「旧砂鉱法」という。）による砂鉱権は、次項に規定するものを除き、新法の施行の日において新法による採掘権となつたものとみなす。

3　旧鉱業法による石油を目的とする試掘権又は採掘権は、新法の施行の日において新法による石油及び可燃性天然ガスを目的とする試掘権又は採掘権となつたものとみなす。

4　旧重要鉱物増産法（昭和十三年法律第三十五号）附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法（以下「旧増産法」という。）第十七條ノ二の規定による使用権又は旧石炭鉱業権等臨時措置法（昭和二十三年法律第百五十四号）附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法（以下「旧措置法」という。）第十七條の規定による使用権（以下「旧使用権」という。）は、試掘鉱区に設定されたものであつても、新法の施行の日において新法による租鉱権となつたものとみなす。

（鉱区の面積等）

第二條　前條第一項から第三項までの規定により新法による鉱業権となつたものとみなされた旧鉱業法による鉱業権（石炭を目的とするものを除く。）の面積については、新法第十四條第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお旧鉱業法第九條第二項及び第三項の規定の例による。但し、その鉱区については、減少、増加及び減少又は分割後の鉱区の面積が新法第十四條第二項の面積を下ることとなるような減少、増加及び減少又は分割をすることができない。

2　前條第二項の規定により新法による採掘権となつたものとみなされた旧砂鉱法による砂鉱権の鉱区の境界（当該砂鉱権の変更後の鉱区の境界を除く。）又は面積については、新法第十四條第二項又は第三項の規定は、適用しない。

（鉱業権の存続期間）

第三條　第一條第一項又は第三項の規定による試掘権となつたものとみなされる試掘権の存続期間は、従前の存続期間の満了の日までとする。但し、新法第十八條第二項から第四項まで及び第十九條の規定の適用を妨げない。

2　前項但書の場合において、新法第十八條第二項の規定の適用については、同項中「二回」とあるのは「一回」と、「三回」とあるのは「二回」と読み替えるものとする。

3　第一項の試掘権であつて、新法の施行の日から四箇月以内に存続期間の満了するものにつき、新法の施行後最初になされる存続期間の延長の申請についての新法第十八條第四項の規定の適用については、同項中「存続期間の満了前三箇月以上六箇月以内」とあるのは「新法の施行の日から一箇月以内」と読み替えるものとする。

4　第一條第四項の規定により新法による租鉱権となつたものとみなされた旧使用権の存続期間は、従前の存続期間の満了の日までとする。但し、新法第七十六條第二項から第四項までの規定の適用を妨げない。

（追加鉱物の掘採）

第四條　新法の施行の際現に石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石若しくは新法第三條第一項に規定する耐火粘土（以下「追加鉱物」という。）を掘採する者又はその承継人は、新法の施行の日から六箇月間は、従前の例によりその掘採を継続することができる。新法の施行の日から六箇月以内に当該掘採者又はその承継人が当該掘採区域について当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をした場

合において、出願の却下若しくは不許可の通知を受けるまで、新法第四十三條の規定によつて許可がその効力を失うまで、又は鉱業権の設定の登録があるまで、当該出願の区域について、また同様とする。

(優先権)

第五條 新法の施行の日の六箇月以前から引き続き追加鉱物を掘採している者又はその承継人が新法の施行の日から六箇月以内に当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、当該掘採区域については、その者は、新法第二十七條の規定にかかわらず、他の出願(第十六條第一項又は第二十二條の規定により新法による出願とみなされた旧鉱業法による出願及び試掘権者がその試掘鉱区と重複してした採掘権の設定の出願を除く。)に対し優先権を有するものとし、且つ、新法第十四條第二項及び第三項、第十六條、第二十九條、第三十條並びに第三十二條の規定は、その出願には、適用しない。

第六條 新法の施行の日の一年以前から引き続き追加鉱物の取得を目的とする土地の使用に関する権利を有している者(土地の所有者を除く。)又はその承継人が新法の施行の日から六箇月以内に当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、当該権利を行使できる土地の区域については、その者は、新法第二十七條の規定にかかわらず、他の出願(前條の規定による出願、第十六條第一項又は第二十二條の規定により新法による出願とみなされた旧鉱業法による出願及び試掘権者がその試掘鉱区と重複してした採掘権の設定の出願を除く。)に対し優先権を有するものとし、且つ、新法第十四條第二項及び第三項、第十六條、第二十九條、第三十條並びに第三十二條の規定は、その出願には、適用しない。但し、当該土地の区域について前條の規定による当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願が許可されたときは、新法第十六條、第二十九條又は第三十條の規定については、この限りでない。

第七條 新法の施行の日から六箇月以内に追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願(前二條の規定による出願を除く。)があつたときは、通商産業局長は、その出願地に係る土地の所有者に対し、その旨を通知しなければならない。

2 土地の所有者が前項の通知の到達の日から三十日以内に当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、その所有する土地の区域については、その者は、新法第二十七條の規定にかかわらず、他の出願(前二條の規定による出願、第十六條第一項又は第二十二條の規定により新法による出願とみなされた旧鉱業法による出願及び試掘権者がその試掘鉱区と重複してした採掘権の設定の出願を除く。)に対し優先権を有するものとし、且つ、新法第十四條第二項及び第三項並びに第三十二條の規定は、その出願には、適用しない。

(重複する区域の出願等)

第八條 第五條又は第六條の規定により試掘権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者がその試掘鉱区と重複して当該追加鉱物を目的とする採掘権の設定の出願をしたときは、その重複する部分については、新法第十六條及び第三十條の規定は、適用しない。

2 前三條の規定により試掘権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者がその試掘鉱区の全部を含む区域について当該追加鉱物を目的とする採掘権の設定の出願をしたときは、新法第十四條第二項の規定は、適用しない。

第九條 第五條若しくは第六條の規定による鉱業権の設定の出願に係る掘採区域若しくは権利を有している土地の区域又は第五條、第六條若しくは前條第一項の規定によりその設定の出願をし、その設定の登録を得た鉱業権の鉱区と重複し、且つ、同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする試掘鉱区の試掘権者がその重複する部分と重複して試掘権の目的となつている鉱物を目的とする採掘権の設定の出願をしたときは、その重複する部分については、新法第十六條及び第三十條の規定は、適用しない。

(重複する鉱区の鉱業権等)

第十條 鉱業権者は、その鉱区が第五條若しくは第六條の規定による鉱業権の設定の出願に係る掘採区域若しくは権利を有している土地の区域又は第五條、第六條若しくは第八條第一項の規定によりその設定の出願をし、その設定の登録を得た追加鉱物を目的とする鉱業権の鉱区と重複するときは、その重複する部分については、新法第五條の規定にかかわら

ず、当該追加鉱物を掘採し、及び取得することができない。

2 前項に規定する場合の外、鉱業権者は、新法の施行の日から六箇月間は、新法第五條の規定にかかわらず、その鉱業権の目的となつている鉱物と同種の鉱床中に存する追加鉱物を掘採し、及び取得することができない。

第十一條 第五條、第六條又は第八條第一項の規定により追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者は、その鉱区が当該追加鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする他人の鉱区と重複するときは、その重複する部分については、新法第五條の規定にかかわらず、当該追加鉱物以外の鉱物を掘採し、及び取得することができない。

(協議及び決定)

第十二條 第五條、第六條又は第八條第一項の規定によりその設定の出願をし、その設定の登録を得た追加鉱物を目的とする鉱業権の鉱区と当該追加鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする鉱業権の鉱区が重複する場合においては、鉱業権者は、その重複する部分において鉱物を掘採しようとするときは、他の鉱業権者と協議しなければならない。

2 前項の協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、鉱業権者は、通商産業局長の決定を申請することができる。

3 新法第四十七條第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

(補償金)

第十三條 新法の施行の際、追加鉱物を掘採する者又は追加鉱物の取得を目的とする土地の使用に関する権利を有する者から契約又は慣習により代償を受けている土地の所有者は、第五條、第六條又は第八條第一項の規定により鉱業権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者に対して、当該追加鉱物の掘採について相当の補償金を請求することができる。

2 前項の場合においては、土地の所有者は、鉱業権者に対して、補償金について相当の担保を提供すべきことを請求することができる。

3 前二項の場合においては、鉱業権者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

4 土地の所有者は、前項の承諾を得ることができないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

5 新法第四十七條第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

(砂金)

第十四條 新法の施行の際旧砂鉱法第六條第一項の規定により砂金を採取する権利を有する採掘権者は、新法第七條の規定にかかわらず、新法の施行の日から三箇月間は、その採掘鉱区(旧砂鉱法第六條第一項但書の砂鉱区と重複する部分を除く。以下この條及び次條において同じ。)内に存する砂金を掘採し、及び取得することができる。次項の規定による届出をした場合において、同項の確認を受けるまで、又は確認しない旨の通知を受けるまで、また同様とする。

2 前項の採掘権者が新法の施行の日から三箇月以内に、省令で定める手続に従い、その採掘鉱区内に砂金が存する旨を通商産業局長に届け出て、その確認を受けたときは、その採掘権者は、新法第七條の規定にかかわらず、その採掘鉱区内に存する砂金を掘採し、及び取得することができる。

第十五條 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱業権者は、その鉱区が前條の規定により砂金を掘採し、及び取得することができる採掘権者の採掘鉱区と重複するときは、その重複する部分については、新法第五條の規定にかかわらず、砂金を掘採し、及び取得することができない。

(鉱業の出願)

第十六條 新法の施行前に旧鉱業法第二十一條の規定によつてした鉱業の出願は、新法第二十一條の規定による鉱業権の設定の出願とみなす。この場合においては、採掘出願人は、新法の施行の日から二箇月以内に、予想される鉱害の範囲及び態様について記述する書面を提出しなければならない。

2 前項の鉱業の出願に関しては、出願の区域の面積については、新法第十四條第二項の規定にかかわらず、なお旧鉱業法第九條第二項の例による。

(砂鉱の出願)

第十七條 新法の施行前に旧砂鉱法第八條の規定によ

つてした砂鉱の出願は、新法第二十一條の規定による採掘権の設定の出願とみなす。この場合においては、砂鉱出願人は、新法の施行の日から二箇月以内に、新法第二十二條の規定による鉱床説明書を提出しなければならない。

2　前項の砂鉱の出願については、新法第十四條第一項又は第三項の規定は、適用しない。

（許可の通知）

第十八條　新法の施行前に旧鉱業法又は旧砂鉱法に基く命令の規定によつてした鉱業又は砂鉱の出願を許可すべきものと決定した旨の通知は、新法第四十三條の鉱業権の設定の出願の許可の通知とみなす。

（鉱種名の更正）

第十九條　新法の施行前に旧鉱業法に基く命令の規定によつてした鉱種名の更正の出願は、新法第六十七條の規定による届出とみなす。

（訂正の出願）

第二十條　新法の施行前に旧鉱業法第二十五條第一項（同法第三十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定によつてした訂正の出願の命令に基く出願については、なお従前の例による。

第二十一條　新法の施行前に旧鉱業法第二十六條（同法第三十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定によつてした訂正の出願については、なお従前の例による。

（増減の出願）

第二十二條　新法の施行前に旧鉱業法第二十七條（同法第三十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定によつてした鉱区の増減の出願は、新法第三十六條又は第四十五條の規定による鉱業出願地又は鉱区の増減の出願とみなす。この場合においては、第十六條第一項後段及び第二項の規定を準用する。

第二十三條　新法の施行前に旧砂鉱法第二十三條において準用する旧鉱業法第二十七條又は旧砂鉱法第十一條の規定によつてした砂鉱出願地又は砂鉱区の増減の出願は、新法第三十六條又は第四十五條の規定による採掘出願地又は採掘鉱区の増減の出願とみなす。この場合においては、第十七條第一項後段及び第二項の規定を準用する。

（掘進坑区の出願等）

第二十四條　新法の施行前に旧鉱業法第二十八條第一項又は第二項の規定によつてした掘進坑区の出願については、なお従前の例による。

（改正の出願の命令等）

第二十五條　新法の施行前に旧鉱業法第三十八條第一項（旧砂鉱法第二十三條において準用する場合を含む。）の規定によつてした鉱区又は砂鉱区の改正の出願の命令及びこれに基く出願については、なお従前の例による。

（錯誤の許可）

第二十六條　新法の施行前に錯誤により鉱業の出願又は砂鉱の出願を許可したときは、通商産業局長は、その錯誤を訂正するため、鉱業権の取消又は変更の処分をしなければならない。

（鉱業権等の取消）

第二十七條　新法第五十三條から第五十五條まで及び第八十三條第一項の規定は、旧鉱業法、旧砂鉱法、旧増産法又は旧措置法中にこれに相当する規定がある場合に限り、新法の施行前に生じた事由についても、適用する。

（施業案）

第二十八條　新法の施行前に旧鉱業法第四十四條第一項（旧砂鉱法第二十三條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けた施業案は、新法第六十三條第一項の規定により届出をし、又は同條第二項の規定により認可を受けたものとみなす。

第二十九條　新法の施行前に旧鉱業法第四十五條第一項（旧砂鉱法第二十三條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定によつてした施業案の変更の命令は、新法第百條第二項の規定による施業案の変更の命令とみなす。

（事業の着手）

第三十條　旧鉱業法による鉱業権者若しくは旧砂鉱法による砂鉱権者が新法の施行の際まだ事業に着手していないとき、又は旧増産法第十七條ノ二の規定による使用権者若しくは旧措置法第十七條の規定による使用権者（以下「旧使用権者」という。）が新法の施

行の際まだ事業に着手しておらず、若しくはその事業を休止しているときは、新法第六十二條第一項又は第八十六條の規定の適用については、これらの規定の期間は、新法の施行の日から起算するものとする。

2　旧鉱業法による鉱業権者又は旧砂鉱法による砂鉱権者が新法の施行の際その事業を休止している場合において、新法の施行の日から二箇月以内に、期間を定め、事由を具して通商産業局長に申請し、その認可を受けたときは、新法第六十二條第三項の認可を受けたものとみなす。

（障害物の除却）

第三十一條　新法の施行前に旧鉱業法第五十三條第一項（旧砂鉱法第十七條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項、同法同條第三項において準用する旧砂鉱法第十七條及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた障害物の除却については、なお従前の例による。

（土地の使用）

第三十二條　新法の施行の際現に旧鉱業法第五十六條第一項（旧砂鉱法第十七條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項、同法同條第三項において準用する旧砂鉱法第十七條及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定により他人の土地を使用している者は、旧鉱業法第六十五條（旧砂鉱法第十七條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項、同法同條第三項において準用する旧砂鉱法第十七條及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）に相当する規定がある場合に限り、新法の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、引き続き使用することができる。

2　新法の施行の際現に旧鉱業法第五十六條第一項（旧砂鉱法第十七條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項、同法同條第三項において準用する旧砂鉱法第十七條及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定により他人の土地を使用している者は、新法第百四條の規定により使用することができる。

（砂鉱区内の土地の使用）

第三十三條　新法の施行の際現に旧砂鉱法第十二條の規定による補償金を拂い渡して他人の土地を使用している者は、同法第十六條に規定する場合を除き、新法第百四條の規定により使用しているものとみなす。

（砂鉱区の鉱区の重複）

第三十四條　新法の施行前に旧砂鉱法第五條第一項の規定による協議がととのつているときは、新法第六十六條第一項の規定による承諾があり、又は同條第二項の規定による協議がととのつているものとみなす。

（鉱害）

第三十五條　新法第六章の規定は、新法の施行前の作業によつて新法の施行後に生じた損害にも、適用する。

2　新法の施行前に旧鉱業法第七十四條ノ二、第七十四ノ三、第七十四條ノ八及び第七十四條ノ九（以上の各規定を旧砂鉱法第二十三條、旧増産法第十七條ノ二十二第一項及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて生じた旧鉱業法による鉱業権者、旧砂鉱法による砂鉱権者又は旧使用権者の賠償の責任については、なお従前の例による。

3　新法の施行の際既に消滅している旧鉱業法による鉱業権又は旧砂鉱法による砂鉱権の鉱業権者又は砂鉱権者であつた者の賠償の責任については、なお従前の例による。

4　新法第百九條第三項から第五項まで及び第百十條第二項の規定は、第二項の規定により賠償の責任を有する旧鉱業法による鉱業権者若しくは旧砂鉱法による砂鉱権者の旧鉱業法による鉱業権若しくは旧砂鉱法による砂鉱権であつて、第一條第一項から第三項までの規定により新法による鉱業権となつたものとみなされたものが譲り渡され、若しくはこれに租鉱権が設定された場合又は第二項の規定により賠償の責任を有する旧使用権者の旧使用権であつて、第一條第四項の規定により新法による租鉱権となつたものとみなされたものが消滅した場合にも、適用する。

（損害賠償の予定）

第三十六條　新法第百十四條の規定は、新法の施行前にした損害賠償の額の予定又は予定された賠償額の支拂にも、適用する。

（供託物）

第三十七條　新法の施行の際現に旧鉱業法第七十四條ノ四第一項（旧増産法第十七條ノ二十二第二項及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定により供託されている物は、新法第百十七條第一項の規定により供託されたものとみなす。

（訴願）

第三十八條　新法の施行前に旧鉱業法第八十九條又は第九十一條（以上の各規定を旧砂鉱法第二十三條において準用する場合を含む。）の規定により提起した訴願については、なお従前の例による。

（旧使用権と抵当権との関係）

第三十九條　第一條第四項の規定により新法による租鉱権となつたものとみなされた旧使用権は、その登録前に当該鉱業権について登録し、又は当該鉱業権の属する鉱業財団について登記した抵当権者に対しても、その効力を有する。

2　新法第九十八條第一項第三号及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（経過規定の効力）

第四十條　鉱業法中改正法律（昭和九年法律第三十七号）附則第四項及び第五項、鉱業法中改正法律（昭和十四年法律第二十三号）附則第三項並びに鉱業法中改正法律（昭和十五年法律第百二号）附則第六條及び第七條の規定は、新法の施行後でも、なおその効力を有する。

2　前項の規定によりなおその効力を有する鉱業法中改正法律（昭和九年法律第三十七号）附則第五項又は鉱業法中改正法律（昭和十五年法律第百二号）附則第七條第二項の規定の適用については、旧砂鉱法第十三條及び第十五條の規定は、新法の施行後でも、なおその効力を有する。

3　鉱業法中改正法律（昭和十五年法律第百二号）附則第十三條又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）附則第十三項の規定により旧鉱業法第四十四條第一項の規定による認可を受けた施業案は、新法第六十三條第二項の規定による認可を受けたものとみなす。

4　旧増産法附則第三項及び旧措置法附則第三項の規定の適用については、第一條第四項の規定により新法による租鉱権となつたものとみなされた旧使用権は、消滅するものとみなす。

第四十一條　旧鉱業法附則第百二十條の規定による届出に係る坑井から噴出する含油層と密接な関係のある可燃性天然ガスについては、新法の規定は、適用しない。

（旧鉱業法等の規定による処分等の効力）

第四十二條　第十六條から第十九條まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十二條第二項及び第三十四條に規定する場合の外、新法の施行前に旧鉱業法、旧砂鉱法、旧増産法又は旧措置法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中これに相当する規定があるときは、新法によつてしたものとみなす。

（通商産業省設置法の改正）

第四十三條　通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十二号中「鉱業又は砂鉱業の」を「鉱業権の設定等に関する」に改め、「又は砂鉱権者」を削る。

第二十四條第十号中「鉱業又は砂鉱業」を「鉱業権の設定等」に改める。

第二十五條第四項中「若しくは砂鉱業」を削る。

第二十七條を次のように改める。

（附属機関）

第二十七條　通商産業局に、附属機関として、地方鉱害賠償基準協議会を置く。

2　地方鉱害賠償基準協議会については、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の定めるところによる。

第三十七條第一号中「鉱業又は砂鉱業」を「鉱業権の設定等」に改める。

第四十一條第一項の表中鉱業法令改正審議会の部を削る。

（鉱山保安法の改正）

第四十四條　鉱山保安法の一部を次のように改正する。

目次中「（第一條―第三條）」を「（第一條―第三條の二）」に、「（第四條―第三十一條）」を「（第四條―第三十一條の二）」に改める。

第二條第一項を削り、同條第二項を第一項とし、同項を次のように改め、同條第三項及び第四項を一項ずつ繰り上げ、同條第五項中「第三項但書」を「第二項但書」に改め、同項を第四項とする。

この法律において「鉱業権者」とは、鉱業権者及び租鉱権者をいう。

第一章中第三條の次に次の一條を加える。

（処分等の効力）

第三條の二　この法律（この法律に基く省令を含む。以下本條において同じ。）の規定によつてした処分及び鉱業権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、鉱業権者の承継人に対しても、その効力を有する。

2　租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、この法律の規定によつてした処分及び採掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対しても、その効力を有する。

3　租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、この法律の規定によつてした処分及び租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、採掘権の範囲内において、採掘権者に対しても、その効力を有する。但し、採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合は、この限りでない。

第二十二條第一項を次のように改める。

鉱山保安監督部長は、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三條（同法第八十七條において準用する場合を含む。）の規定による施業案中保安に関する事項の実施を監督する。

第三十一條中「第二條第三項及び第四項」に改める。

第二章中第三十一條の次に次の一條を加える。

（緊急土地使用）

第三十一條の二　鉱業権者は、保安に関する急迫の危険を防ぐため必要があるときは、鉱山保安監督部長の許可を受けて、直ちに他人の土地に立ち入り、又は一時これを使用することができる。

2　前項の場合には、鉱業権者は、すみやかにその旨をその土地の占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により、他人の土地に立ち入り、又はこれを使用しようとする者は、鉱山保安監督部長の許可を受けたことを証する書面を携帯し、土地の占有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4　第一項の規定により、他人の土地に立ち入り、又は一時これを使用した者は、時価により、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

第三十二條の見出し中「保安監督部」を「鉱山保安監督部」に改める。

第三十六條第一項中「（以下「保安監督部長」という。）」を削り、同條第二項中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長」に改める。

第四十條第一項中「（昭和二十五年法律第二百八十九号）」を削る。

部長」を「鉱山保安監督部長」に改める。

第四十五條の見出し中「保安協議会」を「鉱山保安協議会」に改め、同條中「地方鉱山保安協議会」を「地方鉱山保安協議会（以下「地方協議会」という。）」に改める。

第四十六條第二項中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長」に、「地方鉱山保安協議会（以下「地方協議会」という。）」を「地方協議会」に改め、同條第三項中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長」に改める。

第四十七條中「三十人」を「四十二人」に改める。

第四十八條中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長」に改める。

第五十七條中第四号を第五号とし、第四号として次の一号を加える。

四　第三十一條の二第三項の規定に違反して書面を携帯せず、又はこれを呈示しなかつた者

（石油資源開発法の改正）

第四十五條　石油資源開発法（昭和十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「石油ヲ目的トスル」を「石油（可燃性天然ガスヲ含ム以下之ニ同ジ）ヲ目的トスル」に改める。

（鉱業抵当法の改正）

第四十六條　鉱業抵当法（明治三十八年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「鉱山監督署長」を「通商産業局長」に改め、同條第五項及び第六項を次のように改め

る。

競落ヲ許ス決定ガ確定シタルトキハ採掘権ノ取消ハ其ノ効力ヲ生ゼザリシモノト看做ス

前四項ノ規定ハ鉱業法第五十二條乃至第五十四條ノ規定ニ依ル採掘権ノ取消ニ関シテハ之ヲ適用セズ

第五條中「採掘権者ガ廃業シタルトキ」を「採掘権ノ放棄ニ因ル消滅ノ登録アリタル」に改める。

（貴金属管理法の改正）

第四十七條 貴金属管理法（昭和二十五年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「（砂鉱を含む。）」を削る。

（帝国鉱業開発株式会社法の改正）

第四十八條 帝国鉱業開発株式会社法（昭和十四年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「（砂鉱業ヲ含ム以下之ニ同ジ）」を削る。

（商法の改正）

第四十九條 商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「若ハ砂鉱業」を削る。

（国有財産法の改正）

第五十條 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第五号中「、砂鉱権」を削る。

（相続税法の改正）

第五十一條 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第二号中「又は砂鉱権」及び「又は砂鉱区」を削る。

（登録税法の改正）

第五十二條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十四條中「鉱業権（砂鉱ヲ目的トスル鉱業権ヲ除ク）」に改め、同條第二号中「増区又ハ増減区」を「鉱区ノ増加又ハ増加及減少」に、「減区」を「鉱区ノ減少」に改め、同條第三号ノ二から第三号ノ五までを削り、同條第四号及び第五号を次のように改め、同條第六号ノ二及び第六号ノ四中「採掘権ヲ目的トスル使用権」を「租鉱権」に改め、同條第六号ノ三中「採掘権ヲ目的トスル使用権」を「租鉱権」に、「増区又ハ増減区」を「租鉱区ノ増加又ハ増加及減少」に、「減区」を「租鉱区ノ減少」に改め、同條第七号中「第三十五條第二項」を「第五十一條」に改め、同條第十二号中「、使用権」を削り、同條第十三号中「廃業」を「放棄」に改め、同條第十三号ノ二中「使用権」を「租鉱権」に改める。

四　採掘権ノ設定　毎一件　金一万二千円

五　採掘権ノ変更

鉱区ノ増加又ハ増加及減少　毎一件　金六千円

鉱区ノ減少　毎一件　金千二百円

鉱区ノ合併　毎一件　金三千円

鉱区ノ分割　設定鉱区　毎一箇　金三千円

第十五條中「砂鉱業」を「砂鉱ヲ目的トスル鉱業権」に、「砂鉱業原簿」を「鉱業原簿」に改め、同條第一号及び第二号を次のように改め、同條第三号中「砂鉱権」を「砂鉱ヲ目的トスル鉱業権」に改め、同條第三号ノ二中「使用権」を「砂鉱ヲ目的トスル租鉱権」に、「採取区域」を「砂鉱ヲ目的トスル租鉱権」に改め、同條第三号ノ三中「使用権」を「砂鉱ヲ目的トスル租鉱権」に、「増区」を「租鉱区ノ増加」に、「採取区域」を「租鉱区」に、「減区」を「租鉱区ノ減少」に改め、同條第三号ノ四及び第九号ノ二中「使用権」を「砂鉱ヲ目的トスル租鉱権」に改め、同條第四号中「砂鉱区ノ合併又ハ分割ノ出願ニ付砂鉱法」を「鉱業法第五十一條」に改め、同條第八号中「砂鉱権、使用権」を「砂鉱ヲ目的トスル鉱業権」に改め、同條第九号中「廃業」を「放棄」に、「砂鉱権」を「砂鉱ヲ目的トスル鉱業権」に改める。

一　砂鉱ヲ目的トスル鉱業権ノ設定

鉱区　河床ハ毎二里迄　金九百円

其ノ他ハ毎十万坪迄

二　砂鉱ヲ目的トスル鉱業権ノ変更

鉱区ノ増加　河床ハ毎二里迄　金九百円

鉱区　其ノ他ハ毎十万坪迄

鉱区ノ減少　毎一件　金六十円

但シ鉱区ノ増加ト同時ニ為ス鉱区ノ減少ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

鉱区ノ合併　毎一件　金百八十円

鉱区ノ分割　設定鉱区　毎一箇　金百八十円

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた登録税については、なお従前の例による。

（富裕税法の改正）

第五十三條 富裕税法（昭和二十五年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「又は砂鉱権」及び「又は砂鉱区」を削る。

（地方税法の改正）

第五十四條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第六号中「及び砂鉱の採取の」を削る。

第三十條第七項中「鉱業権（土石を採掘し、又は採取する権利を含む。）、砂鉱権」を「鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。）」に改める。

第百七十八條中「又は砂鉱区」を削り、「又は延長」を「（河床に存する砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区にあつては、その河床の延長）」に改め、「又は砂鉱区」及び「又は砂鉱権者」を削る。

第百八十條第一項中第一号を次のように改め、第二号を削り、第三号中「砂鉱区」を「砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区」に改め、同号を第二号とする。

一　砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区

試掘鉱区　面積千坪ごとに　年額　三十円

採掘鉱区　面積千坪ごとに　年額　六十円

第百八十三條第三項中「又は砂鉱区」を削る。

第百九十五條中「又は砂鉱区」、「又は旧砂鉱権者」及び「又は新砂鉱権者」を削る。

第四百八十九條第一項中「若しくは砂鉱の採取」を「若しくは砂鉱」に、「金鉱、砂金鉱」を「金鉱、砂金」に改める。

第五百十九條中「又は砂鉱の採取」を削り、同項第三号中「及び砂鉱の採取の」を削る。

第七百四十三條第八号中「及び砂鉱の採取の」を削る。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた鉱区税の連帯納付義務については、地方税法第百九十五條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国立公園法の改正）

第五十五條 国立公園法（昭和六年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八條第二項第三号中「、砂鉱の採取」を削る。

（労働基準法の改正）

第五十六條 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「砂鉱業、」を削る。

第五十五條の二中「第二條第二項及び第四項」を「第二條第二項及び第四項」に改める。

（労働者災害補償保険法の改正）

第五十七條 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第一号中「砂鉱業、」を削る。

（火薬類取締法の改正）

第五十八條 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第四号中「（明治三十八年法律第四十五号）」を「（昭和二十五年法律第二百八十九号）」に改める。

（外国人の財産取得に関する政令の改正）

第五十九條 外国人の財産取得に関する政令（昭和二十四年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「、砂鉱権若しくはこれら」を「若しくはこれ」に改める。

（罰則の適用）

第六十條 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用に関しては、新法附則第二項並びに第四十四條、第四十七條、第五十五條、第五十八條及び前條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この法律は、新法の施行の日から施行する。

（内閣総理大臣・法務総裁・大蔵・厚生・通商産業・労働大臣・経済安定本部総裁署名）

法律第二百九十一号（二五、一二、二〇）

◉採石法

目次

第一章　総則（第一條―第三條）
第二章　採石権（第四條―第三十一條）
第三章　採石業（第三十二條―第三十四條）
第四章　土地の使用（第三十五條―第三十七條）
第五章　異議の申立及び裁定の申請（第三十八條・第三十九條）
第六章　補則（第四十條―第四十二條）
第七章　罰則（第四十三條―第四十五條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、採石権の制度を創設し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによつて公共の福祉の増進に寄與することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「岩石」とは、花こう岩、せん緑岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、むき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じや紋岩、結晶片岩、ペントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母及びひる石をいう。

（行為の効力）

第三條　この法律の規定によつてした処分、手続その他の行為は、採石権者、岩石の採取の事業（以下「採石業」という。）を行う者（以下「採石業者」という。）又は土地の所有者その他土地に関して権利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

第二章　採石権

（内容及び性質）

第四條　採石権者は、設定行為をもつて定めるところに従い、他人の土地において岩石を採取する権利を有する。

2　採石権は、その内容が地上権又は永小作権による土地の利用を妨げないものに限り、これらの権利の目的となつている土地にも、設定することができる。但し、地上権者又は永小作権者の承諾を得なければならない。

3　採石権は、物権とし、地上権に関する規定を準用する。

（存続期間）

第五條　採石権の存続期間は、設定行為をもつて定めることを要する。

2　前項の存続期間は、二十年以内とする。若し二十年より長い期間をもつて採石権を設定したときは、その存続期間は、二十年に短縮する。

第六條　前條の期間は、更新することができる。但し、更新の時から二十年をこえることができない。

（採石料の増減）

第七條　採石料が岩石の価格の変動又は土地に対する租税その他の公課の増減によつて著しく不相当となつたときは、当事者は、将来に向つてその増減を請求することができる。

（土地の返還）

第八條　採石権者は、採石権が消滅したときは、その土地を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、土地を返還しなければならない。

2　民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百八條第二項（有益費の償還）の規定は、前項の場合に準用する。

（協議）

第九條　採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者は、採石権の設定又は譲受について、省令で定める手続に従い、通商産業局長の許可を受けて、土地の所有者及び土地に関して第三者に対抗することができる権利を有する者（以下「権利者」という。）又は採石権者に対し協議することができる。

2　採石権の消滅後一年以内は、採石権者であつた者は、その採石権が設定されていた土地について前項の許可を申請することができない。

（許可の基準）

第十條　通商産業局長は、左に掲げる場合においては、前條第一項の許可をしてはならない。

一　その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんが

い、排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地又は建物の敷地であるとき。

二　他にその土地において採石業を行つている者があるとき。

2　通商産業局長は、前條第一項の許可をする場合においてその土地が保安林であるときは、あらかじめ関係都道府県知事に協議しなければならない。

（許可の通知）

第十一條　通商産業局長は、第九條第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を土地の所有者及び権利者その他土地に関して権利を有する者又は採石権者に通知しなければならない。

（決定の申請）

第十二條　採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者は、第九條第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、省令で定める手続に従い、通商産業局長の決定を申請することができる。

（申請書の副本の交付等）

第十三條　通商産業局長は、前條の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を土地の所有者及び権利者又は採石権者に交付し、且つ、申請の要旨を土地に関して権利を有する者で権利者以外の者に通知しなければならない。

2　通商産業局長は、前項の規定により申請書の副本を交付したときは、直ちに次條第一項又は第二項の規定による処分の制限の登記を嘱託しなければならない。

（処分の制限）

第十四條　土地の所有者は、採石権が設定されることによつてその土地を従来用いていた目的に供することができなくなるときは、通商産業局長に対し、採石権を設定すべき旨を定める決定をする場合においては、これに代えてその土地を買い取るべき旨を定める決定をすべきことを申請することができる。土地の一部を買い取ることによつて残地を従来用いていた目的に供することができなくなる場合においても、同様とする。

2　権利者は、権利が変更されることによつて変更後の権利を従来用いていた目的に供することができなくなるときは、通商産業局長に対し、決定において権利を変更すべき旨を定める場合においては、これとともにその変更後の権利を買い取るべき旨を定めるべきことを申請することができる。

3　通商産業局長は、前二項の規定による申請があつたときは、この旨を採石権の設定を受けようとする者に通知しなければならない。

（買取）

第十五條　土地の所有者は、採石権が設定されることによつてその土地を従来用いていた目的に供することができなくなるときは、通商産業局長に対し、採石権を設定すべき旨を定める決定をすべきことを申請することができる。

2　採石権者は、前條第一項の規定による申請書の副本の交付を受けた後は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、第二十六條第一項の規定により第十二條の決定がその効力を失うまで、又は第十二條若しくは次條第一項の決定に基く採石権の設定若しくは土地の所有権の移転の登記の申請があるまでは、通商産業局長の許可を受けなければ、その土地に新たな権利を設定することができない。

3　第十二條の規定による決定の申請をした者は、前條第一項の規定による申請書の副本の交付があつた後において事業を廃止し、又は変更したときは、その事業の廃止又は変更によつて土地の所有者又は採石権者が受けた損失を補償しなければならない。

（決定の基準）

第十六條　通商産業局長は、左に掲げる場合においては、採石権を設定し、又は権利者の権利を変更し、若しくは消滅させるべき旨を定める決定をしてはならない。

一　第十條第一項各号に掲げる場合

二　その土地における岩石の採取が保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、

林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するとき。

三　その土地における岩石の採取が経済的に価値がないとき。

四　その土地における岩石の採取が他人の採石業を妨害するとき。

2　通商産業局長は、採石権を設定すべき旨を定める決定をしようとする場合において、前條第一項の規定による申請があり、且つ、その土地を従来用いていた目的に供することができなくなると認めるときは、決定においてその変更後の権利を買い取るべき旨を定めなければならない。

4　通商産業局長は、左に掲げる場合でなければ、採石権を譲り渡すべき旨を定める決定をしてはならない。

一　採石権者が天災その他避けることができない事由がないのに引き続き二年以上採石業を休止しているとき。

二　採石権者が現に採石業を行つておらず、且つ、六箇月以内に採石業に着手する見込がないとき。

（聽聞）

第十七條　通商産業局長は、第十二條又は第十五條第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者並びに土地の所有者及び権利者その他土地に関して権利を有する者又は採石権者の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

2　通商産業局長は、前項の聽聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聽聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3　聽聞に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

（土地調整委員会の承認）

第十八條　通商産業局長は、第十二條又は第十五條第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ土地調整委員会の承認を得なければならない。

（決定事項）

第十九條　通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、採石権を設定し、又は権利者の権利を変更し、若しくは消滅させるべき旨を定める決定をしなければならない。

一　採石権を設定すべき土地の区域

二　採石権の設定の時期

三　採石権の存続期間

四　採石料並びにその支拂の時期及び方法

五　変更し、又は消滅させるべき権利者の権利及び変更すべき権利者の権利については、その範囲

六　変更後の権利を買い取るべき旨を定めるときは、その買い取るべき変更後の権利、買取の時期、対価並びにその支拂の時期及び方法

七　土地の所有者及び権利者その他土地に関して権利を有する者に支拂うべき補償金並びにその支拂の時期及び方法

2　通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、土地を買い取るべき旨を定める決定をしなければならない。

一　買い取るべき土地の区域

二　土地の買取の時期

三　対価及び権利者その他土地に関して権利を有する者に支拂うべき補償金並びにその支拂の時期及び方法

四　前項第五号及び第六号に掲げる事項

3　通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、採石権を譲り渡すべき旨を定める決定をしなければならない。

一　譲り渡すべき採石権の目的となつている土地の所在地及びその範囲

二　採石権の譲渡の時期

三　対価並びにその支拂の時期及び方法

（決定の方式）

第二十條　第十二條又は第十五條第一項の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

い。

2　通商産業局長は、第十二條又は第十五條第一項の決定をしたときは、決定書の謄本を採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者並びに土地の所有者及び権利者その他土地に関して権利を有する者又は採石権者に交付しなければならない。

（決定の効果）

第二十一條　第十二條又は第十五條第一項の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、採石権の設定を受けようとする者と土地の所有者及び権利者その他土地に関して権利を有する者との間に採石権の設定、土地の買取又は権利者の権利の変更、消滅若しくは買取について、採石を譲り受けようとする者と採石権者との間に採石権の譲受について、それぞれ協議がととのつたものとみなす。

（許可の失効）

第二十二條　第九條第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわない場合において、同項の許可の後六箇月以内に第十二條の規定による決定の申請がなかつたときは、許可は、その効力を失う。

（補償金）

第二十三條　第十九條第一項第七号又は第二項第三号の補償金の額は、左に掲げる損失又は費用に相当するものでなければならない。

一　採石権が設定されることによつて土地の所有者が通常受けるべき損失（採石料として支拂われる分を除く。）

二　権利者の権利が変更され、又は消滅させられることによつて権利者が通常受けるべき損失

三　採石権が設定され、又は土地が買い取られることによつて権利者その他土地に関して権利を有する者が通常受けるべき損失

四　採石権が設定され、土地が買い取られ、又は権利者の権利が変更されることによつてその他土地に関して権利を有する者が通常受けるべき損失

五　採石権が設定され、土地が買い取られ、又は権利者の権利が変更されることによつて残地又は変更後の権利に関して生ずべき損失

通路、みぞ、さくその他の工作物の新築、改築、増築又は修繕の費用

（担保の提供）

第二十四條　第十二條の決定に基き採石権の設定を受けた者が定期に、又は分割して採石料を支拂うべきときは、土地の所有者は、採石権者となつた者に対し、採石料について相当の担保を提供すべきことを請求することができる。この場合においては、採石権者となつた者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

2　土地の所有者は、前項の承諾を得ることができないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

3　前項の決定があつたときは、採石権者となつた者が通常受けるべき損失（採石料として支拂われる分を除く。）

4　第十三條第一項、第十七條及び第二十條の規定は、第二項の決定に準用する。

（供託）

第二十五條　第十二條又は第十五條第一項の決定において権利者の権利を変更し、又は消滅させるべき旨を定めた場合において、その権利について先取特権、質権又は抵当権が存するときは、補償金を支拂うべき者は、その補償金を供託しなければならない。但し、先取特権者、質権者又は抵当権者の承諾を得たときは、この限りでない。

2　前項の場合においては、先取特権者、質権者又は抵当権者は、供託金に対しても、その権利を行うことができる。

（決定等の失効）

第二十六條　採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者が支拂の時期までに採石料（採石料を定期に、又は分割して支拂うべきときは、その最初に支拂うべき分）、補償金又は対価の支拂をしないときは、第九條第一項の許可及び同項の規定による協議、第十二條若しくは第十五條第一項の決定又は第三十九條第一項の裁定は、その効力を失う。

2　前項の規定は、土地の所有者若しくは権利者その他土地に関して権利を有する者又は採石権者が損害賠償の請求をすることを妨げるものではない。

（処分の制限の登記のまつ消）

第二十七條　通商産業局長は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定をしたとき、前條第一項の規定により第十二條若しくは第十五條第一項の決定若しくは第三十九條第一項の裁定がその効力を失つた場合において、土地の所有者若しくは採石権者の申請があつたとき、又は第十九條第一項第二号の採石権の設定の時期、同條第二項第二号の土地の買取の時期若しくは同條第三項第二号の採石権の譲渡の時期が到来したときは、第十三條第二項の処分の制限の登記のまつ消を嘱託しなければならない。

（存続期間の更新の決定）

第二十八條　採石権者は、土地の所有者と採石権の存続期間の更新に関して協議することができず、又は協議がととのわないときは、省令で定める手続に従い、存続期間の満了前三箇月以上六箇月以内に、通商産業局長の決定を申請することができる。

第二十九條　通商産業局長は、左に掲げる場合においては、採石権の存続期間を更新すべき旨を定める決定をしてはならない。

一　採石権者が採石料を支拂うべき場合において、その支拂を怠つているとき。

二　採石権者が引き続き二年以上採石業を休止したとき。

三　第十六條第一項各号に掲げる場合

2　通商産業局長は、採石権の存続期間を更新すべき旨を定める決定においては、更新後の存続期間を定めなければならない。

（準用）

第三十條　第十三條第一項、第十四條第一項、第十五條第一項及び第三十六條第二項、第十六條第二項、第十七條、第十八條、第十九條第二項、第二十條、第二十一條、第二十四條並びに第二十六條の規定は、第二十八條の決定に準用する。

（決定に基く登記）

第三十一條　第十二條の決定による採石権の設定若しくは移転、第十五條第一項の決定による土地の所有権の移転、第十二條若しくは第十五條第一項の決定による採石権以外の権利の移転又は第二十八條の決定による採石権の存続期間の更新の登記は、登記権利者だけで申請することができる。

2　第十二條又は第十五條第一項の決定において、土地に関する所有権以外の権利を変更し、又は消滅させるべき旨を定めたときは、当該権利の変更の登記又は当該権利に関する登記のまつ消は、採石権の設定を受けた者又は土地を買い取つた者からも、申請することができる。

3　前二項の規定による申請書には、補償金又は対価（採石権の設定の登記については、補償金及び最初に支拂うべき採石料）の受取証又は供託受領証を添附しなければならない。但し、採石権の存続期間の更新の登記の申請書については、この限りでない。

4　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第百三條ノ二（土地の收用の場合の登記）の規定は、第一項及び第二項の登記に準用する。

5　不動産登記法第五十六條第一項及び第百四十六條第一項（利害関係人の承諾書等）の規定は、第二項の登記については、適用しない。

第三章　採石業

（届出）

第三十二條　採石業者は、採石業に着手したときは、遅滞なく、その採取場の位置及び着手の年月日を通商産業局長に届け出なければならない。

2　採石業者は、採石業を休止し、開始し、又は廃止したときは、その旨を通商産業局長に届け出なければならない。

（公益の保護）

第三十三條　通商産業局長は、岩石の採取のための土地の掘さく又は廃石のたい積により公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反すると認めるときは、採石業者に対し、その防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2　通商産業局長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該採石業者の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

3　通商産業局長は、前項の聽聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聽聞の期日及び場所を当該採石業者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4　聽聞に際しては、採石業者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

（鉱業権者との協議）

第三十四條　採石業を行う土地の区域と鉱区とが重複するときは、採石業者又は鉱業権者（租鉱区については、租鉱権者。以下同じ。）は、事業の実施について、鉱業権者又は採石業者に対し協議することができる。

2　採石業者又は鉱業権者は、前項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

3　通商産業局長は、前項の規定による決定の申請があつたときは、その申請書の副本を鉱業権者又は採石業者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

4　通商産業局長は、前項の聽聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聽聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

5　聽聞に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

6　通商産業局長は、第二項の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

7　第二項の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、当事者の間に協議がととのつたものとみなす。

第四章　土地の使用

（使用の目的）

第三十五條　採石業者は、岩石の採取を行う土地又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的のため利用することが必要且つ適当であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、これを使用することができる。但し、第二号に掲げる目的のため利用する場合においては、その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地、建物の敷地、農地又は保安林でないときに限る。

一　鉄道、軌道、索道、道路その他岩石の運搬用の施設の開設

二　廃石の捨場の設置

（許可及び公告）

第三十六條　採石業者は、前條の規定により他人の土地を使用しようとするときは、省令で定める手続に従い、通商産業局長に申請して、その許可を受けなければならない。

2　通商産業局長は、前項の規定による許可の申請があつたときは、関係都道府県知事に協議するとともに、採石業者並びに土地の所有者及び土地に関して権利を有する者の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

3　通商産業局長は、前項の聽聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聽聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4　聽聞に際しては、採石業者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

（鉱業権者との協議）

第三十四條　採石業を行う土地の区域と鉱区とが重複するときは、採石業者又は鉱業権者（租鉱区については、租鉱権者。以下同じ。）は、事業の実施について、鉱業権者又は採石業者に対し協議することができる。

2　採石業者又は鉱業権者は、前項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

3　通商産業局長は、前項の規定による決定の申請があつたときは、その申請書の副本を鉱業権者又は採石業者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

4　通商産業局長は、前項の聽聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聽聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

5　聽聞に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

6　通商産業局長は、第二項の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

7　第二項の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、当事者の間に協議がととのつたものとみなす。

第四章　土地の使用

（使用の目的）

第三十五條　採石業者は、岩石の採取を行う土地又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的のため利用することが必要且つ適当であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、これを使用することができる。但し、第二号に掲げる目的のため利用する場合においては、その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地、建物の敷地、農地又は保安林でないときに限る。

一　鉄道、軌道、索道、道路その他岩石の運搬用の施設の開設

二　廃石の捨場の設置

（許可及び公告）

第三十六條　採石業者は、前條の規定により他人の土地を使用しようとするときは、省令で定める手続に従い、通商産業局長に申請して、その許可を受けなければならない。

2　通商産業局長は、前項の規定による許可の申請があつたときは、関係都道府県知事に協議するとともに、採石業者並びに土地の所有者及び土地に関して権利を有する者の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

3　通商産業局長は、前項の聽聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聽聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4　聽聞に際しては、採石業者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

5　通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、左に掲げる事項を公告しなければならない。

一　土地を使用しようとする者の氏名又は名称及び住所

二　使用の目的

三　使用しようとする土地の所在地及び区域

（土地收用法の適用）

第三十七條　第三十五條の規定による土地の使用に関しては、この法律に別段の定がある場合を除く外、土地收用法（明治三十三年法律第二十九号）の規定を適用する。

2　第三十五條の規定による土地の使用については、前條第一項又は第五項の規定による許可又は公告があつたときは、土地收用法第十二條又は第十四條の規定による事業の認定又は公告があつたものとみなす。

第五章　異議の申立及び裁定の申請

（異議の申立）

第三十八條　この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業局長の処分に不服のある者は、通商

産業大臣に対して異議の申立をすることができる。但し、次條の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、この限りでない。

2　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第七章（異議の申立）の規定は、前項の規定による異議の申立に準用する。

（裁定の申請）

第三十九條　第十二條の決定（採石権の譲受に係るものを除く。）、第十五條第二項（第三十條において準用する場合を含む。）の決定、第二十八條の決定、第三十六條第一項の許可若しくはその拒否又は第三十七條第一項の規定により適用される土地收用法の規定による土地の使用に関する裁決若しくは決定に不服のある者は、土地調整委員会の裁定を申請することができる。

2　前項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、土地收用法第八十一條第一項の規定による訴願を提起することができない。

第六章　補則

（手数料）

第四十條　左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一　第九條第一項の規定による許可の申請をする者	金　額 一件につき三千円
二　第十二條の規定による決定の申請をする者	一件につき三千円
三　第二十八條の規定による決定の申請をする者	一件につき三千円
四　第三十四條第二項の規定による決定の申請をする者	一件につき　千円
五　第三十六條第一項の規定による土地の使用の許可の申請をする者	一件につき三千円

（公示）

第四十一條　通商産業局長は、この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分をしたときは、省令で定める手続に従い、その要旨を公示しなければならない。

（報告及び検査）

第四十二條　通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、採石業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章　罰則

第四十三條　第三十三條第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十四條　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第三十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第四十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第四十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十五條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第六号中「又ハ賃借権」を「、賃借権又

ハ採石権」に改める。

3　不動産登記法の一部を次のように改正する。

第一條に左の一号を加える。

九　採石権

第百二十七條ノ二を第百二十七條ノ三とし、第百二十七條ノ二として次の一條を加える。

第百二十七條ノ二　採石権ノ設定又ハ移転ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ採石権設定ノ範囲及ビ其存続期間ヲ記載シ若シ登記原因ニ採石権ノ内容、採石料及ビ其支拂ノ時期ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

（内閣総理大臣・法務総裁・通商産業大臣署名）

法律第二百九十二号（二五、一二、二〇）

◉土地調整委員会設置法

目次

第一章　組織及び権限（第一條―第二十一條）
第二章　鉱区禁止地域の指定及びその解除（第二十二條―第二十四條）
第三章　裁定（第二十五條―第四十八條）
第四章　訴訟（第四十九條―第五十八條）
第五章　罰則（第五十九條―第六十四條）

附則

第一章　組織及び権限

（目的）

第一條　この法律は、土地調整委員会の事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、総理府の外局として、土地調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第三條　委員会は、鉱業又は採石業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、左に掲げる事務をつかさどる。

一　鉱区禁止地域の指定及びその解除に関すること。

二　鉱業権又は採石権の設定等に関する異議の裁定に関すること。

三　鉱業又は採石業のための土地の使用又は收用に関する異議の裁定に関すること。

（権限）

第四條　委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二　收入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務の遂行に直接必要な事務所等を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

六　所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、刊行し、及び頒布すること。

七　所掌事務の周知宣伝を行うこと。

八　委員会の公印を制定すること。

九　鉱区禁止地域を指定し、又はその指定を解除すること。

十　鉱業権の設定又は鉱区の増減に関する異議を裁定すること。

十一　鉱業権の取消に関する異議を裁定すること。

十二　採石権の設定に関する異議を裁定すること。

十三　鉱業又は採石業のための土地の使用又は收用に関する異議を裁定すること。

十四　採石権の設定に関する決定を承認すること。

十五　前各号に掲げるもの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き委員会に属させられた権限

（職権の行使）

第五條　委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織）

第六條　委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

（委員長及び委員の任命）

第七條　委員長及び委員は、人格が高潔であつて、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、且つ、法律又は経済に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2　委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、公正の福祉に関し公正な判断をすることができ、且つ、法律又は経済に関する学識経験を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3　前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（任期）

第八條　委員長及び委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員長又は委員は、前任者の残任期間在任する。

2　委員長及び委員は、再任されることができる。

（身分保障）

第九條　委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一　禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二　禁こ以上の刑に処せられたとき。

三　委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

（罷免）

第十條　内閣総理大臣は、委員長又は委員が前條各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（委員長）

第十一條　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2　委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長故障があるときに委員長を代理する者を定めておかなければならない。

（会議）

第十二條　委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2　委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　委員会は、第九條第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

（給與）

第十三條　委員長及び委員の給與は、別に法律で定める。

（特定行為の禁止）

第十四條　委員長及び委員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一　国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をすること。

二　内閣総理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること。

三　営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

（規則の制定）

第十五條　委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、土地調整委員会規則を制定することができる。

（聽聞会）

第十六條　委員会は、その職務を公正に行うため、聽聞会を開いて、広く一般の意見を聞くことができる。

（報告、調査等）

第十七條　委員会は、関係行政機関に対し、必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。

第十八條　委員会は、他の行政機関、学校、試験研究所、事業者、事業者の団体又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を嘱託することができる。但し、その調査は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）又は事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の規定に反する方法で行われてはならない。

（国会に対する報告）

第十九條　委員会は、毎年内閣総理大臣を経由して、国会に対し所掌事務の処理状況を報告し、且つ、その概要を公表しなければならない。

（事務局）

第二十條　委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。

2　委員会の事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3　委員会の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

4　委員会の事務局に置かれる職員中には、鉱業、採石業、農業、林業その他の産業又はこれらの産業に関する法令についての知識経験を有する者及び弁護士の資格を有する者を加えなければならない。

第二十一條　委員会の事務局に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

第二章　鉱区禁止地域の指定及びその解除

（指定の請求）

第二十二條　各大臣（内閣法（昭和二十二年法律第五号）第三條第一項の規定により行政事務を分担管理する各大臣をいう。以下同じ。）又は都道府県知事は、委員会に対し、一定の地域を鉱区禁止地域として指定することを請求することができる。

2　前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに、その旨を公示しなければならない。

（指定）

第二十三條　委員会は、前條第二項の規定による公示をした後、遅滞なく、通商産業大臣の意見を求め、聽聞会を開いて一般の意見を求め、土地所有者、土地に関して権利を有する者、鉱業権者、鉱業出願人その他の利害関係人を審問した上、当該地域において鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当でないと認めるときは、当該地域を鉱区禁止地域として指定する。

2　前項の規定により意見を求められた者は、書面で意見を述べることができる。

3　第一項の規定により指定をし、又は指定を拒否するには、その理由を明らかにしなければならない。

4　委員会は、第一項の規定による指定をし、又は指定を拒否したときは、これを公示しなければならない。

5　第一項の規定による指定は、公示の日から三十日を経過した日に、その効力を生ずる。

（指定の解除）

第二十四條　各大臣又は都道府県知事は、委員会に対し、鉱区禁止地域の指定を解除することを請求することができる。

2　第二十二條第二項及び前條の規定は、前項の場合に準用する。

第三章　裁定

（申請の期間）

第二十五條　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百八十七條又は採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十九條の規定による裁定の申請は、理由を明らかにした書面により、処分の通知を受けるべき者にあつては処分の通知を受けた日から、その他の者にあつては処分の公示の日から三十日以内にしなければならない。

2　正当な事由により前項の期間内に裁定を申請することができなかつたことを疎明したときは、同項の期間の経過後でも裁定を申請することができる。

（申請の却下）

第二十六條　委員会は、裁定の申請が不適法であると認めるときは、直ちに、これを却下する。

2　前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。

3　決定書には、少数意見を附記することができる。

4　委員会は、申請人に決定書の正本を送達しなければならない。

（申請と処分の執行）

第二十七條　裁定の申請は、処分の執行を停止しない。但し、委員会は、処分の執行により生ずることのある償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、申立により又は職権で、その執行を停止することができる。

2　前項但書の規定による決定をしたときは、委員会は、申請人、当該処分をした行政機関（以下「処分庁」という。）及び当該処分の相手方に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

（申請書の副本の送達）

第二十八條　委員会は、裁定の申請を受理したときは、申請書の副本を処分庁及び関係都道府県知事に送達しなければならない。

（答弁書等の提出）

第二十九條　前條の規定による申請書の副本の送達を受けたときは、処分庁は答弁書を、都道府県知事は意見書を委員会の指定する期日までに委員会に提出しなければならない。

（審理手続の開始）

第三十條　審理手続は、第二十八條の規定により、処分庁に申請書の副本を送達することにより開始する。

（審理の期日及び場所）

第三十一條　委員会は、審理の期日及び場所を定め、申請人及び処分庁に通知しなければならない。

2　委員会は、前項の規定による通知をしたときは、事案の要旨並びに審理の期日及び場所を公示しなければならない。

（審理の公開）

第三十二條　審理は、公開しなければならない。但し、公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

（調査のための処分）

第三十三條　委員会は、事件について必要な調査をするため、事件関係人の申立により又は職権で、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一　事件関係人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二　鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三　文書その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

四　事業場に立ち入り、業務の状況を検査すること。

2　委員会は、相当と認めるときは、委員又は委員会の職員に、前項の処分をさせることができる。

3　前項の規定により立入検査をする委員又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

4　第一項第四号又は第二項の規定による検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十四條　民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第二百五十八條、第二百五十九條（証拠の申出）及び第二百八十五條から第二百八十九條まで（宣誓）の規定は、委員会（第三十三條第二項の規定により処分を行う委員又は職員を含む。以下この條中同じ。）が事件関係人を審問する手続に、同法第二百五十八條、第二百五十九條（証拠の申出）、第二百七十一條から第二百七十四條まで（証人となる義務）、第二百八十條から第二百八十二條まで（証言の拒絶）、第二百八十五條から第二百九十一條まで（宣誓）、第三百二條（鑑定人となる義務）、第三百七條（鑑定人の宣誓書）、第三百十三條及び第三百十四條（文書の提出）の規定は、委員会が参考人を審問し、鑑定人に鑑定を命じ、又は文書の提出を命ずる手続について、準用する。

2　前項の場合において、「裁判所」とあるのは「土地調整委員会」と、「裁判長」とあるのは「委員長」と、それぞれ読み替えるものとする。

（意見の陳述）

第三十五條　関係行政機関又は利害関係人は、事件について、委員会に対し意見を述べることができる。

（参加）

第三十六條　委員会は、必要があると認めるときは、申立により又は職権で、裁定の結果について関係のある第三者を当事者として審理手続に参加させることができる。

K 866

2　委員会は、前項の場合においては、あらかじめ申請人及び当該第三者を審問しなければならない。

第三十七條　関係行政機関は、公益上必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、当事者として審理手続に参加することができる。

（代理人）

第三十八條　事件関係人は、弁護士を代理人とすることができる。

（調書）

第三十九條　委員会は、事件について、調書を作成しなければならない。

2　何人も、土地調整委員会規則の定める手続に従い、前項の調書を閲覧することができる。

（合議）

第四十條　裁定は、委員長及び委員の合議によらなければならない。

第四十一條　委員会の合議は、公開しない。

（裁定）

第四十二條　裁定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。

2　裁定書には、少数意見を附記することができる。

3　委員会は、申請人、参加人、処分庁及び関係都道府県知事に裁定書の正本を送達しなければならない。

4　裁定は、遅滞なく公示しなければならない。

第四十三條　裁定は、申請人に裁定書の正本が到達した時に、その効力を生ずる。

（裁定の拘束力）

第四十四條　委員会の裁定は、処分庁及び裁定に関係のある行政庁を拘束する。

第四十五條　土地に関する権利の設定及び変更並びに土地の利用法について、左に掲げる法律及びこれに基く命令の規定により行政庁の許可又は認可を要する場合において、委員会による土地の使用又は牧用の裁定があつたときは、その裁定の範囲内で当該行政庁の許可又は認可があつたものとみなす。

森林法（明治四十年法律第四十三号）

国立公園法（昭和六年法律第三十六号）

農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）

（調書の謄写等）

第四十六條　利害関係人は、委員会に対し、調書の謄写又は裁定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

（鑑定人の鑑定料）

第四十七條　第三十三條第一項第二号又は第二項の規定により鑑定を命ぜられた鑑定人は、政令で定める額の鑑定料を受ける。

（手続）

第四十八條　この章に規定するもの外、裁定に関する手続は、土地調整委員会規則で定める。

第四章　訴訟

（訴の提起）

第四十九條　委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定に不服のある者は、裁定書又は決定書の正本が到達した日から六十日以内に、訴を提起することができる。

2　前項の期間は、裁定書の正本の送達を受けない者については、第四十二條第四項の規定による公示の日から起算する。

3　正当な事由により第一項の期間内に訴を提起することができなかつたことを疎明したときは、同項の期間経過後でも、訴を提起することができる。

第五十條　裁定を申請することができる事項に関する訴は、裁定に対してのみ提起することができる。

（記録の送付）

第五十一條　委員会は、訴状の送達があつた時から三十日以内に、当該事件の記録（事件関係人、参考人又は鑑定人の審問調書その他裁判上証拠となるべき一切のものを含む。）を当該裁判所に送付しなければならない。

（事実認定の拘束力）

第五十二條　委員会の裁定に対する訴訟については、委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2　前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が判断する。

（新しい証拠）

第五十三條　当事者は、左の各号の一に該当する場合に限り、裁判所に対し、当該事件に関係のある新しい証拠の申出をすることができる。

一　委員会が正当な理由がなくて当該証拠を採用しなかつたとき。

二　委員会の審理に際して当該証拠を提出することができず、且つ、これを提出できなかつたことについて過失がなかつたとき。

2　前項各号に掲げる場合においては、当事者は、その理由を明らかにしなければならない。

3　裁判所は、第一項の規定による新しい証拠を取り調べる必要があると認めるときは、自ら取調をし、又は委員会に対し、当該事件を差しもどし、当該証拠を取り調べた上適当な措置をとるべきことを命ずることができる。

4　前三項の規定は、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第九條の適用を妨げるものではない。

（裁定の取消）

第五十四條　裁判所は、委員会の裁定が左の各号の一に該当するときは、これを取り消すことができる。

一　裁定の基礎となつた事実を立証する実質的な証拠がないとき。

二　裁定が憲法その他の法令に違反するとき。

（裁定の変更）

第五十五條　裁判所が裁定の内容が憲法その他の法令の適用について独断に過ぎ、又は不当であると認めるときは、これを変更することができる。

2　前項の場合には、裁判所は、自ら変更の裁判をし、又は変更すべき点を指示して事件を委員会に差しもどすことができる。

（却下の決定の取消）

第五十六條　裁判所は、裁定の申請の却下の決定を取り消したときは、事件を委員会に差しもどさなければならない。

（専属管轄）

第五十七條　委員会の裁定及び裁定の申請の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

（法務総裁の指揮等の例外）

第五十八條　委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定に対する訴訟については、国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第六條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第五章　罰則

第五十九條　第三十三條第一項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第六十條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、前條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りではない。

第六十一條　第三十四條の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2　前項の罪を犯した者が当該事件の裁定がある前又は裁判の確定前に自白したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第六十二條　第三十四條の規定により宣誓した事件関係人が虚偽の陳述をしたときは、五千円以下の過料に処する。

第六十三條　参考人又は鑑定人が正当な事由がないのに第三十四條の規定による宣誓を拒絶したときは、五千円以下の罰金に処する。

第六十四條　左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一　正当な事由がないのに、第三十三條第一項第一号又は第二項の規定による参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、又は報告をしない者

二　第三十三條第一項第一号又は第二項の規定による参考人に対する処分に違反して虚偽の報告をした者

三　正当な事由がないのに、第三十三條第一項第二号又は第二項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、又は鑑定をしない者

四　正当な事由がないのに、第三十三條第二項第三号又は第二項の規定による物件の所有者に対する処分に違反して物件を提出しない事件関係人以外の者

附　則

1　この法律は、鉱業法の施行の日から施行する。

2　第七條第一項の規定による委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても、行うことができる。

3　この法律の施行後最初に任命される委員の任期は、第八條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、それぞれ二年、三年、四年又は五年とする。

4　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「電波監理委員会」を「電波監理委員会」に改める。

第十八條中「電波監理委員会」を「電波監理委員会」に改める。

「電波監理委員会」	「電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第百三十三号）」
「電波監理委員会」	「電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第百三十三号）」
「電波監理委員会」	「電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第百三十三号）」
「土地調整委員会」	「土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）」

に改める。

5　国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一の総理府の項中「電波監理委員会」を「電波監理委員会」に改める。

6　特別職の職員の給與に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三　土地調整委員会の委員長及び委員

別表中「電波監理委員会委員長」を「電波監理委員会委員長」に、「電波監理委員会委員」を「電波監理委員会委員」に改める。

（内閣総理大臣・法務総裁・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・建設大臣署名）

法律第二百九十四号（二五、一二、二二）

◉競馬法の一部を改正する法律（衆法）

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二條中「横浜、」の下に「中京、」を加え、「十一箇所」を「十二箇所」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百九十五号（二五、一二、二二）

◉薬事法の一部を改正する法律

薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十二條に次の二項を加える。

3　厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるときは、薬事審議会の建議に基き、用具又は化粧品に関して、品質の最低基準を定めることができる。

4　前項の規定により品質の最低基準が定められた用具又は化粧品は、その基準に適合するものでなければ、これを販売し、授與し、又は販売若しくは授與の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

第三十三條中「厚生大臣の指定した医薬品」を「厚生大臣の指定した医薬品及び前條第三項の規定により品質の最低基準が定められた用具又は化粧品であつて厚生大臣の指定したもの」に改める。

第四十九條中「医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販売業者又は医薬品の販売業者」を「医薬品、用具又は化粧品の製造業者、輸入販売業者又は販売業者」に改め、「無償で」を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第三百号（二五、一二、二七）

◉裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五條中「二万円」を「三万千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分		報酬月額
最高裁判所長官		六〇、〇〇〇円
最高裁判所判事		四八、〇〇〇円
東京高等裁判所長官		四五、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官		四三、〇〇〇円
判事	一号	三七、〇〇〇円
	二号	三四、〇〇〇円
	三号	三一、〇〇〇円
	四号	二八、〇〇〇円
	五号	二五、〇〇〇円
判事補	一号	二〇、〇〇〇円
	二号	一八、〇〇〇円
	三号	一五、〇〇〇円
	四号	一三、〇〇〇円
	五号	一〇、〇〇〇円
	六号	九、〇〇〇円
簡易裁判所判事	一号	二八、〇〇〇円
	二号	二五、〇〇〇円
	三号	二〇、〇〇〇円
	四号	一八、〇〇〇円
	五号	一五、〇〇〇円
	六号	一三、〇〇〇円
	七号	一〇、〇〇〇円
	八号	九、〇〇〇円

附　則

この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

（法務総裁・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三百一号（二五、一二、二七）

◉検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九條中「二万四千円」を「三万七千円」に、「一万五千三十七円」を「二万千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分		俸給月額
検事総長		四八、〇〇〇円
次長検事		四〇、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長		四三、〇〇〇円
その他の検事長		四〇、〇〇〇円
検事	一号	三四、〇〇〇円
	二号	三一、〇〇〇円
	三号	二八、〇〇〇円
	四号	二五、〇〇〇円
	五号	二一、〇〇〇円
	六号	二〇、〇〇〇円
	七号	一八、〇〇〇円
副検事	一号	一五、〇〇〇円
	二号	一三、〇〇〇円
	三号	一一、〇〇〇円
	四号	一〇、〇〇〇円
	五号	九、〇〇〇円
	六号	八、〇〇〇円
	七号	七、〇〇〇円
	八号	六、〇〇〇円
	九号	五、〇〇〇円
	十号	四、〇〇〇円
	十一号	三、〇〇〇円
	十二号	二、〇〇〇円

附　則

この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

（内閣総理大臣・法務総裁・大蔵大臣署名）

法律第三百二号（二五、一二、二七）

◉未復員者給與法の一部を改正する法律（参法）

未復員者給與法（昭和二十二年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「三百円」を「千円」に改める。

第八條第一項中「千七百円」を「二千二百円」に、「千五百円」を「三千円」に改める。

第八條の三第一項中「千五百円」を「三千円」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十六年一月一日から施行し、第八條第一項の改正規定は、この法律施行前に未復員者が死亡した場合であつても、その遺骨の引取がこの法律施行後に行われるものに関して、適用する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第三百三号（二五、一二、二八）

◉毒物及び劇物取締法

（目的）

第一條　この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

（定義）

第二條　この法律で「毒物」とは、別表第一に掲げる物であつて、医薬品以外のものをいう。

2　この法律で「劇物」とは、別表第二に掲げる物であつて、医薬品以外のものをいう。

（禁止規定）

第三條　毒物又は劇物の製造業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授與の目的で製造してはならない。

2　毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授與の目的で輸入してはならない。

3　毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授與し、又は販売若しくは授與の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。但し、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を、他の毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者に販売し、授與し、又はこれらの目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列するときは、この限りでない。

（登録）

第四條　毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録は、製造所又は営業所ごとに厚生大臣が、販売業の登録

は、店舗ごとにその店舗の所在地の都道府県知事が行う。

2　毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けようとする者は、製造業者にあつては製造所、輸入業者にあつては営業所ごとに、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て、厚生大臣に申請書を出さなければならない。

3　毒物又は劇物の販売業の登録を受けようとする者は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。

4　製造業又は輸入業の登録は、五年ごとに、販売業の登録は、二年ごとに、更新を受けなければ、その効力を失う。

（登録基準）

第五條　厚生大臣又は都道府県知事は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者の設備が、左の各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、前條の登録をしてはならない。

一　毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。

二　貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。

三　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所にかぎをかける設備があること。但し、貯蔵の場所が性質上かぎをかけることのできないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。

四　毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることのできないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。

五　毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。

（登録事項）

第六條　第四條の登録は、左の各号に掲げる事項について行うものとする。

一　申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二　製造し、輸入し、又は販売しようとする毒物又は劇物の名称

三　製造所、営業所又は店舗の所在地

（事業管理人）

第七條　第四條の登録を受けて、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業を営む者（以下「毒物劇物営業者」という。）は、毒物又は劇物の取扱に関する実務を管理させるため、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、専任の事業管理人を置かなければならない。但し、自ら事業管理人として管理する製造所、営業所又は店舗については、この限りでない。

2　毒物劇物営業者が毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業のうち二以上を併せ営む場合において、その製造所、営業所又は店舗が互に隣接しているときは、事業管理人は、前項の規定にかかわらず、これらの施設を通じて一人で足りる。

3　毒物劇物営業者は、事業管理人を置いたときは、三十日以内に、製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつては厚生大臣に、販売業の登録を受けている者にあつては都道府県知事に、その事業管理人の氏名を届け出なければならない。事業管理人を変更したときも、同様とする。

（事業管理人の資格）

第八條　左の各号に掲げる者でなければ、前條の事業管理人となることができない。

一　薬剤師

二　厚生省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者

三　厚生省令で定める課目につき、都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

2　左に掲げる者は、前條の事業管理人となることができない。

一　年齢十八年に満たない者

二　精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者

三　おし、つんぼ又は盲の者

四　毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、懲役に処せられた者

（登録の変更）

第九條　第四條第二項及び第三項の規定は、毒物劇物営業者が第六條第二号に掲げる事項につき登録の変更を受けようとする場合に準用する。

（届出）

第十條　毒物劇物営業者は、左の各号の一に該当する場合には、三十日以内に、製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつては厚生大臣に、販売業の登録を受けている者にあつては都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。

一　氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。

二　毒物又は劇物を貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分を変更したとき。

三　当該製造所、営業所又は店舗における営業を廃止したとき。

（毒物又は劇物の取扱）

第十一條　毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を貯蔵し、運搬し、又は陳列する場合には、堅固な容器又は被包を用い、かぎをかけ、さくを施す等、毒物又は劇物が盗難にあい、紛失し、漏れ、流れ、又はしみ出ることを防ぐのに必要な方法を講じなければならない。

2　毒物劇物営業者は、毒物又は厚生省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

（毒物又は劇物の表示）

第十二條　毒物劇物営業者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。

2　毒物劇物営業者は、その容器及び被包に、左に掲げる事項を表示しなければ、毒物又は劇物を販売し、又は授與してはならない。

一　毒物又は劇物の名称

二　毒物又は劇物の成分及びその含量

三　厚生省令で定める毒物又は劇物については、それぞれ厚生省令で定めるその解毒剤の名称

四　毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生省令で定める事項

3　毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

（農業用毒物又は劇物の着色）

第十三條　毒物劇物営業者は、左に掲げる毒物又は劇物については、厚生省令で定める方法により着色したものでなければ、これを農業用として販売し、又は授與してはならない。

一　液剤用水銀製剤

二　塗まつ用水銀製剤

三　砒酸鉛及びその製剤

四　砒酸石灰及びその製剤

五　弗化砒酸石灰及びその製剤

六　その他政令で定める毒物又は劇物

（毒物又は劇物の譲渡手続）

第十四條　毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者に販売し、又は授與したときは、その都度、左に掲げる事項を書面に記載しておかなければならない。

一　毒物又は劇物の名称及び数量

二　販売又は授與の年月日

三　譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

2　毒物劇物営業者は、譲受人から前項各号に掲げる事項を記載し、印をおした書面の提出を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売し、又は授與してはならない。

3　毒物劇物営業者は、販売又は授與の日から五年間、前二項の書面を保存しなければならない。

（毒物又は劇物の交付の制限）

第十五條　毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を左に掲げる者に交付してはならない。

一　年齢十八年に満たない者

二　精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者

（四エチル鉛その他の取扱等）

第十六條　四エチル鉛、モノフルオール酢酸ナトリウムその他これらと同等以上の毒性を有する毒物であつて、政令で指定するものについては、政令で、その製造、貯蔵、運搬、他の物との混入及び使用の方法に関して技術上の基準を定めることができる。

2　前項の規定により政令で技術上の基準が定められたときは、同項の毒物は、その基準によらなければ、製造し、貯蔵し、運搬し、他の物と混入し、又は使用してはならない。

3　第一項の政令で指定された毒物は、同項の規定により政令で技術上の基準が定められるまでの間、製造し、輸入し、他の物と混入し、販売し、又は授與してはならない。

（立入検査等）

第十七條　厚生大臣又は都道府県知事は、保健衞生上必要があると認めるときは、毒物劇物営業者から必要な報告を徴し、又は当該職員に、これらの者の製造所、営業所、店舗その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物若しくはその疑のある物を收去させることができる。

2　前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（毒物劇物監視員）

第十八條　前條第一項に規定する当該職員の職務を行わせるために、国及び都道府県に毒物劇物監視員を置く。

（登録の取消）

第十九條　厚生大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、都道府県知事は、販売業の登録を受けている者について、これらの者の有する設備が第五條各号の基準に適合しなくなつたと認めるときは、相当の期間を定めて、その設備を同條各号の基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2　前項の命令を受けた者が、その指定された期間内に必要な措置をとらないときは、厚生大臣又は都道府県知事は、その者の登録を取り消さなければならない。

3　厚生大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、都道府県知事は、販売業の登録を受けている者について、これらの者がこの法律の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（聽聞）

第二十條　厚生大臣又は都道府県知事は、前條第三項の処分をしようとする場合においては、あらかじめ、その毒物劇物営業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

2　前項の場合において、厚生大臣又は都道府県知事は、処分をしようとする事由並びに聽聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、その毒物劇物営業者に通知し、且つ、聽聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3　聽聞の場合においては、その毒物劇物営業者は、自己のために釈明をし、且つ、証拠を提出することができる。

（登録の取消又は廃業の場合の措置）

第二十一條　毒物劇物営業者は、登録を取り消され、又はその営業を廃止したときは、その所有する毒物若しくは劇物又はその営業の設備を他の毒物劇物営業者に譲り渡し、又は保健衞生上危害を生ずるおそれのない方法により処置しなければならない。この場合には、第三條第三項の規定を適用しない。

（毒物劇物営業者以外の者に対する準用）

第二十二條　第十一條第一項、第十二條第一項及び第三項、第十七條並びに前條の規定は、毒物劇物営業者以外の者であつて、厚生省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱う者に準用する。

（手数料）

第二十三條　左の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

一　毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を申請する者　千円

二　毒物又は劇物の販売業の登録を申請する者　五百円

三　第一号の登録の更新を申請する者　三百円

四　第二号の登録の更新を申請する者　二百円

五　毒物劇物取扱者試験を受けようとする者　五百円

六　第一号の登録の変更を申請する者　二百円

七　第二号の登録の変更を申請する者　百円

2　前項第一号、第三号及び第六号の手数料のうち、その半額は、国庫の收入とし、その残額並びに同項第二号、第四号、第五号及び第七号の手数料は、都道府県の收入とする。

（罰則）

第二十四條　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三條の規定に違反した者

二　第十二條（第二十二條で準用する場合を含む。）の表示をせず、又は虚偽の表示をした者

三　第十三條又は第十五條の規定に違反した者

四　第十四條第一項又は第二項の規定に違反した者

五　第十六條第二項又は第三項の規定に違反した者

六　第十九條第三項の規定による業務の停止命令に違反した者

第二十五條　左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一　第十條第三号に規定する事項につき、その届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

二　第十四條第三項の規定に違反した者

三　第十七條第一項（第二十二條で準用する場合を含む。）の規定による厚生大臣又は都道府県知事の要求があつた場合に、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四　第十七條第一項（第二十二條で準用する場合を含む。）の規定による立入、検査、質問又は收去を拒み、妨げ、又は忌避した者

五　第二十一條（第二十二條で準用する場合を含む。）の規定に違反した者

道府県の收入とする。

（罰則）

第二十四條　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三條の規定に違反した者

二　第十二條（第二十二條で準用する場合を含む。）の表示をせず、又は虚偽の表示をした者

三　第十三條又は第十五條の規定に違反した者

四　第十四條第一項又は第二項の規定に違反した者

五　第十六條第二項又は第三項の規定に違反した者

六　第十九條第三項の規定による業務の停止命令に違反した者

第二十五條　左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一　第十條第三号に規定する事項につき、その届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

二　第十四條第三項の規定に違反した者

三　第十七條第一項（第二十二條で準用する場合を含む。）の規定による厚生大臣又は都道府県知事の要求があつた場合に、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四　第十七條第一項（第二十二條で準用する場合を含む。）の規定による立入、検査、質問又は收去を拒み、妨げ、又は忌避した者

五　第二十一條（第二十二條で準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第二十六條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務について相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（毒物劇物営業取締法の廃止）

2　毒物劇物営業取締法（昭和二十二年法律第二百六号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（経過規定）

3　この法律の施行の際、現に旧法の規定により都道府県知事に届け出て、又はその許可を受けて毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、この法律の施行の日から一年を限り、それぞれこの法律による毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録があるものとみなす。

4　毒物劇物営業取締法施行規則（昭和二十二年厚生省令第三十八号）第四條の事業管理人試験に合格した者は、第八條の毒物劇物取扱者試験に合格した者とみなす。

5　この法律の施行の際、現に旧法の規定により表示のされている毒物又は劇物については、この法律の施行の日から一年を限り、この法律の規定による表示がされているものとみなす。

6　この法律の施行の際、現に旧法第十條第二項の規定により保存されている文書の保存については、なお従前の例による。

7　この法律の施行前、旧法の規定により、毒物劇物営業を営んでいる者についてした処分その他の行為で、この法律に相当規定のあるものは、この法律の当該規定によつてした処分その他の行為とみなす。

8　この法律の施行前になされた違反行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後も、旧法は、なおその効力を有する。

9　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改める。

第五條第五十号を次のように改める。

五十　毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を行い、その登録を取り消し、及び営業の停止を命ずること。

第二十九條第一項の表薬事審議会の項目的の欄中「再審査を行うこと。」を「再審査を行い、並びに毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）に定める事項について厚生大臣に建議すること。」に改める。

10　薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第七條中「及び新医薬品その他業事に関し」を「並

びにこの法律に規定する薬事に関し、又は毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）に定める事項に関して、に改める。

別表第一

一　黄燐、硫化燐及びこれらのいずれかを含有する製剤

二　クラーレ及びこれを含有する製剤

三　シアン化合物及びこれを含有する製剤。但し、ベルリン青、黄血塩、赤血塩、ロダン化合物及び石灰窒素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

四　水銀化合物及びこれを含有する製剤。但し、朱、甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞、雷汞及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

五　セレン化合物及びこれを含有する製剤

六　四エチル鉛

七　ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ニコチンとして一〇％以下を含有するものを除く。

八　砒素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤

九　弗化水素酸

十　モノフルオール酢酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

十一　前各号に掲げる物の外、毒性のある物であつて政令で定めるもの

別表第二

一　亜硝酸塩類

二　アニリン及びその化合物

三　亜鉛塩類。但し、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。

四　アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。但し、金硫黄を除く。

五　アンモニア水。但し、アンモニア一〇％以下を含有するものを除く。

六　塩酸及びその含有物。但し、塩化水素一〇％以下を含有するものを除く。

七　塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。但し、発薬を除く。

八　過酸化水素を含有する製剤。但し、過酸化水素三・三％以下を含有するものを除く。

九　過酸化ソーダ及びこれを含有する製剤。但し、過酸化ナトリウム五％以下を含有するものを除く。

十　苛性カリ及びこれを含有する製剤。但し、苛性カリウム五％以下を含有するものを除く。

十一　苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。但し、苛性ナトリウム五％以下を含有するものを除く。

十二　カドミウム化合物

十三　可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤

十四　カリウム

十五　甘汞及びこれを含有する製剤

十六　金化合物。但し、雷金を除く。

十七　銀の無機酸塩類。但し、塩化銀及び雷酸銀を除く。

十八　クロム酸塩類、重クロム酸塩類、無水クロム酸及びこれらのいずれかを含有する製剤

十九　クロルエチル

二十　クロル酢酸類

二十一　クロルピクリン及びこれを含有する製剤

二十二　クロロホルム

二十三　硅弗化水素酸塩類

二十四　篩酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。但し、篩酸として一〇％以下を含有するものを除く。

二十五　四塩化炭素及びこれを含有する製剤

二十六　しきみの実

二十七　錫塩類

二十八　スルホナール、メチルスルホナール及びこれらのいずれかを含有する製剤

二十九　石炭酸及びこれを含有する製剤。但し、石炭酸五％以下を含有するものを除く。

三十　硝酸及びその含有物。但し、硝酸一〇％以下を含有するものを除く。

三十一　銅塩類。但し、雷銅を除く。

三十二　トルイジン、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤

三十三　ナトリウム

三十四　鉛化合物。但し、鉛丹、硫酸鉛、鉛白及び四エチル鉛を除く。

三十五　ニコチンとして一〇％以下を含有する製剤

三十六　ニトロベンゾール

三十七　二硫化炭素及びこれを含有する製剤

三十八　発煙硫酸

三十九　バリウム化合物。但し、硫酸バリウムを除く。

四十　パラフエニレンヂアミン、パラトルイレンヂアミン、その各化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤

四十一　ピクリン酸及びその塩類。但し、爆発薬を除く。

四十二　ヒドロキシルアミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

四十三　ブロム

四十四　ブロムエチル

四十五　ブロム水素酸

四十六　ベタナフトール及びこれを含有する製剤。但し、ベタナフトール一％以下を含有するものを除く。

四十七　ホルムアルデヒド含有物。但し、ホルムアルデヒド一％以下を含有するものを除く。

四十八　メタノール

四十九　ヨード及びこれを含有する製剤

五十　ヨード水素酸

五十一　ロテノン及びロテノンを含有する生薬（デリス根、魚藤根の類）並びにこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ロテノン二％以下を含有するものを除く。

五十二　硫酸及びその含有物。但し、硫酸一〇％以下を含有するものを除く。

五十三　前各号に掲げる物の外、劇性のある物であつて政令で定めるもの。

（厚生・通商産業・運輸・内閣総理大臣署名）

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第一号（二六、一、六）

◉協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二條に次の一項を加える。

3　大蔵大臣は、第一項の規定により免許の申請があつた場合においては、定款、事業の方法又は事業の計画が法令の規定に違反し、又は政令の定める基準に適合しないときを除いて、免許しなければならない。

法律第　号

◉松江国際文化観光都市建設法（衆法）

（目的）

第一條　この法律は、松江市が明びな風光とわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできない多くの文化財を保有し、ラフカデイオ・ハーン（小泉八雲）の文筆を通じて世界的に著名であることにかんがみて、同市を国際文化観光都市として建設し、その文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によつて、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、わが国の経済復興に寄與することを目的とする。

（計画及び事業）

第二條　松江国際文化観光都市を建設する都市計画（以下「松江国際文化観光都市建設計画」という。）は都市計画法（大正八年法律第三十六号）第一條に定

める都市計画の外、国際文化観光都市としてふさわしい文化観光施設の計画を含むものとする。

2　松江国際文化観光都市を建設する事業（以下「松江国際文化観光都市建設事業」という。）は、松江国際文化観光都市建設計画を実施するものとする。

（事業の執行）

第三條　松江国際文化観光都市建設事業は、松江市の市長が執行する。

2　松江市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、松江国際文化観光都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

（事業の援助）

第四條　国及び地方公共団体の関係諸機関は、松江国際文化観光都市建設事業が第一條の目的にてらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならない。

（特別の助成）

第五條　国は、松江国際文化観光都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲與することができる。

（報告）

第六條　松江国際文化観光都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも、六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2　内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、松江国際文化観光都市建設事業の状況を報告しなければならない。

（法律の適用）

第七條　松江国際文化観光都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法を適用するものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の際、現に執行中の松江都市計画事業は、これを松江国際文化観光都市建設事業とみなす。

3　この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、松江市の住民の投票に付するものとする。

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁　署名）

法律第　号

◉芦屋国際文化住宅都市建設法（衆法）

（目的）

第一條　この法律は、芦屋市が国際文化の立場から見て惠まれた環境にあり、且つ、住宅都市としてすぐれた立地條件を有していることにかんがみて、同市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適合するように建設し、外客の誘致、ことにその定住を図り、わが国の文化観光資源の利用開発に資し、もつて国際文化の向上と経済復興に寄與することを目的とする。

（計画及び事業）

第二條　芦屋国際文化住宅都市を建設する都市計画（以下「芦屋国際文化住宅都市建設計画」という。）は、都市計画法（大正八年法律第三十六号）第一條に定める都市計画の外、国際文化住宅都市にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2　芦屋国際文化住宅都市を建設する事業（以下「芦屋国際文化住宅都市建設事業」という。）は、芦屋国際文化住宅都市建設計画を実施するものとする。

（事業の執行）

第三條　芦屋国際文化住宅都市建設事業は、芦屋市の市長が執行する。

2　芦屋市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、芦屋国際文化住宅都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

（事業の援助）

第四條　国及び地方公共団体の関係諸機関は、芦屋国際文化住宅都市建設事業が第一條の目的にてらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならない。

（特別の助成）

第五條　国は、芦屋国際文化住宅都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲與することができる。

（報告）

第六條　芦屋国際文化住宅都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2　内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、芦屋国際文化住宅都市建設事業の状況を報告しなければならない。

（法律の適用）

第七條　芦屋国際文化住宅都市建設計画及び芦屋国際文化住宅都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）及び都市計画法の適用があるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の際、現に執行中の芦屋特別都市計画事業は、これを芦屋国際文化住宅都市建設事業とみなす。

3　この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、芦屋市の住民の投票に付するものとする。

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁　署名）

法律第　号

◉松山国際観光温泉文化都市建設法（衆法）

（目的）

第一條　この法律は、国家文化の向上を図り、世界恒久平和の理想を達成するとともに観光温泉資源の開発によつて経済復興に寄與するため、松山市を国際観光温泉文化都市として建設することを目的とする。

（計画及び事業）

第二條　松山国際観光温泉文化都市を建設する都市計画（以下「松山国際観光温泉文化都市建設計画」という。）は、都市計画法（大正八年法律第三十六号）第一條に定める都市計画の外、国際観光温泉文化都市にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2　松山国際観光温泉文化都市を建設する事業（以下「松山国際観光温泉文化都市建設事業」という。）は、松山国際観光温泉文化都市建設計画を実施するものとする。

（事業の執行）

第三條　松山国際観光温泉文化都市建設事業は、松山市の市長が執行する。

2　松山市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、松山国際観光温泉文化都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

（事業の援助）

第四條　国及び地方公共団体の関係諸機関は、松山国際観光温泉文化都市建設事業が第一條の目的にてらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならない。

（特別の助成）

第五條　国は、松山国際観光温泉文化都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲與することができる。

（報告）

第六條　松山国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少

くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2　内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、松山国際観光温泉文化都市建設事業の状況を報告しなければならない。

（法律の適用）

第七條　松山国際観光温泉文化都市建設計画及び松山国際観光温泉文化都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）及び都市計画法の適用があるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の際、現に執行中の松山特別都市計画事業は、これを松山国際観光温泉文化都市建設事業とみなす。

3　この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、松山市の住民の投票に付するものとする。

（内閣総理大臣・法務総裁・各省大臣・経済安定本部総裁　署名）

部門別索引

一　第九回国会（昭和二十五年十一月二十一日召集）で制定した法律計五九日閉会）で制定した法律計五十一件を十部門に分類して掲載した。

二　制定法律の次に△の記号を冠して制定法律によつて改廃された法令の件名を掲載した。カツコの中の記載件名がその法令を改廃した法律である。

例えば△国家行政組職法（昭二三法一二〇）の一部改正――（昭二五法二五五運輸省設置法等の一部を改正する法律による）とあるのは国家行政組織法の一部が運輸省設置法等の一部を改正する法律によつて改正されたことを表わしたものである。

第一　国家行政組織関係

(1) 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一四法二六二）……六
(2) 全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一一法二五四）……四
(3) 日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一四法二六三）……二八
(4) 土地調整委員会設置法（昭二五・一二・二〇法二九二）……九七
(5) 運輸省設置法等の一部を改正する法律（昭二五・一二・一二法二五五）……四
△国家行政組織法（昭二三法一二〇）の一部改正――（昭二五法二五五運輸省設置法等の一部を改正する法律による）……六
△国家行政組織法（昭二三法一二〇）の一部改正――（昭二五法二九二土地調整委員会設置法による）……一〇三
△行政機関職員定員法（昭二四法一二六）の一部改正――（昭二五法二六〇裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律による）……一四
△行政機関職員定員法（昭二四法一二六）の一部改正――（昭二五法二五五運輸省設置法等の一部を改正する法律による）……六
△行政機関職員定員法（昭二四法一二六）の一部改正――（昭二五法二六四中小企業信用保険法による）……三〇
△総理府設置法（昭二四法一二七）の一部改正――（昭二五法二九二土地調整委員会設置法による）……一〇三
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二五法二六八日本輸出銀行法による）……三八
△厚生省設置法（昭二四法一五一）の一部改正――（昭二五法三〇三毒物及び劇物取締法による）……一〇九
△通商産業省設置法（昭二四法一〇二）の一部改正――（昭二五法二六四中小企業信用保険法による）……三〇
△通商産業省設置法（昭二四法一〇二）の一部改正――（昭二五法二九〇鉱業法施行法による）……八六
△通商産業省設置法（昭二四法一〇二）の一部改正――（昭二五法二六五中小企業信用保険特別会計法による）……三
△通商産業省設置法（昭二四法一〇二）の一部改正――（昭二五法二七〇特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律による）……四三
△中小企業庁設置法（昭二三法八三）の一部改正――（昭二五法二六四中小企業信用保険法による）……三〇

△中小企業庁設置法(昭二三法八三)の一部改正――(昭二五法二六五 中小企業信用保険特別会計法による)……三
△運輸省設置法(昭二四法一五七)の一部改正――(昭二五法二六九 国立学校設置法等の一部を改正する法律による)……元
△電気通信省設置法(昭二三法二四五)の一部改正――(昭二五法二五五 運輸省設置法等の一部を改正する法律による)……六

第二 公務員関係

(6) 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭二五・一二・一二法二五六)……六
(7) 国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・一九法二七八)……四八
(8) 国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律(昭二五・一二・一五法二六六)……三
△特別職の職員の給与に関する法律(昭二四法二五二)の一部改正――(昭二五法二九二 土地調整委員会設置法による)……一〇三

第三 地方行政関係

(9) 地方公務員法(昭二五・一二・一三法二六一)……一〇四
△地方税法(昭二五法二二六)の一部改正――(昭二五法二九〇 鉱業法施行法による)……一〇
△地方税法(昭二五法二二六)の一部改正――(昭二五法二七七 水産業協同組合法の一部を改正する法律による)……一四

第四 裁判所・法務関係

(10) 裁判所法の一部を改正する法律(昭二五・一二・二〇法二八七)……一〇
(11) 裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律(昭二五・一二・一三法二六〇)……一〇
(12) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・二七法三〇〇)……一〇
(13) 判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・一九法二八〇)……一〇
(14) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・二七法三〇一)……一〇四
(15) 民事訴訟法等の一部を改正する法律(昭二五・一二・二〇法二八八)……一〇
(16) 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(昭二五・一二・一九法二八一)……一〇
(17) 刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律(昭二五・一二・一五法二六七)……一三
△民事訴訟費用法(明二三法六四)の一部改正――(昭二五法二八八 民事訴訟法等の一部を改正する法律による)……一〇
△民事訴訟用印紙法(明二三法六五)の一部改正――(昭二五法二八八 民事訴訟法等の一部を改正する法律による)……一〇
△商法(明三二法四八)の一部改正――(昭二五法二九〇 鉱業法施行法による)……一〇
△不動産登記法(明三二法二四)の一部改正――(昭二五法二九一 採石法による)……一〇
△鉱業抵当法(明三八法五五)の一部改正――(昭二五法二九〇 鉱業法施行法による)……一〇

第五 財政・金融関係

(18) 所得税法臨時特例法(昭二五・一二・二〇法二八二)……一〇
(19) 食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・二〇法二八三)……一〇
(20) 物品税法の一部を改正する法律(昭二五・一二・二〇法二八六)……一〇
(21) 酒税法の一部を改正する法律(昭二五・一一・三〇法二五二)……一〇
(22) 砂糖消費税法の一部を改正する法律(昭二五・一二・二〇法二八四)……一〇
(23) 揮発油税法の一部を改正する法律(昭二五・一二・二〇法二八五)……一〇
(24) 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(昭二五・一二・一八法二七三)……一〇
(25) 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・一八法二七四)……一〇
(26) 米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律(昭二五・一二・一八法二七五)……一〇
△経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律(昭二九法四)の一部改正――(昭二五法二七〇 特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律による)……一〇
(27) 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律(昭二五・一二・一八法二七二)……一〇
(28) 中小企業信用保険特別会計法(昭二五・一二・一四法二六五)……一〇
(29) 特別鉱害復旧特別会計法(昭二五・一二・一六法二七一)……一〇
(30) 郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭二五・一二・一五法二七六)……一〇
(31) 日本輸出銀行法(昭二五・一二・一五法二六八)……一〇
(32) 国民金融公庫法の一部を改正する法律(昭二五・一二・一五法二七八)……一〇
(33) 協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律(昭二六・一・六法一)……一一
△貿易特別会計法(昭二四法四一)の一部改正――(昭二五法二七二 米国対日援助物資等処理特別会計法による)……一〇
△登録税法(明二九法二七)の一部改正――(昭二五法二七七 水産業協同組合法の一部を改正する法律による)……一〇
△登録税法(明二九法二七)の一部改正――(昭二五法二九〇 鉱業法施行法による)……一〇
△法人税法(昭二二法二八)の一部改正――(昭二五法二七七 水産業協同組合法の一部を改正する法律による)……一〇
△富裕税法(昭二五法一七四)の一部改正――(昭二五法二九〇 鉱業法施行法による)……一〇
△相続税法(昭二五法七三)の一部改正――(昭二五法二九〇 鉱業法施行法による)……一〇
△印紙税法(明三二法五四)の一部改正――(昭二五法二七〇 特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律による)……一〇
△登録税法(明二九法二七)の一部改正――(昭二五法二七〇 特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律による)……一〇
△登録税法(明二九法二七)の一部改正――(昭二五法二九一 採石法による)……一〇
△登録税法(明二九法二七)の一部改正――(昭二五法二七七 水産業協同組合法の一部を改正する法律による)……一〇
△登録税法(明二九法二七)の一部改正――(昭二五法二九〇 鉱業法施行法による)……一〇

正――（昭二五法一九〇鉱業法施行法による）……八
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五法一七二）の一部改正――（昭二五法二六八日本輸出銀行法による）……三
△外国人の財産取得に関する政令（昭二四政五一一）の一部改正――（昭二五法二九〇鉱業法施行法による）……九
△貴金属管理法（昭二五法一二八）の一部改正――（昭二五法二九〇鉱業法施行法による）……八
△国庫出納金等端数計算法（昭二五法六一）の一部改正――（昭二五法二六八日本輸出銀行法による）……三
△貸金業等の取締に関する法律（昭二四法一七〇）の一部改正――（昭二五法二六八日本輸出銀行法による）……三

第六　産業・経済

(34) 中小企業信用保険法（昭二五・一二・一四法二六四）……三
(35)(36) 鉱業法（昭二五・一二・二〇法二八九）……三
鉱業法施行法（昭二五・一二・二〇法二九〇）……八

(37) 特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一六法二七〇）……三
(38) 採石法（昭二五・一二・二〇法二九一）……九
(39) 競馬法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一二法二五九）……四
(40) 競馬法の一部を改正する法律（昭二五・一二・二一法二九四）……一〇
(41) 水産業協同組合法の一部を改正する法律（昭二五・一二・一八法二七七）……三
(42) 塩田等災害復旧事業費補助法（昭二五・一二・一二法二五七）……二
(43) 漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律（昭二五・一二・九法二五三）……三

△帝国鉱業開発株式会社法（昭一四法八二）の一部改正――（昭二五法二九〇鉱業法施行法による）……六
△鉱業法（明三八法四五）の廃止――（昭二五法二八九鉱業法による）……八
△砂鉱法（明四二法一三）の廃止――（昭二五法二八九鉱業法による）……八
△鉱山保安法（昭二四法七〇）の一部改正――（昭二五法二九〇鉱業法施行法による）……八
△石油資源開発法（昭二三法三一）の一部改正――（昭二五法二九〇鉱業法施行法による）……八
△火薬類取締法（昭二五法一四九）の一部改正――（昭二五法二九〇鉱業法施行法による）……八

第七　交通・建設関係

(44) 松江国際文化観光都市建設法（昭二五・　）……二
(45) 芦屋国際文化住宅都市建設法（昭二五・　）……三
(46) 松山国際観光温泉文化都市建設法（昭二五・　）……三

△国内航空運送事業令（昭二五政三二七）の一部改正――（昭二五法二五五運輸省設置法等の一部を改正する法律による）……六

第八　教育関係

(47) 国立学校設置法等の一部を改正する法律（昭二五・一二・一六法二六九）……三

第九　厚生関係

(48) 船員保険法等の一部を改正する法律（昭二五・一二・一九法二七九）……四

(49) 未復員者給與法の一部を改正する法律（昭二五・一二・二七法三〇二）……一〇五
(50) 薬事法の一部を改正する法律（昭二五・一二・二二・法二九五）……一〇三
(51) 毒物及び劇物取締法（昭二五・一二・二八法三〇三）……一〇五

△船員保険法の一部を改正する法律（昭二三法一二八）の一部改正――（昭二五法二七九船員保険法等の一部を改正する法律による）……四
△国立公園法（昭六法三六）の一部改正――（昭二五法二九〇鉱業法施行法による）……八
△薬事法（昭二三法一九七）の一部改正――（昭二五法三〇三毒物及び劇物取締法による）……一〇
△毒物劇物営業取締法（昭二二法二〇六）の廃止――（昭二五法三〇三毒物及び劇物取締法による）……一〇

第十　労働関係

△労働基準法（昭二二法四九）の一部改正――（昭二五法二九〇鉱業法施行法による）……八
△労働者災害補償保険法（昭二二法五〇）の一部改正――（昭二五法二

第八回国会法律集補遺表

区別	頁	段	行	原	補遺	備考
目次	二		四	法律第　号	法律第二百五十一号	
〃	〃		〃	京都国際文化観光都市建設法	京都国際文化観光都市建設法（昭二五・一〇・二二公布）（衆法）	
〃	〃		五	法律第　号	法律第二百五十号	
〃	〃		〃	奈良国際文化観光都市建設法	奈良国際文化観光都市建設法（昭二五・一〇・二一公布）（衆法）	
〃	〃		六	法律第　号	法律第二百四十八号	
〃	〃		〃	横浜国際港都建設法	横浜国際港都建設法（昭二五・一〇・二一公布）（衆法）	
〃	〃		七	法律第　号	法律第二百四十九号	
〃	〃		〃	神戸国際港都建設法	神戸国際港都建設法（昭二五・一〇・二一公布）（衆法）	
件名索引	一	中	一三	（昭二五・　法　）	（昭二五・一〇・二一・法二五一）	
〃	一	下	八	（昭二五・　法　）	（昭二五・一〇・二一・法二四九）	
〃	二	中	終りから二	（昭二五・　法　）	（昭二五・一〇・二一・法二五〇）	
〃	三	上	五	（昭二五・　法　）	（昭二五・一〇・二一・法二四八）	
部門別索引	二	中	終りから二一	（昭二五・　法　）	（昭二五・一〇・二一・法二五一）	
〃	〃	下	一	（昭二五）	（昭二五・一〇・二一・法二四八）	
〃	〃	〃	二	（昭二五）	（昭二五・一〇・二一・法二四九）	
〃	〃	〃	三	（昭二五）	（昭二五・一〇・二一・法二五〇）	

第八回国会法律集印刷後公布された法律の公布年月日、法律番号等を補遺として掲げた。

（印刷庁製造）